

## 第1回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成23年8月6日 午後1時～  
ホテルグリーンパーク津 6階  
「木犀の間」

- 1 開会あいさつ（議長）
- 2 座長の選出
- 3 諮問書の交付
- 4 審議
  - (1) 調査の進め方について
  - (2) その他
- 5 閉会あいさつ（副議長）



議員報酬等に関する在り方調査会 委員名簿

平成23年8月6日現在

	名前	所属・役職	備考
委員	青山 彰久 あおやま てるひさ	読売新聞東京本社 編集委員	
委員	大森 彌 おおもり わたる	東京大学 名誉教授	
委員	岡本 直之 おかもと なおゆき	三重県経営者協会 会長	
委員	金森 美智子 かのみちり みちこ	日本労働組合総連合会三重県連合会 副事務局長	
委員	廣瀬 克哉 ひろせ かつや	法政大学法学部 教授	

(五十音順)



## 議員報酬等に関する在り方調査会 運営要綱

### (趣旨)

第1条 県議会として、議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の規定により設置された「議員報酬等に関する在り方調査会」（以下「調査会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 調査会は、次に掲げる事項について、三重県議会議長（以下「議長」という。）の諮問に基づき調査し、報告を行うものとする。

- (1) 議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方に関すること。
- (2) その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題に関すること。

### (組織)

第3条 調査会は、委員5名以内で組織する。

- 2 前項の委員は、議長が委嘱する。
- 3 調査会に、座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により定める。
- 5 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成24年6月30日までとする。

### (座長)

第5条 調査会は、座長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、議長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、第2条に定める事項に関し、委員以外の者に対し調査会に出席を求め、必要な説明や資料の提供を求めることができる。

### (謝金及び費用弁償)

第6条 委員に対する謝金及び費用弁償は、議長が別に定める。

### (事務)

第7条 調査会の事務は、三重県議会事務局総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、三重県議会基本条例第13条第3項の規定により議長が定める。

### 附 則

この要綱は、調査会の設置に関する議決の日から施行する。



三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和三十一年十月一日

三重県条例第四十四号

最終改正：平成二二年一月二八日

三重県条例第六九号

三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布する。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

題名改正〔平成二〇年条例三九号〕

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成二〇年条例三九号〕

第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。

議長 月額 百二万円

副議長 月額 九十万円

議員 月額 八十三万円

一部改正〔昭和三二年条例四八号・三五年五六号・三六年五〇号・三九年八号・四一年五七号・四三年四一号・四五年六号・四七年八号・四八年六一号・五〇年二〇号・五二年三号・五三年三八号・五六年六号・五九年二号・六〇年七号・六三年四号・平成二年二三号・四年二四号・六年二八号・八年二四号・二〇年三九号〕

第三条 新たに議員の職についたときは、その日から議員報酬を支給する。

2 議長、副議長又は議員が職務の異動により議員報酬の額に変更を生じたときは、その日から新たに定められた議員報酬を支給する。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成一八年条例五一号・二〇年三九号〕

第四条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職等により議員の職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの議員報酬を支給する。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成一八年条例五一号・二〇年三九号〕

第五条 前二条の規定により議員報酬を支給する場合（死亡したときを除く。）であつて月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

全部改正〔平成一八年条例五一号〕、一部改正〔平成二〇年条例三九号〕

第六条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。

第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。

- 2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。
- 3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 4 公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。
- 5 公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。
- 6 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、かつ、県の所有する自動車（借上バスを含む。以下同じ。）による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかつた場合は、この限りでない。
- 7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
  - 一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。） 千円
  - 二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。） 千円
  - 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行 二千元
- 8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
  - 一 一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 二千元
  - 二 前項第三号に該当する旅行をする場合 二千元
  - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円
- 9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。
- 10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。
  - 一 宿泊料 一万六千五百円
  - 二 食卓料 三千三百円
- 11 同一地域（旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。）内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。

全部改正〔平成一六年条例四〇号〕、一部改正〔平成二一年条例四一号・二二年六九号〕



第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。

追加〔平成八年条例二四号〕、一部改正〔平成一六年条例四〇号〕

第九条 議長、副議長及び議員で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた者（当該これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百八十七・五、十二月に支給する場合には百分の二百二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 前項において、任期満了等の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了等による選挙により再び議員となつた者に支給する当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成元年条例四三号・二年三八号・三年三四号・五年二七号・六年四七号・九年六六号・一一年六七号・一二年九二号・一三年七九号・一四年七四号・一五年五五号・一七年八七号・一八年九号・二〇年三九号・二一年六八号・二二年五七号〕

第十条 議員報酬の支給日は毎月十五日とし、期末手当の支給日は六月三十日及び十二月十日とする。ただし、これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 支給日以前に議会が招集されているときは、前項の規定にかかわらず、議員報酬及び期末手当を繰り上げて支給することができる。

全部改正〔昭和五八年条例二一号〕、一部改正〔昭和六一年条例四四号・平成一四年七四号・二〇年三九号・二一年四七号〕

第十一条 議員報酬及び期末手当は、議長、副議長及び議員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への口座振替の方法により支給することができる。

追加〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成二〇年条例三九号〕

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

2 この条例の規定につき、三重県職員等の旅費及び費用弁償の臨時特例に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十八号）に別段の規定があるときは、当該条例によるものとする。

3 三重県議会議員の報酬及び費用弁償条例（昭和三十年三重県条例第十九号）は廃止する。

- 4 第七条の規定による職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第九項の規定は適用しない。

追加〔平成八年条例二四号〕

- 5 平成八年十月及び十一月に支給する議長、副議長及び議員の報酬の額については、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の百分の十に相当する額を減じて得た額とする。

追加〔平成八年条例三九号〕

- 6 第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第十五条第二項の規定は適用しない。

追加〔平成一二年条例九七号〕、一部改正〔平成一六年条例四〇号〕

- 7 平成二十一年六月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の二百十二・五」とあるのは、「百分の百九十二・五」とする。

追加〔平成二一年条例四七号〕

附 則 (以下省略)

---

#### ○ 議員報酬からの拠出について

三重県議会は、平成23年6月14日、東日本大震災の復旧・復興支援に充てるため、議員報酬月額10%相当額の12か月分を拠出することを決定した。

これは、議員報酬を条例附則等により削減すると、

- ・一般財源化され、議会が真に必要と認める現地支援に充てられなくなること。
- ・第三者機関での調査・検討に影響を及ぼす可能性があること。

を考慮したものである。

## 三重県政務調査費の交付に関する条例

平成十三年三月二十七日

三重県条例第四十九号

最終改正：平成二十三年六月三十日

三重県条例第三十三号

三重県政務調査費の交付に関する条例をここに公布します。

三重県政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、三重県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一四年条例四四号・二〇年三九号〕

(政務調査費の交付)

第二条 政務調査費は、三重県議会の会派（所属議員が一人の会派を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(政務調査費の額)

第三条 会派に係る政務調査費の額は、一月当たり、十五万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務調査費の額は、一月当たり、十八万円とする。

(政務調査費の交付対象等)

第四条 会派に係る政務調査費は、月の初日に結成されている会派を交付の対象とし、前条第一項の所属議員数は、月の初日における各会派の所属議員数とする。

2 月の途中において、会派の所属議員数の異動、会派の結成、合併、分離若しくは解散又は議会の解散があった場合においても、当該月の会派に係る政務調査費の額は変更しない。

3 会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

4 議員に係る政務調査費は、月の初日に在職する議員を交付の対象とする。

5 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合においても、当該月の議員に係る政務調査費の額は変更しない。

(会派の届出)

第五条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、議長が別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派が解散したときは、代表者は議長が別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第六条 議長は、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について、議長が別に定める様式により毎年度四月五日までに知事に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知の後、当該年度終了までの間において、前条の規定による届出がなされ、前項の規定による通知の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第七条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求する

ものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務調査費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、第五条第一項の会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費から調整する。

5 一四半期の途中において、会派が解散したときは、当該会派の代表者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の使途)

第九条 会派及び議員は、政務調査費を別表に定める使途の項目ごとに議長が別に定める使途基準に従い支出しなければならない。

一部改正〔平成一九年条例三三号〕

(収支報告書)

第十条 会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年

度終了後三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 一 政務調査費に係る収入の総額
  - 二 政務調査費に係る支出の総額並びに別表に定める使途の項目ごとの支出の額及び主たる支出の内訳
  - 三 政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除した額
- 2 会派の代表者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を、解散の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 会派の代表者及び議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる証拠書類等を添付しなければならない。
- 一 政務調査費に係る領収書その他の証拠書類の写し
  - 二 議長が別に定める書類
- 一部改正〔平成一九年条例三三号・二〇年二九号〕

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

- 第十二条 会派の代表者及び議員は、第十条第一項第三号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び写しの閲覧)

- 第十三条 議長は、第十条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等を、その提出すべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類等の写しを作成し、これを閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定による写しの作成は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条各号に規定する非開示情報を除いて行うものとする。
- 4 第二項の規定による閲覧は、議長が別に定める方法により行うものとする。
- 一部改正〔平成一九年条例三三号〕

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

一部改正〔平成二一年条例四〇号〕

(政務調査費の額の特例)

2 平成二十一年四月一日から平成二十三年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、十一万七千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

追加〔平成二一年条例四〇号〕

3 平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

追加〔平成二三年条例三十三号〕

附 則 (以下省略)

別表 (第九条・第十条関係)

種 別	使途の項目
会派に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務費 人件費
議員に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務所費 事務費 人件費

# 議員報酬等に関する在り方調査会 調査スケジュール (案)

調査内容	備考	調査内容	備考
8月6日 第1回 ・座長の選出 ・調査スケジュールの協議 ・調査方法の検討		24年 2月 第7回 ・政務調査費に関する調査、検討	
9月 第2回 ・議員報酬に関する調査、検討		3月 第8回 ・政務調査費に関する調査、検討	
10月 第3回 ・議員報酬に関する調査、検討		4月 第9回 ・政務調査費に関する調査、検討	
11月 第4回 ・議員報酬に関する調査、検討		5月 第10回 ・政務調査費に関する調査、検討	
12月 第5回 ・議員報酬に関する調査、検討		6月 第11回 政務調査費に関する報告	
24年 1月 第6回 ・議員報酬に関する報告			

## 考えられる調査項目及び調査方法(案)

### (1)議員報酬

- ・他府県議会との比較
- ・知事、副知事等との比較
- ・他業種との比較
- ・議員活動の実態調査 (聴き取り、アンケートなど)
- ・委員間での協議

※ 調査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見や資料を求めることができる。

※ 議員報酬、政務調査費とも、報告取りまとめ後に全員協議会を開催して説明を予定している。

### (2)政務調査費

- ・他府県議会との比較
- ・政務調査活動の実態調査 (資料調査、聴き取り、アンケートなど)
- ・委員間での協議





## 配付資料一覧

### (議員報酬関係)

- ・ 議員報酬に係る条例本則の月額及び期末手当の割合 資料 1-1
- ・ 議員報酬の実支給額等 資料 1-2
- ・ 三重県特別職報酬等審議会答申及び資料 (平成18年) 資料 2-1
- ・ 三重県特別職報酬等審議会答申 (平成17年) 資料 2-2
- ・ 三重県特別職報酬等審議会答申 (平成14年) 資料 2-3
- ・ 知事及び副知事の給与条例本則の月額及び期末手当の割合 資料 3-1
- ・ 知事及び副知事の給与の実支給額等 資料 3-2

### (政務調査費関係)

- ・ 政務調査費制度について 資料 4-1
- ・ 政務調査費に関する調 資料 4-2



議員報酬に係る条例本則の月額及び期末手当の割合

平成23年7月20日現在

都道府県	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)	報酬月額《単位：千円》			適用年月日		期末手当の割合			備考
			議長	副議長	議員	議長	議員	6月	12月	3月	
北海道	83,456	5,507	1,160 ( 1,050 )	1,040 ( 950 )	900 ( 820 )	4.10.1 ( 2.10.1 )	140	155	-	有	45
	9,644	1,373	910 ( 860 )	810 ( 770 )	780 ( 740 )	5.12.1 ( 3.10.1 )	140	155	-	有	45
	15,278	1,331	890 ( 930 )	800 ( 830 )	770 ( 800 )	18.4.1 ( 7.10.1 )	140	155	-	有	45
	11,636	1,086	910 ( 860 )	810 ( 770 )	780 ( 740 )	5.4.1 ( 3.4.1 )	137.5	155	-	有	45
道	6,862	2,348	1,020 ( 1,030 )	910 ( 920 )	840 ( 850 )	18.4.1 ( 9.4.1 )	155	165	-	有	45
	6,652	1,169	867 ( 930 )	774 ( 830 )	746 ( 800 )	18.4.1 ( 7.4.1 )	137.5	147.5	-	有	45
	13,782	2,029	1,010 ( 950 )	900 ( 850 )	830 ( 810 )	7.10.1 ( 6.4.1 )	140	150	-	有	45
	2,102	13,162	1,282 ( 1,286 )	1,157 ( 1,160 )	1,030 ( 1,033 )	23.4.1 ( 22.4.1 )	140	155	-	有	45
東北	2,415	9,050	1,200 ( 1,120 )	1,080 ( 1,010 )	970 ( 900 )	7.12.1 ( 3.12.1 )	190	205	-	有	20
	5,081	6,217	1,110 ( 1,000 )	970 ( 870 )	880 ( 790 )	5.10.1 ( 3.10.1 )	190	205	-	有	20
	6,095	2,969	1,010 ( 930 )	900 ( 820 )	850 ( 780 )	7.4.1 ( 4.7.1 )	140	155	-	有	45
	6,408	2,007	990 ( 1,010 )	900 ( 920 )	830 ( 850 )	20.1.1 ( .4.1 )	140	155	-	有	45
関東	3,767	7,195	1,144 ( 1,160 )	1,016 ( 1,030 )	927 ( 940 )	18.4.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	45
	6,362	2,008	980 ( 950 )	920 ( 890 )	830 ( 800 )	6.10.1 ( 4.10.1 )	140	155	-	有	45
	4,201	863	910 ( 920 )	820 ( 830 )	770 ( 780 )	22.12.1 ( 9.1.1 )	140	155	-	有	45
	13,104	2,153	988 ( 1,040 )	864 ( 910 )	807 ( 850 )	20.4.1 ( 7.4.1 )	135	150	-	有	45
東	10,363	2,375	960 ( 1,030 )	840 ( 900 )	770 ( 820 )	18.4.1 ( 16.4.1 )	140	155	-	有	45
	5,116	7,408	1,209 ( 1,225 )	1,064 ( 1,078 )	977 ( 990 )	19.1.1 ( 15.12.1 )	140	155	-	有	45
	5,761	1,855	1,020 ( 970 )	900 ( 860 )	830 ( 800 )	8.1.1 ( 6.1.1 )	187.5	202.5	-	有	20
	7,255	3,765	1,021 ( 1,030 )	902 ( 910 )	832 ( 840 )	21.12.1 ( 19.4.1 )	140	155	-	有	45
海	9,768	2,081	1,020 ( 910 )	920 ( 820 )	850 ( 760 )	6.12.1 ( 3.12.1 )	187.5	202.5	-	有	20
	2,045	1,093	910 ( 820 )	860 ( 700 )	780 ( 700 )	6.1.1 ( 3.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,185	1,170	910 ( 820 )	860 ( 770 )	780 ( 700 )	6.7.1 ( 3.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,189	806	910 ( 820 )	860 ( 770 )	780 ( 700 )	6.1.1 ( 3.4.1 )	140	155	-	有	45
北	4,613	2,637	1,120 ( 1,050 )	1,030 ( 960 )	960 ( 890 )	8.3.1 ( 4.3.1 )	140	150	-	有	45
	1,898	8,863	1,170 ( 1,030 )	1,030 ( 900 )	930 ( 820 )	4.4.1 ( 63.4.1 )	185	200	-	有	20
	8,396	5,589	1,140 ( 1,010 )	1,040 ( 920 )	930 ( 820 )	4.5.1 ( 63.12.1 )	140	155	-	有	45
	3,691	1,400	968 ( 969 )	846 ( 847 )	780 ( 781 )	22.12.1 ( 21.12.1 )	140	155	-	有	45
陸	4,726	1,001	950 ( 1,010 )	810 ( 860 )	770 ( 820 )	18.7.1 ( 8.4.1 )	140	155	-	有	45
	3,766	1,410	1,040 ( 950 )	900 ( 810 )	840 ( 770 )	8.4.1 ( 4.1.1 )	140	155	-	有	45
	8,479	2,861	1,113 ( 1,077 )	964 ( 933 )	901 ( 872 )	13.1.1 ( 8.1.1 )	125	135	35	有	45
	7,099	1,945	1,000 ( 1,020 )	900 ( 910 )	840 ( 850 )	18.7.1 ( 7.12.1 )	140	155	-	有	45
近	3,507	588	930 ( 940 )	811 ( 820 )	757 ( 765 )	15.12.1 ( 15.1.1 )	132	142	-	有	45
	6,707	716	960 ( 920 )	835 ( 800 )	770 ( 740 )	8.1.1 ( 5.1.1 )	140	150	-	有	45
	6,113	1,451	980 ( 900 )	880 ( 810 )	840 ( 770 )	8.1.1 ( 4.1.1 )	140	155	-	有	45
	1,862	996	940 ( 950 )	850 ( 860 )	800 ( 810 )	16.4.1 ( 7.12.1 )	140	155	-	有	45
中	4,146	786	950 ( 920 )	860 ( 830 )	810 ( 780 )	9.4.1 ( 5.12.1 )	140	155	-	有	45
	7,105	765	900 ( 910 )	820 ( 830 )	770 ( 780 )	22.4.1 ( 18.4.1 )	140	155	-	有	45
	5,678	1,431	970 ( 880 )	870 ( 790 )	820 ( 740 )	8.4.1 ( 4.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,845	5,073	1,110 ( 990 )	980 ( 890 )	890 ( 790 )	5.4.1 ( 2.4.1 )	140	155	-	有	45
国	5,099	1,196	980 ( 1,035 )	865 ( 915 )	780 ( 825 )	19.4.1 ( 8.4.1 )	140	155	-	有	45
	2,439	850	940 ( 1,010 )	820 ( 880 )	760 ( 810 )	18.4.1 ( 7.11.1 )	140	155	-	有	20
	4,105	1,427	990 ( 1,040 )	880 ( 930 )	800 ( 830 )	18.8.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	45
	6,794	1,135	980 ( 1,040 )	890 ( 940 )	780 ( 820 )	18.10.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	20
九	7,267	1,817	970 ( 1,050 )	870 ( 940 )	780 ( 840 )	18.4.1 ( 9.4.1 )	140	155	-	有	45
	9,044	1,706	1,030 ( 940 )	920 ( 840 )	820 ( 750 )	8.4.1 ( 4.10.1 )	140	155	-	有	20
	2,276	1,393	990 ( 1,000 )	850 ( 860 )	760 ( 770 )	20.4.1 ( 17.1.1 )	140	155	-	有	20
	7,768	2,725	1,009.83 ( 984.94 )	902.09 ( 877.51 )	830.36 ( 809.28 )						

(注) 1 本表の( )内は、改定前の報酬月額、金額及び議決、適用年月日  
 2 (東京) 常任、特別及び議運委員長の報酬月額1068千円、同副委員長の報酬月額は1049千円  
 3 (埼玉) 常任委員長及び議運副委員長の報酬月額は972千円、議運委員長の報酬月額は994千円、常任副委員長の報酬月額は950千円  
 4 (兵庫) 議長、特別及び議運委員長の報酬月額は930千円、副議長、同副委員長の報酬月額は930千円、同副委員長の報酬月額は930千円  
 5 (香川) 常任、特別及び議運委員長の報酬月額は930千円、同副委員長の報酬月額は810千円  
 6 (愛媛) 常任、特別及び議運委員長の報酬月額は890千円、同副委員長の報酬月額は830千円  
 7 (福岡) 常任、特別及び議運委員長の報酬月額は890千円、同副委員長の報酬月額は890千円  
 8 (熊本) 常任、特別及び議運委員長の報酬月額は780千円、同副委員長の報酬月額は780千円、同副委員長の報酬月額は780千円  
 \* 面積は国土地理院調査(22.10.1時点)、人口は平成22年国勢調査(23.2.25公表)によるものです。(以下の調査票も同じ)

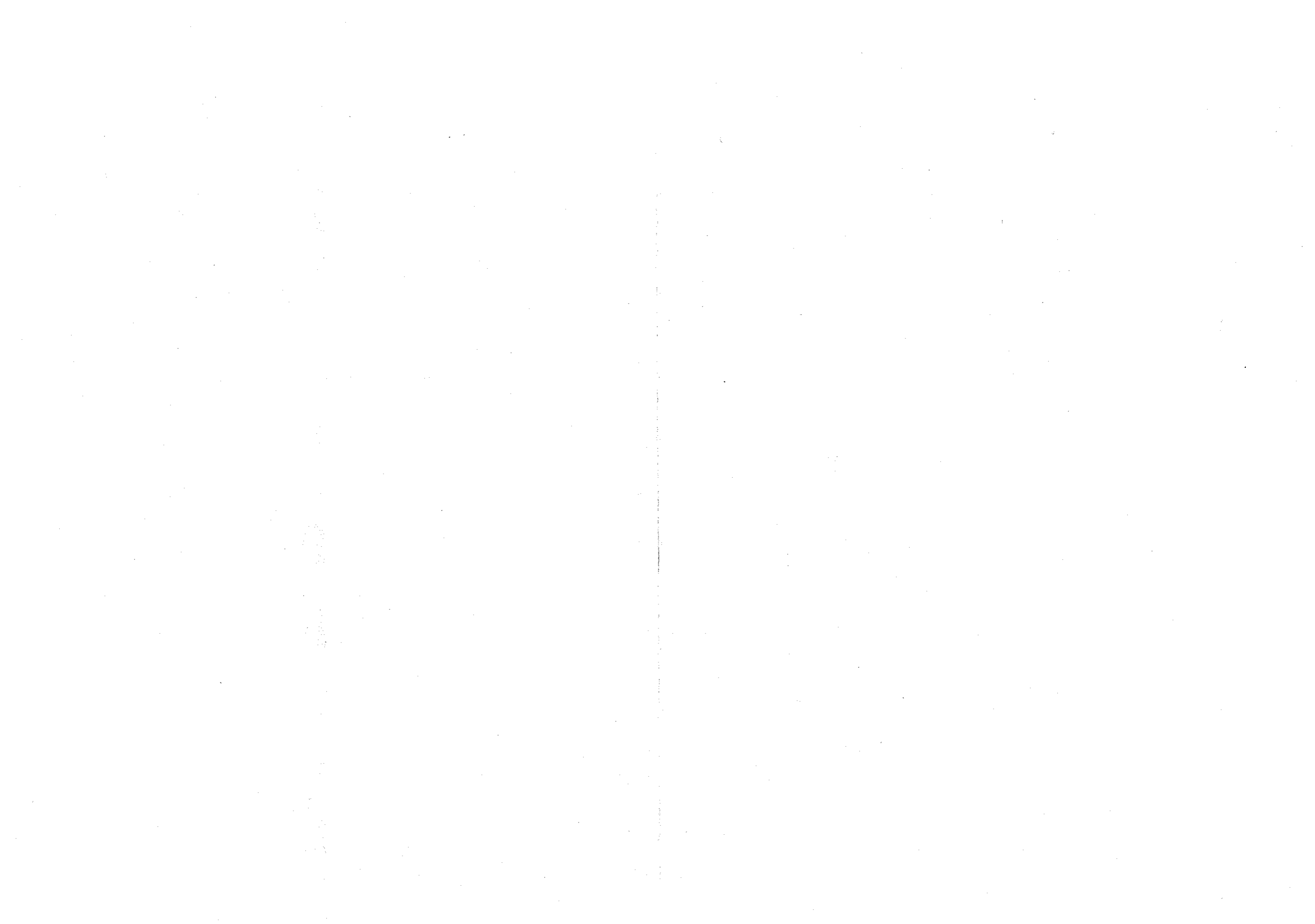


## 議員報酬の支払額等

平成23年7月20日現在

都道府県	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)	報酬の支払月額《単位：円》			報酬減額の 場合の条例 改正態様	左の内容が「率」の場 合の減額率(%)			減額終了 年月日	備考	
			議長	副議長	議員		議長	副議長	議員			
北海道	83,456	5,507	1,110,000	990,000	850,000	附則	額	-	-	24.3.31		
	9,644	1,373	864,500	777,600	756,600	特例	率	5	4	24.3.31		
	15,278	1,331	756,500	680,000	654,500	附則	率	15	15	任期満了まで		
	11,636	1,086	864,500	769,500	741,000	附則	率	5	5	24.5.31		
	6,862	2,348	1,020,000	910,000	840,000	-	-	-	-	-	-	
道東	6,652	1,169	867,000	774,000	746,000	-	-	-	-	-		
	13,782	2,029	909,000	810,000	747,000	特例	率	10	10	任期満了まで		
	2,102	13,162	1,282,000	1,157,000	1,030,000	-	-	-	-	-	-	
	2,415	9,050	1,200,000	1,080,000	970,000	-	-	-	-	-	-	
	5,081	6,217	1,110,000	970,000	880,000	-	-	-	-	-	-	期末手当は議長15%、副議長12%、議員10%減額
道北	6,095	2,969	858,500	792,000	765,000	特例	率	15	12	24.3.31		
	6,408	2,007	940,500	855,000	788,500	特例	率	5	5	24.3.31		
	3,767	7,195	915,200	812,800	741,600	特例	率	20	20	24.3.31		
	6,362	2,008	882,000	846,400	788,500	特例	率	10	8	24.3.31		
	4,201	863	864,500	787,200	746,900	特例	率	5	4	23.11.30		
道南	13,104	2,153	988,000	864,000	807,000	-	-	-	-	-		
	10,363	2,375	960,000	840,000	770,000	-	-	-	-	-		
	5,116	7,408	1,076,010	946,960	869,530	特例	率	11	11	24.3.31	H23.8.1より減額率11%を適用	
	5,761	1,855	1,020,000	900,000	830,000	-	-	-	-	-	-	東日本大震災復興支援のため、月額10%相当額の1年分を拠出(H23.6.14代表者会議決定)
	7,255	3,765	1,021,000	902,000	832,000	-	-	-	-	-	-	
道東	9,768	2,081	816,000	736,000	680,000	特例	額	-	-	24.3.31	特例条例に裏支給月額を規定	
	2,045	1,093	910,000	860,000	780,000	-	-	-	-	-	-	
	4,185	1,170	910,000	860,000	780,000	-	-	-	-	-	-	
	4,189	806	882,700	834,200	756,600	特例	率	3	3	24.3.31		
	4,613	2,637	1,120,000	1,030,000	960,000	-	-	-	-	-	-	
道北	1,898	8,863	819,000	721,000	651,000	特例	率	30	30	24.3.31		
	8,396	5,589	994,500	919,500	837,000	附則	率	※	※	24.3.31	※議長加算210千円、副議長加算110千円をそれぞれ25%減額	
	3,691	1,400	968,000	846,000	780,000	-	-	-	-	-	-	
	4,726	1,001	921,500	785,700	746,900	特例	率	3	3	24.3.31		
	3,766	1,410	832,000	720,000	672,000	特例	率	20	20	任期満了まで	期末手当は基礎額(加算額)を10%減額	
道南	8,479	2,861	1,029,525	915,800	855,950	特例	率	7.5	5	※	※27.4.1以降最初に招集される定例会開会日の属する月の末日まで	
	7,009	1,945	900,000	810,000	756,000	特例	率	10	10	24.3.31		
	3,507	588	864,900	762,340	719,150	特例	率	7	6	※	※27.4.1以降最初に招集される定例会開会日の属する月の末日まで	
	6,707	716	768,000	709,750	654,500	特例	率	20	15	24.3.31		
	6,113	1,451	921,200	827,200	789,600	特例	率	6	6	24.3.31		
道東	1,862	996	893,000	807,500	760,000	特例	率	5	5	24.3.31		
	4,146	786	875,000	810,000	760,000	特例	額	-	-	24.3.31	議長75千円、副議長及び職員50千円を減額	
	7,105	765	870,000	800,000	760,000	特例	額	-	-	24.3.31	議長30千円、副議長20千円及び職員10千円を減額	
	5,678	1,431	873,000	783,000	738,000	特例	率	10	10	24.3.31		
	4,845	5,073	1,110,000	980,000	890,000	-	-	-	-	-	-	
道北	5,099	1,196	970,000	860,000	777,000	-	-	-	-	当分の間	議長10千円、副議長5千円及び職員3千円を減額	
	2,439	850	940,000	820,000	760,000	-	-	-	-	-	-	
	4,105	1,427	990,000	880,000	800,000	-	-	-	-	-	-	
	6,794	1,135	980,000	890,000	780,000	-	-	-	-	-	-	
	7,267	1,817	902,100	826,500	756,600	特例	率	7	5	24.3.31		
道南	9,044	1,706	875,500	809,600	738,000	特例	率	15	12	24.3.31		
	2,276	1,393	990,000	850,000	760,000	-	-	-	-	-	-	
	7,768	2,725	945,428	849,331	784,094	-	-	-	-	-	-	
	平均											

※「報酬減額の場合の条例改正態様」欄の「附則」という標記は、報酬条例の附則により報酬月額を減額しているという意であり、「特例」という標記は、報酬の特例条例を制定し報酬月額を減額しているという意である。



平成 18 年 12 月 27 日

三重県知事 野 呂 昭 彦 様

三重県特別職報酬等審議会  
会 長 井 上 正

知事、副知事及び出納長の給料の額並びに県議会議長、副議長  
及び議員の報酬の額等に関する答申

平成 18 年 12 月 6 日付け総務第 05-156 号により貴職から諮問があった特  
別職の報酬等の額等について、次のとおり答申します。

## 記

## 1 特別職の報酬等

知事、副知事及び出納長の給料の額は、次のとおり改定することが適  
当である。

知 事	1, 280, 000 円	(現行 1, 290, 000 円)
副知事	1, 010, 000 円	(現行 1, 020, 000 円)
出納長	860, 000 円	(現行 870, 000 円)

また、当審議会の意見として、知事の退職手当の支給割合については、  
次のとおりとすることが適当であるので付記する。

知 事 70 / 100 (現行 75 / 100)

## 2 実施時期

平成 19 年 4 月 1 日から改定することが適当である。

### 3 考え方

当審議会は、平成 18 年 12 月 6 日、特別職の報酬等の額等について諮問を受け、特別職が果たしている職務と責任の度合いや社会経済情勢、一般職の職員の給与改定の状況、国や他の地方公共団体との均衡等を考慮しながら、多角的な視点から改定の必要性及び改定額等について慎重に審議を重ねてきた。

#### (1) 知事、副知事及び出納長の給料月額

知事、副知事及び出納長（以下、「知事等三役」という。）の給料月額については、以下のような事項を踏まえて審議を行った。

##### ① 全国の状況

全国から見た三重県の位置づけとして、人口、世帯数、面積、経済規模など主要な指標を確認したところ、全国の概ね中位に位置している状況である。

知事等三役の現行の給料月額はいずれの職においても全国平均額を下回っている状況であった。

また、今回の主な諮問理由である一般職における給与構造改革の特別職への反映について、既に審議会で議論した他の地方公共団体（13 団体）の状況を確認したところ、知事等三役については、いずれも引下げ改定を行っている状況であった。

##### ② 最近の社会経済情勢

景気は回復基調であり、好調な民間企業の影響を受けて、県税収入は前年度より上昇しているものの、三重県の財政状況は依然として厳しい。

##### ③ 一般職の給与構造改革の状況

一般職においては、昨年度の人事委員会勧告を受けて、本年 4 月より年功的な給与上昇の抑制及び職務・職責に応じた給与構造への転換を目指した給与構造改革を実施し、給与水準が平均でマイナス 4.8% 引下げられているところである。ただし、経過措置として施行日前日の給料が保障され、さらに新たに地域手当（4%）を導入している状況の下で、導入時点においてただちに実質的な引下げとなっていないことを考えると、知事等三役の給料月額を引き下げる必要はないのではないかという意見があった。

一方で、一般職の給与構造改革によって、将来的な給与水準は引下



げとなる状況を考えると、知事等三役の給料月額についても、一般職における給与水準の引下げ幅（マイナス0.8%）に応じた改定が必要であるとの意見もあった。

#### ④一任期あたりの総収入

今年度の審議会においては、給料月額だけではなく、期末手当・退職手当を含めた一任期あたりの総収入についても調査した。一任期あたりの総収入における全国順位は、給料月額のみで比較した順位よりも上位にあり、給料月額の検討にあたっては、一任期あたりの総収入も視野に入れる必要がある。

以上のような状況を総合的に勘案し、給料月額の改定について検討を行ったところ、知事等三役については、職員を指揮監督するなど、一般職との均衡を最も重視すべき立場にあることから、一般職の給与構造改革の状況を考慮すべきであり、給与構造改革実施後における一般職の給与水準が、将来的に引き下げられていくことを踏まえ、引き下げることが適当であると判断した。

改定率については、給与構造改革に伴う実質的な改定率であるマイナス0.8%に相当する額を引き下げることとし、それぞれ1万円の引下げが適当であると判断した。

## (2) 県議会議長、副議長及び議員の報酬月額

県議会議長、副議長及び議員（以下、「県議会議員」という。）の報酬月額については、以下のような事項を踏まえて審議を行った。

### ①県議会の活動状況等

本年度の審議会においても昨年同様、県議会議長及び副議長から県議会の活動状況等について聞き取りを行った。

県議会の会期日数、議員提案条例数等については、他の都道府県議会と比べて積極的な活動状況にあり、高く評価すべきとの意見もあった。一方で、県議会議員の活動は、それらの活動のみではなく、総合的な活動としての評価が行われるべきとの意見もあった。

### ②全国の状況

全国から見た三重県の位置づけとしては、前述のとおり全国のほぼ中位に位置している状況にある。

現行の報酬月額の状況は、県議会議長は、わずかに全国平均額を上回っているものの、副議長及び議員については、いずれも全国平均額

を下回っている状況にある。

### ③最近の社会経済情勢

前述のとおり、三重県の財政状況は依然として厳しく、民間企業ほど好転していない状況にある。

### ④一般職との均衡

一般職の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮して定めることとされているのに対し、非常勤職員に位置づけられている県議会議員の報酬については、常勤職員の給与とは異なり、勤務に対する反対給付としての性格を持つものである。

報酬の基準については、法令等に明確な基準はなく、また、講学上確立された考え方もない状況のもと、特別職、一般職の違いはあるが、広く公務員という枠のなかでのバランスを勘案し、引下げの方向で検討すべきとの見方もある。

以上のような状況を総合的に勘案し、報酬月額の改定について検討を行った。

まず第一に、県議会議員の報酬月額については、一般職の給与水準の状況を必ずしも反映させなければならないものではない。

一方、三重県議会の取組みは、評価されるべき成果が期待される先進的なものであると考えるが、これをどのように報酬に反映すべきかは、県民の視点で今後の成果を見極めつつ、幅広く検討すべき問題と考える。

現時点においては、全国から見た三重県の位置づけが、様々な指標において概ね中位に位置していることを踏まえ、客観的な目安として全国平均額を用いることが県民にも理解されやすい考え方であると思料する。

このことから、県議会議員の報酬月額については、概ね全国の中位に位置していることを勘案し、現行の額を据え置くことが適当であると判断した。

## 4 附帯意見

### (1) 知事等三役の退職手当支給割合

今回、知事等三役の退職手当の支給割合について併せて意見を求められているが、知事の退職手当の支給割合及び退職手当を含めた一任期あたりの総収入が全国の平均をやや上回っていることにかんがみ、概ね全国の中位を目途として、上記1に掲げた支給割合の改定が適当であると

判断した。

副知事及び出納長については、知事と同様、全国における平均支給割合や一任期あたりの総収入等を勘案したところ、現行の支給割合は、概ね全国の中位に位置していることから、現行の支給割合は妥当であると判断した。

なお、知事における退職手当の支給割合については、給料月額の設定と同様、平成19年4月1日から改定することが適当である。

## (2) 報酬等に関する審議のあり方

当審議会は、昨年度の答申において、定期的・早期の審議会の開催について意見を付したところである。今後も公務員制度や一般職の給料等の改定の状況に鑑み、適時・適切な審議会の開催を確保する仕組みも検討されたい。

また、当審議会の所掌事務は、条例において、県議会議員の報酬及び知事等三役の給料の額と定められているが、今後の審議にあたっては、退職手当等を含む一任期あたりの総収入が適当かどうかという視点も必要と考えることから、審議会の所掌事務について、必要に応じ見直すことについても検討されたい。

当審議会は、今回の審議にあたり、三重県議会議長及び副議長から県議会の活動状況等について聞き取りを行い、県議会議員の報酬については、知事等三役の給料と性格を異にすることを踏まえて結論を導き出したところである。今後も、報酬等の額の審議にあたっては、知事等三役の給料月額とは別途議論するなど、議員活動等の審議に有用な仕組みを確保されるよう検討されたい。

三重県特別職報酬等審議会

会 長	井 上	正
会長代理	中 川	千恵子
委 員	岩 崎	恭 典
委 員	川 村	則 之
委 員	瀬 戸	孝 仁
委 員	千 田	喜久治
委 員	田 部	眞樹子
委 員	枋 木	謙 作
委 員	成 田	美 代
委 員	安 田	千 代

## 第3回特別職報酬等審議会資料

- 1 三役の給料月額及び退職手当支給割合の改定案 . . . 1
  
- 2 議員の報酬に関するこれまでの論点 . . . 6

平成18年12月27日  
三重県総務部

## 諮問（審議）事項

知事等三役 ・ ・ ・ 給料月額 ・ 退職手当支給割合  
 県議会議員 ・ ・ ・ 報酬月額

### 【知事】改定案

【現行】

（単位：千円）

	給料			年収		任期（4年）収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,290	28	15,480	22,369	17	89,476	17	75	48	46,440	13	135,916	16
全国平均	1,310		15,722	22,061		88,243		68.6		43,534		131,777	

【△0.8%の場合】

①退職手当支給割合 △5%

（単位：千円）

	給料			年収		任期（4年）収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,280	30	15,360	22,195	19	88,780	19	70	48	43,008	22	131,788	20
全国平均	1,310		15,722	22,061		88,243		68.6		43,534		131,777	
現行との差額	△ 10		△ 120	△ 174		△ 696				△ 3,432		△ 4,128	

②退職手当支給割合 △10%

	給料			年収		任期（4年）収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,280	30	15,360	22,195	19	88,780	19	65	48	39,936	36	128,716	28
全国平均	1,310		15,722	22,061		88,243		68.6		43,534		131,777	
現行との差額	△ 10		△ 120	△ 174		△ 696				△ 6,504		△ 7,200	

【△2.7%の場合】

①退職手当支給割合 △5%

（単位：千円）

	給料			年収		任期（4年）収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,260	32	15,120	21,848	25	87,392	25	70	48	42,336	25	129,728	26
全国平均	1,310		15,722	22,061		88,243		68.6		43,534		131,777	
現行との差額	△ 30		△ 360	△ 521		△ 2,084				△ 4,104		△ 6,188	

②退職手当支給割合 △10%

	給料			年収		任期（4年）収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,260	32	15,120	21,848	25	87,392	25	65	48	39,312	39	126,704	32
全国平均	1,310		15,722	22,061		88,243		68.6		43,534		131,777	
現行との差額	△ 30		△ 360	△ 521		△ 2,084				△ 7,128		△ 9,212	

## 【副知事】改定案

【現行】

(単位：千円)

	給料		年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入		
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,020	22	12,240	17,687	16	70,748	16	50	48	24,480	22	95,228	19
全国平均	1,030		12,366	17,352		69,410		48.9		24,518		93,928	

【△0.8%の場合】

①退職手当支給割合 据置き

(単位：千円)

	給料		年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入		
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,010	27	12,120	17,513	18	70,052	18	50	48	24,240	23	94,292	19
全国平均	1,030		12,366	17,352		69,410		48.9		24,518		93,928	
現行との差額	△ 10		△ 120	△ 174		△ 696				△ 240		△ 936	

②退職手当支給割合 △5%

	給料		年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入		
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	1,010	27	12,120	17,513	18	70,052	18	45	48	21,816	38	91,868	25
全国平均	1,030		12,366	17,352		69,410		48.9		24,518		93,928	
現行との差額	△ 10		△ 120	△ 174		△ 696				△ 2,664		△ 3,360	

【△2.7%の場合】

①退職手当支給割合 据置き

(単位：千円)

	給料		年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入		
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	990	29	11,880	17,167	26	68,668	26	50	48	23,760	26	92,428	22
全国平均	1,030		12,366	17,352		69,410		48.9		24,518		93,928	
現行との差額	△ 30		△ 360	△ 520		△ 2,080				△ 720		△ 2,800	

②退職手当支給割合 △5%

	給料		年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入		
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	990	29	11,880	17,167	26	68,668	26	45	48	21,384	39	90,052	30
全国平均	1,030		12,366	17,352		69,410		48.9		24,518		93,928	
現行との差額	△ 30		△ 360	△ 520		△ 2,080				△ 3,096		△ 5,176	

## 【出納長】改定案

【現行】

(単位：千円)

	給料			年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	870	31	10,440	15,086	21	60,344	21	35	48	14,616	25	74,960	23
全国平均	891		10,693	15,004		60,017		34.9		15,119		75,135	

【△0.8%の場合】

①退職手当支給割合 据置き

(単位：千円)

	給料			年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	860	33	10,320	14,912	26	59,648	26	35	48	14,448	27	74,096	27
全国平均	891		10,693	15,004		60,017		34.9		15,119		75,135	
現行との差額	△ 10		△ 120	△ 174		△ 696				△ 168		△ 864	

②退職手当支給割合 △5%

(単位：千円)

	給料			年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	860	33	10,320	14,912	26	59,648	26	30	48	12,384	42	72,032	34
全国平均	891		10,693	15,004		60,017		34.9		15,119		75,135	
現行との差額	△ 10		△ 120	△ 174		△ 696				△ 2,232		△ 2,928	

【△2.7%の場合】

①退職手当支給割合 据置き

(単位：千円)

	給料			年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	850	36	10,200	14,739	29	58,956	29	35	48	14,280	28	73,236	28
全国平均	891		10,693	15,004		60,017		34.9		15,119		75,135	
現行との差額	△ 20		△ 240	△ 347		△ 1,388				△ 336		△ 1,724	

②退職手当支給割合 △5%

(単位：千円)

	給料			年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入	
	月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
三重県	850	36	10,200	14,739	29	58,956	29	30	48	12,240	43	71,196	36
全国平均	891		10,693	15,004		60,017		34.9		15,119		75,135	
現行との差額	△ 20		△ 240	△ 347		△ 1,388				△ 2,376		△ 3,764	



# 知事等三役の報酬月額等の全国状況

H18.11調査  
単位：千円

No 都道府県	現行の三役の給料月額					
	知事	順位	副知事	順位	出納長	順位
1 北海道	1,380	(9)	1,100	(8)	910	(15)
2 青森県	1,270	(32)	970	(37)	820	(44)
3 岩手県	1,240	(37)	960	(41)	810	(45)
4 宮城県	1,310	(20)	1,020	(22)	900	(19)
5 秋田県	1,210	(45)	930	(47)	790	(46)
6 山形県	1,212	(44)	933	(46)	783	(47)
7 福島県	1,320	(17)	1,030	(19)	890	(22)
8 茨城県	1,340	(13)	1,080	(10)	920	(12)
9 栃木県	1,340	(13)	1,080	(10)	930	(8)
10 群馬県	1,330	(16)	1,080	(10)	940	(5)
11 埼玉県	1,420	(4)	1,134	(4)	937	(6)
12 千葉県	1,390	(7)	1,110	(6)	950	(3)
13 東京都	1,585	(1)	1,292	(1)	1,165	(1)
14 神奈川県	1,450	(2)	1,160	(2)	950	(3)
15 新潟県	1,240	(37)	970	(37)	840	(40)
16 富山県	1,300	(23)	1,020	(22)	890	(22)
17 石川県	1,300	(23)	1,020	(22)	890	(22)
18 福井県	1,300	(23)	1,020	(22)	890	(22)
19 山梨県	1,260	(33)	970	(37)	850	(37)
20 長野県	1,350	(10)	1,040	(16)	910	(15)
21 岐阜県	1,340	(13)	1,060	(15)	920	(12)
22 静岡県	1,350	(10)	1,080	(10)	960	(2)
23 愛知県	1,403	(6)	1,112	(5)	921	(11)
24 三重県	1,290	(28)	1,020	(22)	870	(31)
25 滋賀県	1,320	(17)	1,040	(16)	900	(19)
26 京都府	1,292	(27)	1,023	(21)	902	(18)
27 大阪府	1,450	(2)	1,140	(3)	930	(8)
28 兵庫県	1,410	(5)	1,110	(6)	930	(8)
29 奈良県	1,224	(43)	954	(42)	825	(42)
30 和歌山県	1,210	(45)	950	(43)	860	(34)
31 鳥取県	1,246	(36)	974	(36)	821	(43)
32 島根県	1,280	(31)	1,000	(29)	845	(39)
33 岡山県	1,290	(28)	1,020	(22)	900	(19)
34 広島県	1,389	(8)	1,091	(9)	933	(7)
35 山口県	1,310	(20)	1,040	(16)	890	(22)
36 徳島県	1,300	(23)	990	(30)	870	(31)
37 香川県	1,285	(30)	980	(34)	860	(34)
38 愛媛県	1,320	(17)	1,010	(28)	880	(28)
39 高知県	1,240	(37)	950	(43)	840	(40)
40 福岡県	1,350	(10)	1,080	(10)	910	(15)
41 佐賀県	1,190	(47)	940	(45)	850	(37)
42 長崎県	1,260	(33)	990	(30)	880	(28)
43 熊本県	1,240	(37)	970	(37)	870	(31)
44 大分県	1,240	(37)	990	(30)	880	(28)
45 宮崎県	1,240	(37)	980	(34)	890	(22)
46 鹿児島県	1,310	(20)	1,030	(19)	920	(12)
47 沖縄県	1,250	(35)	990	(30)	860	(34)
平均	1,310		1,030		891	

※ 上記には、調査時点以降で改正予定の愛知県、大分県を含む。

# 三役の退職手当支給率の全国状況

〈退職手当額＝給料月額×在職月数×支給割合/100〉

H18.11調査

No	都道府県	支給割合			支給時期	抑制措置
		知事	副知事	出納長		
1	北海道	60	50	40	任期毎	三役：10%減額
2	青森県	80	50	35	任期毎	算定基礎は、給料減額後の額
3	岩手県	65	45	30	任期毎	
4	宮城県	80	50	30	任期毎	知事：現任期非支給 その他：21.11.29までの間100%減額
5	秋田県	80	50	40	任期毎	
6	山形県	65	45	30	任期毎	
7	福島県	65	55	37.5	任期毎	
8	茨城県	80	60	40	任期毎	知事、副知事の現任期に係る退職手当20%減額
9	栃木県	60	45	30	任期毎	
10	群馬県	80	50	40	最終退職時	
11	埼玉県	60	46	34	任期毎	
12	千葉県	80	60	40	任期毎	知事：50%減額 副知事：40%減額 出納長：30%減額
13	東京都	60	47	34	任期毎	
14	神奈川県	60	45	30	任期毎	
15	新潟県	70	48	33	任期毎	
16	富山県	65	45	30	任期毎	
17	石川県	65	47	30	任期毎	
18	福井県	70	45	30	任期毎	
19	山梨県	65	45	30	任期毎	
20	長野県	80	60	40	任期毎	知事：現任期非支給
21	岐阜県	70	50	30	任期毎	
22	静岡県	75	50	40	任期毎	
23	愛知県	70	45	30	任期毎	
24	三重県	75	50	35	任期毎	
25	滋賀県	70	50	35	任期毎	
26	京都府	70	50	35	任期毎	
27	大阪府	60	45	35	任期毎	
28	兵庫県	80	60	40	任期毎	三役：10%減額
29	奈良県	70	50	35	任期毎	
30	和歌山県	80	60	40	任期毎	
31	鳥取県	70	50	35	最終退職時	
32	島根県	60	43	30	任期毎	
33	岡山県	70	50	35	任期毎	
34	広島県	65	47	34	任期毎	
35	山口県	50	40	30	任期毎	
36	徳島県	70	45	35	任期毎	
37	香川県	66	47	35	任期毎	
38	愛媛県	60	45	35	任期毎	
39	高知県	60	43	30	任期毎	
40	福岡県	80	60	40	任期毎	
41	佐賀県	65	45	35	任期毎	
42	長崎県	75	50	30	任期毎	
43	熊本県	70	50	40	任期毎	
44	大分県	67	45	36	任期毎	算定基礎は、給料減額後の額
45	宮崎県	70	50	40	任期毎	知事：現任期50%減額
46	鹿児島県	66.6	50	50	任期毎	
47	沖縄県	50	42	30	任期毎	
平均		68.6	48.9	34.9	任期毎 最終退職時	45都道府県 2県

※ 上記には、調査時点以降で改正予定の島根県、大分県を含む。

## 議員の報酬に関するこれまでの論点

### ① 議員活動の状況等（議会からの説明内容）

- ・ これまでに成立した議員提案条例は12本で宮城県の15本に次いで全国で2位
- ・ 議会の会期日数については、沖縄に次いで全国で2位（年間114日。会期1日あたりの報酬額は全国45位）
- ・ 議会基本条例制定の動きなど、全国に先駆けた先進的な活動
- ・ 県民へわかりやすい情報を詳細に提供していることが評価され、三重県議会のホームページが第1回マニフェスト大賞ベストホームページ賞を受賞

### ② 全国の状況

- ・ 全国から見た三重県の位置づけとして、人口、世帯数、面積、経済規模など主要な指標は、全国のほぼ中位に位置している。  
現行の議員の報酬月額を全国平均と比較すると、議長を除き平均以下。

### ③ 最近の社会経済情勢

- ・ 景気は回復基調。ただし、三重県の財政状況は依然として厳しい状況が続いている。

### ④ 一般職の給与構造改革の状況

- ・ 一般職の給与が、生計費も考慮して定めることとされているのに対し、議員の報酬は、いわゆる生活給としての性格をもたない、活動に対する反対給付である。このため、必ずしも一般職の状況を議員の報酬に反映させるべきというものでもない。

# 議員の報酬月額の全国状況

H18.11調査  
単位：千円

No 都道府県	現行の議員の報酬月額					
	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
1 北海道	1,160	(5)	1,040	(4)	900	(9)
2 青森県	910	(40)	810	(43)	780	(30)
3 岩手県	890	(46)	800	(46)	770	(40)
4 宮城県	1,020	(16)	910	(17)	840	(17)
5 秋田県	910	(40)	810	(43)	780	(30)
6 山形県	867	(47)	774	(47)	746	(47)
7 福島県	1,010	(19)	900	(19)	830	(21)
8 茨城県	1,010	(19)	900	(19)	850	(13)
9 栃木県	1,010	(19)	920	(13)	850	(13)
10 群馬県	980	(25)	920	(13)	830	(21)
11 埼玉県	1,144	(6)	1,016	(8)	927	(7)
12 千葉県	1,110	(10)	970	(10)	880	(11)
13 東京都	1,292	(1)	1,165	(1)	1,037	(1)
14 神奈川県	1,200	(3)	1,080	(2)	970	(3)
15 新潟県	960	(32)	840	(37)	770	(40)
16 富山県	910	(40)	860	(30)	780	(30)
17 石川県	910	(40)	860	(30)	780	(30)
18 福井県	910	(40)	860	(30)	780	(30)
19 山梨県	920	(39)	830	(39)	780	(30)
20 長野県	1,040	(13)	910	(17)	850	(13)
21 岐阜県	1,020	(16)	920	(13)	850	(13)
22 静岡県	1,080	(12)	960	(12)	880	(11)
23 愛知県	1,209	(2)	1,064	(3)	977	(2)
24 三重県	1,020	(16)	900	(19)	830	(21)
25 滋賀県	1,040	(13)	900	(19)	840	(17)
26 京都府	1,120	(8)	1,030	(6)	960	(4)
27 大阪府	1,170	(4)	1,030	(6)	930	(5)
28 兵庫県	1,140	(7)	1,040	(4)	930	(5)
29 奈良県	972	(29)	850	(35)	784	(29)
30 和歌山県	950	(34)	810	(43)	770	(40)
31 鳥取県	930	(38)	811	(42)	757	(46)
32 島根県	960	(32)	835	(38)	770	(40)
33 岡山県	1,000	(22)	900	(19)	840	(17)
34 広島県	1,113	(9)	964	(11)	901	(8)
35 山口県	980	(25)	880	(25)	840	(17)
36 徳島県	950	(34)	860	(30)	810	(26)
37 香川県	940	(36)	850	(35)	800	(27)
38 愛媛県	970	(30)	870	(27)	820	(24)
39 高知県	910	(40)	830	(39)	780	(30)
40 福岡県	1,110	(10)	980	(9)	890	(10)
41 佐賀県	940	(36)	820	(41)	760	(45)
42 長崎県	990	(24)	880	(25)	800	(27)
43 熊本県	970	(30)	870	(27)	780	(30)
44 大分県	980	(25)	865	(29)	780	(30)
45 宮崎県	980	(25)	890	(24)	780	(30)
46 鹿児島県	1,030	(15)	920	(13)	820	(24)
47 沖縄県	1,000	(22)	860	(30)	770	(40)
平均	1,014		906		834	

※ 上記には、調査時点以降で改正予定の愛知県、大分県を含む。

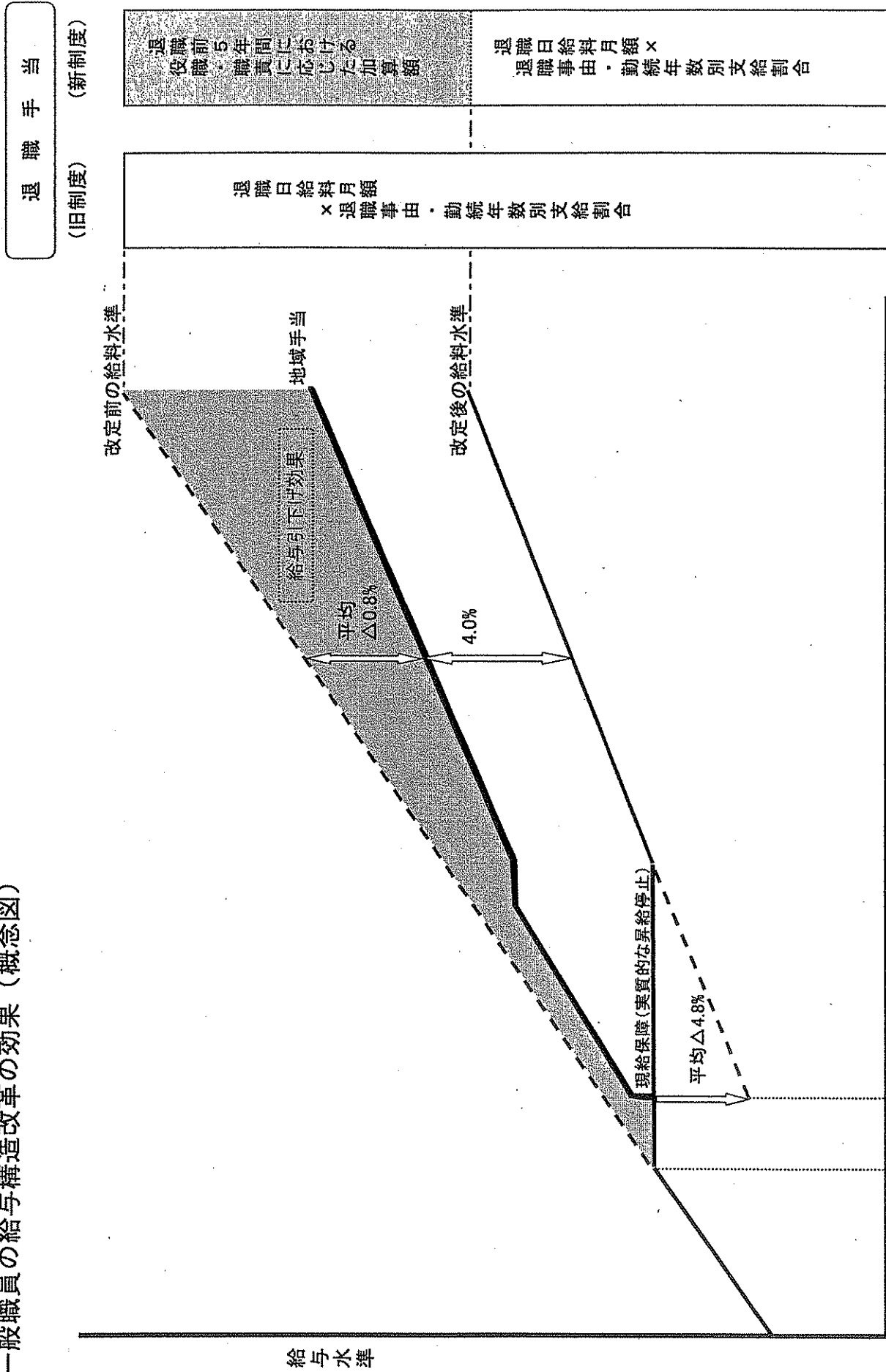
## 第2回特別職報酬等審議会資料

1	一般職員の給与構造改革の効果（概念図）	・・・	1
2	一般職における退職手当制度改革について	・・・	2
3	特別職・一般職の期末・勤勉手当支給割合の全国状況	・・・	3
4	特別職の報酬月額等の全国状況（昨年度比較）	・・・	4
5	給与構造改革に伴う特別職報酬等の改定状況	・・・	5

平成18年12月12日

総務部

一般職員の給与構造改革の効果（概念図）



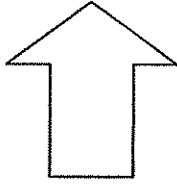
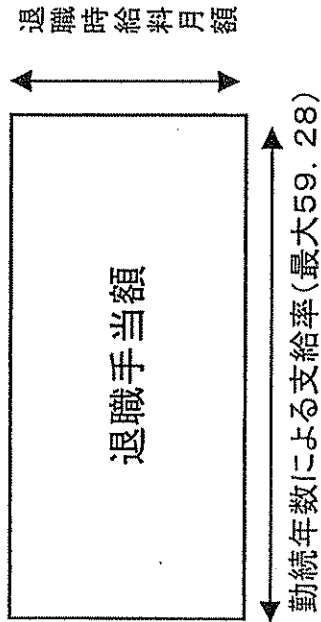
3/31 4/1

# 一般職における退職手当制度改正について

## 【旧制度】

退職手当

=退職時給料月額 × 勤続年数別支給率

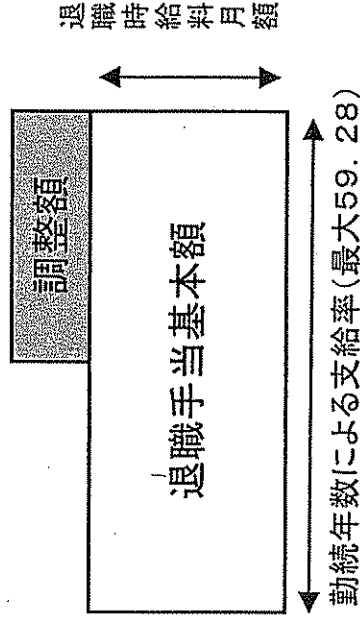


## 【新制度】

退職手当

=基本額(退職時給料月額 × 勤続年数別支給率) + 調整額

※調整額 = 職階に応じた額(54,150円~0円の9段階)  
× その職に属した期間(最大60月分)



# 特別職・一般職の期末・勤勉手当支給割合の全国状況

計算式=(給料月額+給料月額×役職別加算割合)×支給割合

№	都道府県	支給割合 (H18.4時点) 【単位：月分】			備考	
		特別職 (期末手当)	一般職 (期末手当+勤勉手当)			
			期末手当	勤勉手当		計
1	北海道	3.30	3.00	1.45	4.45	
2	青森県	3.35	3.00	1.45	4.45	
3	岩手県	3.35	3.00	1.45	4.45	
4	宮城県	3.35	3.00	1.45	4.45	
5	秋田県	3.35	3.00	1.45	4.45	
6	山形県	3.30	3.00	1.40	4.40	18年度 0.20月引下げ勧告 (一般職4.40→4.20、特別職3.30→3.15)
7	福島県	3.30	3.00	1.45	4.45	18年度 0.05月引下げ勧告 (一般職4.45→4.40、特別職は、検討中)
8	茨城県	3.35	3.00	1.45	4.45	
9	栃木県	3.35	3.00	1.45	4.45	
10	群馬県	4.45	3.00	1.45	4.45	
11	埼玉県	3.35	3.00	1.45	4.45	
12	千葉県	4.45	3.00	1.45	4.45	
13	東京都	3.15	3.00	1.45	4.45	
14	神奈川県	3.00	3.00	1.45	4.45	
15	新潟県	3.35	3.00	1.45	4.45	
16	富山県	3.35	3.00	1.45	4.45	
17	石川県	3.35	3.00	1.45	4.45	
18	福井県	3.35	3.00	1.45	4.45	
19	山梨県	4.45	3.00	1.45	4.45	
20	長野県	3.30	3.00	1.45	4.45	
21	岐阜県	4.45	3.00	1.45	4.45	
22	静岡県	4.40	3.00	1.45	4.45	
23	愛知県	3.30	3.00	1.45	4.45	
24	三重県	4.45	3.00	1.45	4.45	
25	滋賀県	3.35	3.00	1.45	4.45	
26	京都府	3.35	3.00	1.45	4.45	
27	大阪府	4.40	3.00	1.45	4.45	
28	兵庫県	3.35	3.00	1.45	4.45	
29	奈良県	3.35	3.00	1.45	4.45	
30	和歌山県	3.35	3.00	1.45	4.45	
31	鳥取県	3.30	3.00	1.45	4.45	18年度 0.20月引下げ勧告 (一般職4.45→4.25、特別職3.30→3.10)
32	島根県	3.35	3.00	1.45	4.45	
33	岡山県	3.35	3.00	1.45	4.45	
34	広島県	3.35	3.00	1.45	4.45	
35	山口県	3.35	3.00	1.45	4.45	
36	徳島県	3.30	3.00	1.45	4.45	
37	香川県	3.35	3.00	1.45	4.45	
38	愛媛県	3.35	3.00	1.45	4.45	
39	高知県	3.35	3.00	1.45	4.45	
40	福岡県	3.35	3.00	1.45	4.45	
41	佐賀県	3.35	3.00	1.45	4.45	
42	長崎県	3.35	3.00	1.45	4.45	
43	熊本県	3.35	3.00	1.45	4.45	
44	大分県	3.35	3.00	1.45	4.45	
45	宮崎県	3.35	3.00	1.45	4.45	18年度 公民較差(△0.07月)：慎重に検討するよう勧告 (18年度は一般職4.45→4.425引下げ、今後も継続協議)
46	鹿児島県	3.35	3.00	1.45	4.45	18年度 0.05月引下げ勧告 (一般職4.45→4.40、特別職3.35→3.30)
47	沖縄県	3.30	3.00	1.45	4.45	
	平均	3.49	3.00	1.45	4.45	
	3.00月	1		0		
	3.15月	1		0		
	3.30月	8		0		
	3.35月	30		0		
	4.40月	2		1		
	4.45月	5		46		



特別職の報酬月額等の全国状況

H18.11調査  
単位：千円

No	現行の三役の給料月額・議員の報酬月額												
	知事		副知事		出納長		議長		副議長		議員		
	H17.12	H18.11	H17.12	H18.11	H17.12	H18.11	H17.12	H18.11	H17.12	H18.11	H17.12	H18.11	
	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	
1 北海道	1,380 (9)	1,380 (9)	1,100 (8)	1,100 (8)	910 (19)	910 (15)	1,160 (5)	1,160 (5)	1,040 (4)	1,040 (4)	900 (9)	900 (9)	
2 青森県	1,270 (42)	1,270 (32)	970 (44)	970 (37)	820 (46)	820 (44)	910 (43)	910 (40)	810 (46)	810 (43)	780 (39)	780 (30)	
3 岩手県	1,300 (30)	1,240 (37)	1,000 (37)	960 (41)	840 (43)	810 (45)	930 (38)	890 (46)	830 (42)	800 (46)	800 (35)	770 (40)	
4 宮城県	1,330 (17)	1,310 (20)	1,030 (25)	1,020 (22)	910 (19)	900 (19)	1,030 (19)	1,020 (16)	920 (16)	910 (17)	850 (13)	840 (17)	
5 秋田県	1,270 (42)	1,210 (45)	970 (44)	930 (47)	820 (46)	790 (46)	910 (43)	910 (40)	810 (46)	810 (43)	780 (39)	780 (30)	
6 山形県	1,300 (30)	1,212 (44)	1,000 (37)	933 (46)	840 (43)	783 (47)	930 (38)	867 (47)	830 (42)	774 (47)	800 (35)	746 (47)	
7 福島県	1,320 (21)	1,320 (17)	1,030 (25)	1,030 (19)	890 (28)	890 (22)	1,010 (25)	1,010 (19)	900 (24)	900 (19)	830 (22)	830 (21)	
8 茨城県	1,340 (13)	1,340 (13)	1,080 (10)	1,080 (10)	920 (16)	920 (12)	1,010 (25)	1,010 (19)	900 (24)	900 (19)	850 (13)	850 (13)	
9 栃木県	1,340 (13)	1,340 (13)	1,080 (10)	1,080 (10)	930 (11)	930 (8)	1,010 (25)	1,010 (19)	920 (16)	920 (13)	850 (13)	850 (13)	
10 群馬県	1,330 (17)	1,330 (16)	1,080 (10)	1,080 (10)	940 (7)	940 (5)	980 (32)	980 (25)	920 (16)	920 (13)	830 (22)	830 (21)	
11 埼玉県	1,440 (5)	1,420 (4)	1,150 (4)	1,134 (4)	950 (4)	937 (6)	1,160 (5)	1,144 (6)	1,030 (6)	1,016 (8)	940 (5)	927 (7)	
12 千葉県	1,390 (7)	1,390 (7)	1,110 (6)	1,110 (6)	950 (4)	950 (3)	1,110 (10)	1,110 (10)	970 (10)	970 (10)	880 (11)	880 (11)	
13 東京都	1,620 (1)	1,585 (1)	1,320 (1)	1,292 (1)	1,190 (1)	1,165 (1)	1,320 (1)	1,292 (1)	1,190 (1)	1,165 (1)	1,060 (1)	1,037 (1)	
14 神奈川県	1,450 (3)	1,450 (2)	1,160 (3)	1,160 (2)	950 (4)	950 (3)	1,200 (3)	1,200 (3)	1,080 (2)	1,080 (2)	970 (3)	970 (3)	
15 新潟県	1,330 (17)	1,240 (37)	1,040 (18)	970 (37)	900 (25)	840 (40)	1,030 (19)	960 (32)	900 (24)	840 (37)	820 (27)	770 (40)	
16 富山県	1,300 (30)	1,300 (23)	1,020 (30)	1,020 (22)	890 (28)	890 (22)	910 (43)	910 (40)	860 (33)	860 (30)	780 (39)	780 (30)	
17 石川県	1,300 (30)	1,300 (23)	1,020 (30)	1,020 (22)	890 (28)	890 (22)	910 (43)	910 (40)	860 (33)	860 (30)	780 (39)	780 (30)	
18 福井県	1,300 (30)	1,300 (23)	1,020 (30)	1,020 (22)	890 (28)	890 (22)	910 (43)	910 (40)	860 (33)	860 (30)	780 (39)	780 (30)	
19 山梨県	1,260 (44)	1,260 (33)	970 (44)	970 (37)	850 (40)	850 (37)	920 (41)	920 (39)	830 (42)	830 (39)	780 (39)	780 (30)	
20 長野県	1,350 (10)	1,350 (10)	1,040 (18)	1,040 (16)	910 (19)	910 (15)	1,040 (14)	1,040 (13)	910 (22)	910 (17)	850 (13)	850 (13)	
21 岐阜県	1,340 (13)	1,340 (13)	1,060 (15)	1,060 (15)	920 (16)	920 (12)	1,020 (22)	1,020 (16)	920 (16)	920 (13)	850 (13)	850 (13)	
22 静岡県	1,350 (10)	1,350 (10)	1,080 (10)	1,080 (10)	960 (3)	960 (2)	1,080 (12)	1,080 (12)	960 (12)	960 (12)	880 (11)	880 (11)	
23 愛知県	1,509 (2)	1,403 (6)	1,196 (2)	1,112 (5)	990 (2)	921 (11)	1,225 (2)	1,209 (2)	1,078 (3)	1,064 (3)	990 (2)	977 (2)	
24 三重県	1,310 (24)	1,290 (28)	1,030 (25)	1,020 (22)	880 (33)	870 (31)	1,020 (22)	1,020 (16)	900 (24)	900 (19)	830 (22)	830 (21)	
25 滋賀県	1,320 (21)	1,320 (17)	1,040 (18)	1,040 (16)	900 (25)	900 (19)	1,040 (14)	1,040 (13)	900 (24)	900 (19)	840 (19)	840 (17)	
26 京都府	1,292 (36)	1,292 (27)	1,023 (29)	1,023 (21)	902 (24)	902 (18)	1,120 (8)	1,120 (8)	1,030 (6)	1,030 (6)	960 (4)	960 (4)	
27 大阪府	1,450 (3)	1,450 (2)	1,140 (5)	1,140 (3)	930 (11)	930 (8)	1,170 (4)	1,170 (4)	1,030 (6)	1,030 (6)	930 (6)	930 (5)	
28 兵庫県	1,410 (6)	1,410 (5)	1,110 (6)	1,110 (6)	930 (11)	930 (8)	1,140 (7)	1,140 (7)	1,040 (4)	1,040 (4)	930 (6)	930 (5)	
29 奈良県	1,292 (36)	1,224 (43)	1,008 (36)	954 (42)	871 (35)	825 (42)	1,008 (30)	972 (29)	881 (29)	850 (35)	813 (32)	784 (29)	
30 和歌山県	1,290 (38)	1,210 (45)	1,010 (33)	950 (43)	860 (37)	860 (34)	1,010 (25)	950 (34)	860 (33)	810 (43)	820 (27)	770 (40)	
31 鳥取県	1,246 (47)	1,246 (36)	974 (43)	974 (36)	821 (45)	821 (43)	930 (38)	930 (38)	811 (45)	811 (42)	757 (47)	757 (46)	
32 島根県	1,280 (40)	1,280 (31)	1,000 (37)	1,000 (29)	845 (42)	845 (39)	960 (35)	960 (32)	835 (41)	835 (38)	770 (45)	770 (40)	
33 岡山県	1,310 (24)	1,290 (28)	1,040 (18)	1,020 (22)	900 (25)	900 (19)	1,020 (22)	1,000 (22)	910 (22)	900 (19)	850 (13)	840 (17)	
34 広島県	1,389 (8)	1,389 (8)	1,091 (9)	1,091 (9)	933 (10)	933 (7)	1,113 (9)	1,113 (9)	964 (11)	964 (11)	901 (8)	901 (8)	
35 山口県	1,310 (24)	1,310 (20)	1,040 (18)	1,040 (16)	890 (28)	890 (22)	980 (32)	980 (25)	880 (30)	880 (25)	840 (19)	840 (17)	
36 徳島県	1,300 (30)	1,300 (23)	990 (40)	990 (30)	870 (36)	870 (31)	950 (36)	950 (34)	860 (33)	860 (30)	810 (33)	810 (26)	
37 香川県	1,285 (39)	1,285 (30)	980 (42)	980 (34)	860 (37)	860 (34)	940 (37)	940 (36)	850 (39)	850 (35)	800 (35)	800 (27)	
38 愛媛県	1,320 (21)	1,320 (17)	1,010 (33)	1,010 (28)	880 (33)	880 (28)	970 (34)	970 (30)	870 (32)	870 (27)	820 (27)	820 (24)	
39 高知県	1,260 (44)	1,240 (37)	960 (47)	950 (43)	850 (40)	840 (40)	920 (41)	910 (40)	840 (40)	830 (39)	790 (38)	780 (30)	
40 福岡県	1,350 (10)	1,350 (10)	1,080 (10)	1,080 (10)	910 (19)	910 (15)	1,110 (10)	1,110 (10)	980 (9)	980 (9)	890 (10)	890 (10)	
41 佐賀県	1,280 (40)	1,190 (47)	1,010 (33)	940 (45)	910 (19)	850 (37)	1,010 (25)	940 (36)	880 (30)	820 (41)	810 (33)	760 (45)	
42 長崎県	1,330 (17)	1,260 (33)	1,040 (18)	990 (30)	930 (11)	880 (28)	1,040 (14)	990 (24)	930 (15)	880 (25)	830 (22)	800 (27)	
43 熊本県	1,340 (13)	1,240 (37)	1,050 (16)	970 (37)	940 (7)	870 (31)	1,050 (13)	970 (30)	940 (13)	870 (27)	840 (19)	780 (30)	
44 大分県	1,310 (24)	1,240 (37)	1,045 (17)	990 (30)	930 (11)	880 (28)	1,035 (18)	980 (25)	915 (21)	865 (29)	825 (26)	780 (30)	
45 宮崎県	1,310 (24)	1,240 (37)	1,040 (18)	980 (34)	940 (7)	890 (22)	1,040 (14)	980 (25)	940 (13)	890 (24)	820 (27)	780 (30)	
46 鹿児島県	1,310 (24)	1,310 (20)	1,030 (25)	1,030 (19)	920 (16)	920 (12)	1,030 (19)	1,030 (15)	920 (16)	920 (13)	820 (27)	820 (24)	
47 沖縄県	1,250 (46)	1,250 (35)	990 (40)	990 (30)	860 (37)	860 (34)	1,000 (31)	1,000 (22)	860 (33)	860 (30)	770 (45)	770 (40)	
平均	1,333	1,310	1,048	1,030	905	891	1,028	1,014	918	906	845	834	

※ 上記には、調査時点以降で改正予定の愛知県、大分県を含む。

給与構造改革に伴う特別職報酬等の改定状況 (H18.11.24現在)

一般職の平均改定率(△4.8%)に準じ改定した団体

		知事	副知事	出納長	議長	副議長	議員	改定根拠	適用日	備考
岩手県	改定前	1,300	1,000	840	930	830	800	一般職平均改定率▲4.73%で改定【1万円未満切り上げ】	H18.4.1	
	改定後	1,240	960	810	890	800	770			
	改定率	▲4.62%	▲4.00%	▲3.57%	▲4.30%	▲3.61%	▲3.75%			
秋田県	改定前	1,270	970	820	910	810	780	一般職平均改定率▲4.8%で改定【1万円未満切り上げ】	H18.7.1	
	改定後	1,210	930	790	-	-	-			
	改定率	▲4.72%	▲4.12%	▲3.66%	-	-	-			
奈良県	改定前	1,286	1,003	867	1,003	877	809	三役：一般職平均改定率▲4.8%で改定【千円未満切り捨て】 職金：他県均衡を考慮し、約▲3%で改定【千円未満切り捨て】	H18.4.1	【現給保障】 任期中に限り保障 【地域手当】 調整手当(3%)→地域手当(5%)
	改定後	1,224	954	825	972	850	784			
	改定率	▲4.82%	▲4.89%	▲4.84%	▲3.09%	▲3.08%	▲3.09%			
	地域手当 (調整手当)	39	30	26	-	-	-			
	改定前 (3%)	61	48	41	-	-	-			
	改定後 (5%)	▲2,97%	▲3,04%	▲3,00%	-	-	-			
長崎県	改定前	1,330	1,040	930	1,040	930	830	一般職平均改定率▲5.05%で改定【1万円未満四捨五入(議員のみ切り上げ)】	H18.8.1	
	改定後	1,260	990	880	990	880	800			
	改定率	▲5.26%	▲4.81%	▲5.38%	▲4.81%	▲5.38%	▲3.61%			
大分県	改定前	1,310	1,045	930	1,035	915	825	一般職平均改定率▲4.8%及び前回改定(H18.4)以降の累積改定率▲0.9%で改定【1万の位を0か5として端数処理】	H19.4.1 (予定)	
	改定後	1,240	990	880	980	865	780			
	改定率	▲5.34%	▲5.26%	▲5.38%	▲5.31%	▲5.46%	▲5.45%			
宮崎県	改定前	1,310	1,040	940	1,040	940	820	一般職平均改定率▲4.8%及び前回改定(H18.4)以降の累積改定率▲0.3%で改定【1万円未満切り捨て(議員のみ1万円未満切り上げ)】	H18.10.1	
	改定後	1,240	980	890	980	890	780			
	改定率	▲5.34%	▲5.77%	▲5.32%	▲5.77%	▲5.32%	▲4.88%			

国特別職・一般職(幹部職員)の改定率(△6.7~7.0%)に準じ改定した団体

(単位:千円)

	知事	副知事	出納長	議長	副議長	議員	改定根拠	適用日	備考
山形県	改定前	1,300	1,000	840	930	800	一般職(部長級職員)改定率▲6.3~6.9%を考慮し、▲6.7%で改定【千円未満切り捨て】	H18.4.1	
	改定後	1,212	933	783	867	746			
	改定率	▲6.77%	▲6.70%	▲6.79%	▲6.77%	▲6.75%			
新潟県	改定前	1,330	1,040	900	1,030	820	一般職(部長級職員)改定率▲6.7%に準じ改定【一万円未満四捨五入】	H18.4.1	【現給保障】 任期中に限り保障
	改定後	1,240	970	840	960	770			
	改定率	▲6.77%	▲6.73%	▲6.67%	▲6.80%	▲6.67%			
愛知県	改定前	1,509	1,196	990	1,225	990	国特別職の取扱いに準じ三役▲7.0%、 議会▲1.3%(=0.93×約15/10)で改定【千円未満四捨五入】 →地域手当理論値(構造改革の平均引下げを上乘せ)	H19.1.1 (予定)	【地域手当】 調整手当(10%)→地域手当(10%)
	改定後	1,403	1,112	921	1,209	977			
	改定率	▲7.02%	▲7.02%	▲6.97%	▲1.31%	▲1.31%			
京都府	改定前	1,390	1,100	970	1,120	960	国特別職改定率▲6.7%及び一般職最大改定率▲7.0%を考慮し、 ▲7.0%で改定【千円未満切り捨て】	H18.4.1	【現給保障】 任期中に限り保障 【地域手当】 調整手当(10%)→地域手当(10%)
	改定後	1,292	1,023	902	-	-			
	改定率	▲7.05%	▲7.00%	▲7.01%	-	-			
和歌山県	改定前	1,290	1,010	860	1,010	820	一般職(幹部職員)平均改定率▲6.38%【一万円未満四捨五入】	H18.7.1	【現給保障】 任期中に限り保障 【地域手当】 調整手当(3%)→地域手当(3%)
	改定後	1,210	950	810	950	770			
	改定率	▲6.20%	▲5.94%	▲5.81%	▲5.94%	▲5.81%			
佐賀県	改定前	1,280	1,010	910	1,010	810	一般職(幹部職員)及び国特別職改定率▲6.7~▲6.8%を考慮し、 ▲6.75%で改定【一万円未満四捨五入】	H18.4.1	
	改定後	1,190	940	850	940	760			
	改定率	▲7.03%	▲6.93%	▲6.59%	▲6.93%	▲6.82%			
熊本県	改定前	1,340	1,050	940	1,050	840	一般職(部長級職員)改定率▲6.6%及びH9以降の累積改定率 ▲1.2%で改定【一万円未満切り上げ】	H18.4.1	【現給保障】 任期中に限り保障
	改定後	1,240	970	870	970	780			
	改定率	▲7.46%	▲7.62%	▲7.45%	▲7.62%	▲7.45%			



### 三重県議会の議員提出条例

条 例	概 要	議 決 日	公 布 日
①清潔で美しい三重をつくる条例	(13.3.27廃止)	H6.3.24	H6.3.29 (三重県条例第29号)
②三重県生活創造圏ビジョン推進条例	自己決定と自己責任に基づき、住民、市町村、県等が協働によって進める生活創造圏に関し、住民と県が担うべき役割を明らかにするとともに、生活創造圏ビジョンに基づき事業を推進し、もって豊かで個性的な地域社会の実現を図る。	H12.3.21	H12.3.24 (三重県条例第61号)
③三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	県行政に係る基本的な計画を議会の議決すべき事件とすることによって、自主性に富み、総合的で透明性の高い県行政を計画的に一層推進する。	H13.3.22	H13.3.27 (三重県条例第47号)
④議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例	地方自治法第98条第1項の規定に基づき議会の検査の充実を図り、議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めることにより、契約事務の適正な執行に資する。	H13.3.22	H13.3.27 (三重県条例第48号)
⑤三重県リサイクル製品利用推進条例	リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与する。	H13.3.22	H13.3.27 (三重県条例第46号)
⑥県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与する。	H14.3.20	H14.3.26 (三重県条例第41号)
⑦県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例	知事又は教育委員会の所管に属する公益法人及び公益信託に係る許可等の手続や運用等を定めることにより、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、地方分権の時代にふさわしい公益を実現する。	H14.3.20	H14.3.26 (三重県条例第42号)

三重県議会の議員提出条例

条 例	概 要	議 決 日	公 布 日
⑧三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例	<p>県が補助金等の交付により実現しようとする多様な行政目的を確実に達成するに達するため、補助金等の基本的な考え方、見直し、評価等について定め、もって社会経済情勢の変化に的確に対応し、公正で透明性の高い、効率的な県政の実現に資する。</p>	H15. 3. 12	H15. 3. 17 (三重県条例第31号)
⑨子どもを虐待から守る条例	<p>子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもへの心身の健全な発達に寄与する。</p>	H16. 3. 19	H16. 3. 23 (三重県条例第39号)
⑩三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例	<p>リサイクル製品の利用をより一層推進するため、県の責務について所要の改正を行うとともに、県と市町村との協働等、研究開発の支援及び広報啓発に関する規定を整備する。</p>	H17. 3. 23	H17. 3. 28 (三重県条例第38号)
⑪三重県地域産業振興条例	<p>これからの時代を担う若者が地域が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現するため、県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進する。</p>	H17. 10. 19	H17. 10. 21 (三重県条例第82号)
⑫三重の森林づくり条例	<p>三重のもりづくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにすることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>	H17. 10. 19	H17. 10. 21 (三重県条例第83号)

# 議員報酬に関する資料

(県民1人当たりの報酬額)

(議員1名当たりの報酬額)

(会期1日当たり1名の報酬額)

都道府県 順位	議員報酬手当 (H16決算) (単位：千円) ①	国調人口 (H17調査) (単位：人) ②	県民1人 当たり ①/② (円)
1 鳥取県	461,867	607,012	761
2 高知県	537,178	796,292	675
3 徳島県	530,309	809,950	655
4 福井県	519,997	821,592	633
5 島根県	447,549	742,223	603
6 佐賀県	521,416	866,369	602
7 香川県	609,016	1,012,400	602
8 和歌山県	608,244	1,035,969	587
9 山梨県	486,859	884,515	550
10 秋田県	625,973	1,145,501	546
11 富山県	570,455	1,111,729	513
12 大分県	618,000	1,209,571	511
13 宮崎県	584,571	1,153,042	507
14 石川県	572,295	1,174,026	487
15 山形県	587,403	1,216,181	483
16 山口県	720,722	1,492,606	483
17 岩手県	649,097	1,385,041	469
18 奈良県	637,803	1,421,310	449
19 愛媛県	656,913	1,467,815	448
20 青森県	642,914	1,436,657	448
21 長崎県	660,006	1,478,632	446
22 滋賀県	607,879	1,380,361	440
23 沖縄県	592,833	1,361,594	435
24 熊本県	780,702	1,842,233	424
25 北海道	2,367,771	5,627,737	421
26 静岡県	1,541,017	3,792,377	406
27 岡山県	752,348	1,957,264	384
28 三重県	710,755	1,866,963	381
29 鹿児島県	664,579	1,753,179	379
30 福島県	789,151	2,091,319	377
31 群馬県	749,555	2,024,135	370
32 宮城県	870,424	2,360,218	369
33 京都府	967,054	2,647,660	365
34 栃木県	732,451	2,016,631	363
35 長野県	770,445	2,196,114	351
36 広島県	967,895	2,876,642	336
37 岐阜県	698,245	2,107,226	331
38 新潟県	802,898	2,431,459	330
39 茨城県	922,675	2,975,167	310
40 兵庫県	1,498,071	5,590,601	268
41 福岡県	1,309,656	5,049,908	259
42 愛知県	1,724,153	7,254,704	238
43 千葉県	1,325,407	6,056,462	219
44 埼玉県	1,536,472	7,054,243	218
45 大阪府	1,790,130	8,817,166	203
46 神奈川県	1,781,651	8,791,597	203
47 東京都	2,190,733	12,576,601	174
合計	41,693,537	127,767,994	326

都道府県 順位	現員 16.7現在 ③ (名)	議員1名 当たり ①/③ (千円)
1 北海道	108	21,924
2 静岡県	77	20,013
3 東京都	120	18,256
4 神奈川県	106	16,808
5 兵庫県	91	16,462
6 愛知県	105	16,421
7 埼玉県	94	16,345
8 大阪府	111	16,127
9 京都府	62	15,598
10 福岡県	86	15,229
11 茨城県	63	14,646
12 三重県	49	14,505
13 岐阜県	49	14,250
14 熊本県	55	14,195
15 栃木県	52	14,086
16 千葉県	95	13,952
17 群馬県	54	13,881
18 広島県	70	13,827
19 宮城県	63	13,816
20 岡山県	55	13,679
21 福島県	58	13,606
22 山口県	53	13,599
23 宮崎県	43	13,595
24 富山県	42	13,582
25 奈良県	47	13,570
26 香川県	45	13,534
27 和歌山県	45	13,517
28 滋賀県	45	13,508
29 長崎県	49	13,470
30 大分県	46	13,435
31 高知県	40	13,429
32 愛媛県	49	13,406
33 新潟県	60	13,382
34 長野県	58	13,284
35 徳島県	40	13,258
36 岩手県	49	13,247
37 山形県	45	13,053
38 秋田県	48	13,041
39 佐賀県	40	13,035
40 福井県	40	13,000
41 青森県	50	12,858
42 鹿児島県	52	12,780
43 石川県	45	12,718
44 沖縄県	48	12,351
45 山梨県	40	12,171
46 鳥取県	38	12,154
47 島根県	39	11,476
合計	2,819	14,754

都道府県 順位	定例会 開催日数 (H17)④ (日)	会期1日 1名当たり ①/③/④ (千円)
1 北海道	88	249
2 東京都	75	243
3 大阪府	69	234
4 静岡県	88	227
5 広島県	64	216
6 愛知県	83	198
7 兵庫県	85	194
8 高知県	70	192
9 熊本県	75	189
10 山口県	73	186
11 奈良県	73	186
12 埼玉県	88	186
13 富山県	74	184
14 京都府	87	179
15 秋田県	73	179
16 茨城県	82	179
17 愛媛県	76	176
18 岐阜県	81	176
19 和歌山県	78	173
20 栃木県	82	172
21 山梨県	71	171
22 山形県	77	170
23 岡山県	81	169
24 大分県	80	168
25 神奈川県	101	166
26 千葉県	85	164
27 福島県	83	164
28 岩手県	81	164
29 石川県	79	161
30 新潟県	84	159
31 福岡県	96	159
32 群馬県	88	158
33 宮城県	90	154
34 青森県	86	150
35 長崎県	91	148
36 佐賀県	89	146
37 鹿児島県	88	145
38 滋賀県	94	144
39 福井県	91	143
40 徳島県	94	141
41 宮崎県	97	140
42 長野県	96	138
43 島根県	83	138
44 香川県	100	135
45 三重県	110	132
46 鳥取県	95	128
47 沖縄県	120	103
合計	3,994	174

全国都道府県議会議員数一覧表

(平成18年7月1日現在)

都道府県名	上限数	定数	現 議 員 数			
			現 員	男	女	
北海道東北	北海道	112	110	108	101	7
	青森	52	51	47	46	1
	岩手	51	51	49	44	5
	秋田	48	48	45	43	2
	宮城	65	63	60	56	4
	山形	49	46	44	43	1
	福島	61	58	56	52	4
関東東	東京	128	127	126	104	22
	神奈川	120	107	106	96	10
	千葉	116	98	94	86	8
	茨城	74	65	64	60	4
	栃木	60	54	51	48	3
	埼玉	120	94	90	82	8
	群馬	60	56	52	50	2
	山梨	43	42	39	34	5
	長野	63	58	58	50	8
	新潟	67	61	60	57	3
東海北陸	愛知	120	106	100	95	5
	三重	58	51	45	43	2
	静岡	85	78	77	70	7
	岐阜	61	49	49	46	3
	富山	47	45	45	42	3
	石川	48	46	46	43	3
近畿	福井	42	40	37	37	-
	京都	69	62	62	56	6
	大阪	120	112	108	101	7
	兵庫	111	93	91	82	9
	奈良	52	48	44	39	5
中国	和歌山	46	46	42	41	1
	滋賀	51	47	43	36	7
	広島	72	70	68	65	3
	岡山	59	56	52	47	5
	鳥取	40	38	38	35	3
四国	島根	40	39	37	37	-
	山口	53	53	50	45	5
	香川	46	45	43	41	2
	徳島	42	42	40	36	4
九州	高知	41	41	41	40	1
	愛媛	52	50	48	45	3
	福岡	103	88	85	81	4
	大分	49	46	46	43	3
	佐賀	43	41	39	38	1
	長崎	53	51	50	49	1
	宮崎	48	45	42	40	2
	熊本	58	55	53	52	1
鹿児島	56	54	54	52	2	
沖縄	51	48	47	42	5	
合計	3,105	2,874	2,771	2,571	200	



定例会・臨時会開催回数等

都道府県	定例会・臨時会開催回数等										会議規則に定める会議時間
	定例会				臨時会				計		
	開催回数	会期日数			開催回数	会期日数			開催回数	会期日数	
		総計	最高	最低		総計	最高	最低			
北海道	4	88	30	15	—	—	—	—	4	88	午前10時～午後5時
青森	4	86	29	15	—	—	—	—	4	86	午前10時～定めなし
岩手	4	81	35	14	3	4	2	1	7	85	午後1時～午後5時
秋田	4	73	24	16	2	2	1	1	6	75	午前10時～午後5時
宮城	4	90	31	17	—	—	—	—	4	90	午前10時～午後5時
山形	4	77	25	16	1	1	1	1	5	78	午前10時～午後4時
福島	4	83	31	16	1	1	1	1	5	84	午後1時～午後5時
東京	4	75	36	7	1	1	1	1	5	76	午後1時～午後5時
神奈川	4	101	37	20	1	8	8	8	5	109	午後1時～午後5時
千葉	4	85	24	18	1	1	1	1	5	86	午前10時～定めなし
茨城	4	82	26	15	—	—	—	—	4	82	午後1時～午後5時
栃木	4	82	29	16	1	1	1	1	5	83	午前10時～午後5時
埼玉	4	88	33	18	—	—	—	—	4	88	午前10時～午後5時
群馬	4	88	30	17	—	—	—	—	4	88	午前10時～午後5時
山梨	4	71	28	14	—	—	—	—	4	71	午前10時～午後5時
長野	4	96	37	19	—	—	—	—	4	96	午前10時～定めなし
新潟	4	84	32	17	1	2	2	2	5	86	午後1時～定めなし
愛知	4	83	24	18	1	1	1	1	5	84	午前10時～午後5時
三重	4	110	37	20	1	4	4	4	5	114	午前10時～午後5時
静岡	4	88	25	20	3	3	1	1	7	91	午前10時～午後4時
岐阜	4	81	28	15	1	1	1	1	5	82	午前10時～午後4時
富山	4	74	25	15	—	—	—	—	4	74	午前10時～午後5時
石川	4	79	25	16	—	—	—	—	4	79	午前10時～午後5時
福井	4	91	28	18	—	—	—	—	4	91	午前10時～午後5時
京都	4	87	38	16	—	—	—	—	4	87	午後1時～午後5時
大阪	4	69	26	8	—	—	—	—	4	69	午後1時～午後5時
兵庫	4	85	35	8	—	—	—	—	4	85	午前10時～午後5時
奈良	4	73	26	11	—	—	—	—	4	73	午後1時～午後5時
和歌山	4	78	24	17	—	—	—	—	4	78	午前10時～午後5時
滋賀	4	94	31	19	2	7	6	1	6	101	午前10時～午後5時
広島	4	64	28	10	—	—	—	—	4	64	午前10時～午後5時
岡山	4	81	22	18	2	2	1	1	6	83	午前10時30分～午後5時
鳥取	4	95	28	19	1	1	1	1	5	96	午前10時～午後5時
島根	4	83	25	19	1	2	2	2	5	85	午前10時～午後5時
山口	4	73	21	17	1	4	4	4	5	77	午前10時～午後5時
香川	4	100	32	22	1	1	1	1	5	101	午前10時～午後4時
徳島	4	94	28	19	—	—	—	—	4	94	午前10時～午後5時
高知	4	70	24	14	1	2	2	2	5	72	午前10時～その日の議事が終了した時
愛媛	4	76	23	15	1	1	1	1	5	77	午前10時～定めなし
福岡	4	96	34	18	2	2	1	1	6	98	午前11時～午後5時
大分	4	80	31	16	—	—	—	—	4	80	午前10時～定めなし
佐賀	4	89	30	18	1	3	3	3	5	92	午前10時～午後5時
長崎	4	91	25	21	1	1	1	1	5	92	午前10時～定めなし
宮崎	4	97	29	19	1	2	2	2	5	99	午前10時～午後5時
熊本	4	75	24	15	1	1	1	1	5	76	午前10時～定めなし
鹿児島	4	88	31	17	—	—	—	—	4	88	午前10時～午後5時
沖縄	4	120	43	24	2	2	1	1	6	122	午前10時～定めなし
合計	188	3,994	—	—	36	61	—	—	224	4,055	
平均	4.00	84.98	—	—	0.77	1.30	—	—	4.77	86.28	



## 三重県議会基本条例案

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）
- 第4章 知事等との関係（第8条—第10条）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条—第17条）
- 第6章 県民との関係（第18条—第21条）
- 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
- 第8章 政治倫理（第24条）
- 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
- 第10章 補則（第27条・第28条）

#### 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治

法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

### (基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

### (議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め

るものとする。

- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

- 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

- 第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。
- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
  - 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
  - 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

- 第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

### 第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

- 第8条 議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。
- 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

## 第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

## 第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第21条 議会は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

## 第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

## 第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。  
2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

## 第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。  
2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものと



- する。
- 2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

## 第10章 補則

(他の条例との関係)

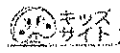
第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

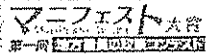


議長のページ	基本理念・基本方向	議会改革	二元代表制	議会運営用語解説	議員名簿	県議会の会派	議会の日程
本会議の記録	議会中継	委員会の活動	議会のしくみ	広聴・広報のページ	情報公開のご案内	傍聴のご案内	むかしの県議会

## Top News

「ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟」主催の  
**第1回 マニフェスト大賞**  
ベスト・ホームページ賞を受賞しました。

詳しくは、「マニフェスト大賞」のバナーをクリックしてください。



マニフェスト大賞ホームページへジャンプします。

「三重県議会基本条例（素案）」  
に対する意見募集の結果について  
概要は「[こちら](#)」をご覧ください。

11月1日(水)に津市(ホテルグリーンパーク津)にて  
**「三重県地方議会フォーラム2006」**  
を開催しました。  
概要は「[こちら](#)」をご覧ください。

三重県議会議事堂の案内が動画でご覧いただけます。  
「[こちら](#)」をご覧ください。

第4回定例会(11月・12月)の日程を掲載しました。

◇ 詳しくは「[議会の日程](#)」をご覧ください。

◆ **三重県議会公営企業事業民営化検討委員会**  
委員会の詳細、会議録を掲載しています。  
詳しくは「[こちら](#)」をご覧ください。

- 予算決算特別委員会の改革を掲載しました。
- 本会議場を対面演壇方式に改修しました。(平成15年第1回定例会から)
- 三重県議会傍聴規則を改正しました。(平成15年第1回定例会から)

◎ 傍聴者アンケート「県議会に対する意見・要望」への対応・改善について

### 新着情報

11月29日	第4回定例会質問者一覧表を掲載しました。
11月21日	第4回定例会提出予定議案概要(11月28日提出分)を掲載しました。



本会議、委員会の映像がご覧になれます



テレビ広報番組の録画映像がご覧になれます



本会議録が常時更新掲載されています



委員会会議録が常時更新掲載されています

### 定期更新情報

意見書・決議

提出予定議案概要

議案審議結果一覧

みえ県議会だより

交際費執行状況

記者発表資料

### 現在募集中

◆ 政策提案の受付について

◆ 請願・陳情の受付について

### 問い合わせ先

県議会事務局

企画法務課

TEL 059-224-

2877

FAX 059-229-

1931



gikaik@pref.mie.jp

### 議会事務局の事務分掌

◆ 総務課

◆ 議事課

◆ 企画法務課



# 第 1 回 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 資 料

- 1 特別職の報酬等の概要
  - ①特別職に支給されている報酬等の種類と改定の仕組み ……1
  - ②知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例 ……2
  - ③三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 ……3
  - ④地方自治法第203条 [報酬及び費用弁償] ……4
  - ⑤地方自治法第204条 [給料、旅費及び諸手当] ……5
- 2 特別職の報酬月額等の改定経過 ……6
- 3 一般職の給料月額等の改定経過 ……7
- 4 平成18年度からの一般職の給与構造の改革について ……8
- 5 平成18年人事委員会勧告の概要（抜粋） ……10
- 6 全 国 の 状 況
  - ①特別職報酬月額等の状況 ……11
  - ②特別職報酬等の改定状況 ……19
- 7 国及び県内の状況
  - ①国の特別職の俸給月額等の改定経過 ……23
  - ②県内各市の特別職の報酬月額等の状況 ……24
- 8 その他の特別職の報酬月額等の改定経過 ……25
- 9 三重の財政 ……26
- 10 全国、三重県及び津市の消費者物価指数の状況 ……30
- 11 有効求人倍率と完全失業者の状況 ……31

特別職に支給されている報酬等の種類と改定の仕組み

区分	支給されている報酬等の種類	改定の仕組み
特別職 三役	給料、期末手当、通勤手当（※）、退職手当 （旅費） 【知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例】	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、議会の議員の報酬の額又は知事、副知事若しくは出納長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</li> </ul>
議員	報酬、期末手当 （旅費） 【三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例】	【三重県特別職報酬等審議会条例第2条】
一般職	給料、期末手当、勤勉手当、退職手当、扶養手当（以下の手当を含めて※）、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、農林漁業普及指導手当 （旅費） 【職員の給与に関する条例】	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会が毎年度、三重県職員と民間企業従業員との4月分（ボーナスは過去1年間の所定内給与を比較し、公民格差を算出。これに物価や生計費の状況等を把握・分析し、知事、議長に対して給料表、手当の改定内容について勧告を行う。</li> <li>知事は、人事委員会勧告を受けてその取扱いを決定し、関係条例の改正手続きをとる。</li> </ul>

※の手当については、所要の要件を満たした場合に規定額を支給

○知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例

昭和三十五年十二月二十六日  
三重県条例第五十三号

(給料)

第一条 知事、副知事及び出納長の給料の額は、次のとおりとする。

知事 月額 百二十九万円

副知事 月額 百二万円

出納長 月額 八十七万円

(給料の支給方法)

第二条 知事、副知事及び出納長の給料の支給方法については、一般職に属する県職員の例による。

(通勤手当)

第三条 知事、副知事及び出納長には通勤手当を一般職に属する県職員の例により支給する。

(期末手当)

第四条 知事、副知事及び出納長には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 六月 百分の二百十二・五

二 十二月 百分の二百三十二・五

(退職手当)

第五条 知事、副知事及び出納長が退職した場合には退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、知事、副知事又は出納長の任期ごとに支給する。

3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に知事、副知事又は出納長としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 知事 百分の七十五

二 副知事 百分の五十

三 出納長 百分の三十五

4 前項の在職月数は、知事、副知事又は出納長となつた日から起算して計算するものとする。この場合において、在職月数に一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 地方公務員（副知事又は出納長が引き続いて他の地方公務員となつた場合において、その者の副知事又は出納長としての在職期間が、当該地方公務員に対する退職手当に関する規定により、当該地方公務員としての在職期間に通算されることに定められている地方公務員をいう。）又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する者（以下「地方公務員等」という。）が引き続いて副知事又は出納長となり、その者が退職した場合には、副知事又は出納長としての在職期間について第三項の規定により計算した額及び地方公務員等としての在職期間について副知事又は出納長となる直前の地方公務員等を退職した日に受けていた給料月額又は俸給月額（当該給料月額又は俸給月額に改定があつた場合には、副知事又は出納長としての最終の退職の日における改定後の給料月額又は俸給月額）を基礎として一般職に属する県職員の例により計算した額の合計額の退職手当を支給する。

6 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給については、一般職に属する県職員の例による。

(旅費)

第六条 知事、副知事及び出納長の旅費については、一般職に属する県職員の例による。ただし、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）別表第一に定める額については、別表のとおりとする。

第七条 知事は、特別の事由により前条の規定によることが不適當であると認めるときはそのつど別に定めることができる。

○三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和三十一年十月一日

三重県条例第四十四号

第一条 三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第二条 報酬は、次のとおり毎月支給する。

議長 月額 百二万円

副議長 月額 九十万円

議員 月額 八十三万円

第三条 新たに議員の職についたときは、その日から報酬を支給する。

2 議長、副議長又は議員が職務の異動により報酬の額に変更を生じたときは、その日から新たに定められた報酬を支給する。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕

第四条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職等により議員の職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報酬を支給する。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕

第五条 前二条の規定により報酬を支給する場合（死亡したときを除く。）であつて月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

第六条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。

第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。

2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。

3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する日当に代え旅行中の日数に応じ一日当たり定額三千円を支給する。ただし、全行程が県の所有する自動車による旅行の場合は、一日当たり定額千六百五十円を支給する。

4 一日の旅行において公務雑費について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による公務雑費を支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第三項に規定する公務雑費の額に当該各号に定める額を加算した額を公務雑費とする。

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発又は夜間の帰着となる旅行 千円

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行 二千元

6 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。

一 宿泊料 一万六千五百円

二 食卓料 三千三百円

7 同一地域（旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。）内における旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃等を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される第三項の公務雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。

第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和三十五年法律第百十四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不相当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。

第九条 議長、副議長及び議員で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前

## 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずに、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。



特別職の報酬月額等の改定経過

(単位：千円)

適用年月日	S47.4.1	S48.10.1	S49.12.1	S52.1.1	S54.1.1	S56.1.1	S60.1.1	S63.1.1	H2.1.1	H4.1.1	H6.1.1	H8.1.1	(H15.1.1)	現在	H18.4.1	
知事																
給料月額	390	500	630	730	810	880	970	1,060	1,130	1,220	1,280	1,310	1,310	1,310	1,290	
改定額	80	110	130	100	80	70	90	90	70	90	60	30	0	0	△20	
改定率	25.81%	28.21%	26.00%	15.87%	10.96%	8.64%	10.23%	9.28%	6.60%	7.96%	4.92%	2.34%	0.00%	0.00%	△1.53%	
副知事																
給料月額	310	400	500	580	640	700	770	840	890	960	1,010	1,030	1,030	1,030	1,020	
改定額	60	90	100	80	60	60	70	70	50	70	50	20	0	0	△10	
改定率	24.00%	29.03%	25.00%	16.00%	10.34%	9.38%	10.00%	9.09%	5.95%	7.87%	5.21%	1.98%	0.00%	0.00%	△0.97%	
出納長																
給料月額	250	320	410	480	530	590	650	710	760	820	860	880	880	880	870	
改定額	50	70	90	70	50	60	60	60	50	60	40	20	0	0	△10	
改定率	25.00%	28.00%	28.13%	17.07%	10.42%	11.32%	10.17%	9.23%	7.04%	7.89%	4.88%	2.33%	0.00%	0.00%	△1.14%	
議長																
報酬月額	280	360	450	530	590	660	730	800	850	920	970	1,020	1,020	1,020	1,020	
改定額	60	80	90	80	60	70	70	70	50	70	50	50	0	0	0	
改定率	27.27%	28.57%	25.00%	17.78%	11.32%	11.86%	10.61%	9.59%	6.25%	8.24%	5.43%	5.15%	0.00%	0.00%	0.00%	
副議長																
報酬月額	250	320	410	480	530	590	650	710	760	820	860	900	900	900	900	
改定額	50	70	90	70	50	60	60	60	50	60	40	40	0	0	0	
改定率	25.00%	28.00%	28.13%	17.07%	10.42%	11.32%	10.17%	9.23%	7.04%	7.89%	4.88%	4.65%	0.00%	0.00%	0.00%	
議員																
報酬月額	230	295	370	440	490	540	600	660	700	760	800	830	830	830	830	
改定額	50	65	75	70	50	50	60	60	40	60	40	30	0	0	0	
改定率	27.78%	28.25%	25.42%	18.92%	11.36%	10.20%	11.11%	10.00%	6.06%	8.57%	5.26%	3.75%	0.00%	0.00%	0.00%	
一般職員の各年の給料改定率	45	47	49	50	52	54	56	63	63	2	4	6	8	15	15	△1.09%
	46	48	51	51	53	55	57	元	元	3	5	7	9	16	16	△0.04%
							58	1.42%					10	17	17	△0.31%
							59						11			
													12			
													13			
													14			
計	25.29%	27.41%	27.77%	15.35%	10.91%	7.96%	10.52%	9.33%	5.44%	7.46%	4.79%	2.07%	Δ2.04%	1.06%	Δ1.44%	
改定までの期間	2年	1年6月	1年2月	2年1月	2年	2年	4年	3年	2年	2年	2年	2年	7年	3年	1年	

給与構造改革分  
一般職平均△4.80%  
(国特別職等△6.70%)

# 一 般 職 の 給 料 月 額 の 改 定 経 過

## (1) 人事委員会勧告の改定率

年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	給与構造改革分 一般職平均 △4.80%
給与改定率	2.31%	3.06%	3.64%	3.69%	2.84%	1.90%	1.17%	0.89%	0.94%	1.00%	0.74%	0.27%	0.11%	0.07%	△2.04%	△1.09%	△0.04%	△0.31%	
	S63~H1	H2~H3	H2~H3	H4~H5	H4~H5	H6~H7	H6~H7	H8~H14	H8~H14	H8~H14	H8~H14	H8~H14	H8~H14	H8~H14	H8~H14	H15~H17	H15~H17	H15~H17	

## (2) 一般職の標準的な給料月額

職	(単位：円)																		
	(単位：円)																		
	S63.4.1	H1.4.1	H2.4.1	H3.4.1	H4.4.1	H5.4.1	H6.4.1	H7.4.1	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H15.1.1	H15.12.1	H15.12.1	H17.12.1	給与構造改革分		
11級13号 部長級 (9級25号)	503,900	518,400	534,800	550,100	562,100	571,700	577,600	580,100	581,800	584,300	586,300	586,300	573,800	567,100	565,200	527,000			
改定率	2.27%	2.88%	3.16%	2.86%	2.18%	1.71%	1.03%	0.43%	0.29%	0.43%	0.34%	0.00%	△2.13%	△1.17%	△0.34%	△6.76%			
8級19号 課長級 (6級57号)	390,700	402,000	414,800	427,200	436,800	444,200	448,900	451,100	453,500	455,900	457,900	458,300	448,900	443,900	442,400	412,800			
改定率	2.28%	2.89%	3.18%	2.99%	2.25%	1.69%	1.06%	0.49%	0.53%	0.53%	0.44%	0.09%	△2.05%	△1.11%	△0.34%	△6.69%			
6級14号 係長級 (4級45号)	319,900	329,200	340,000	350,700	359,200	365,900	370,200	373,800	377,500	382,000	385,100	386,600	379,000	374,800	373,500	352,800			
改定率	2.27%	2.91%	3.28%	3.15%	2.42%	1.87%	1.18%	0.97%	0.99%	1.19%	0.81%	0.39%	△1.97%	△1.11%	△0.35%	△5.54%			
一般 (3級29号)	235,700	243,200	251,700	261,700	269,200	274,900	278,700	282,300	286,400	290,300	293,100	294,700	288,900	285,700	284,900	275,800			
改定率	2.39%	3.18%	3.50%	3.97%	2.87%	2.12%	1.38%	1.29%	1.45%	1.36%	0.96%	0.55%	△1.97%	△1.11%	△0.28%	△3.19%			

※ 一般職には、上記給料以外に、管理職手当（職責の度合に応じて給料月額額の10%～25%）、所要の要件を満たす場合に通勤手当、扶養手当、住居手当などが支給されます。

※ 一般職には、18年度からの給与構造改革に伴い、改定後の額が改定前の額を下回る間は改定前の額を支給する経過措置が設けられています。

平成18年度からの一般職の給与構造の 草について（人事院〔国〕・三重県 事委員会 H17年度勧告要旨）

〔背景〕

近年、民間企業においては、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分しよとす能力主義、成果主義等による賃金制度が浸透してきており、公務においても、厳しい財政事情の下、民間と同様に、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠となっている。

また、国家公務員の俸給は、東京を含む全国平均を基礎としてその水準が設定されていることから、地方においては、国家公務員の給与が地域の民間企業、特に地域の民間企業の賃金水準より高くなっており、現在のような俸給と地域給の配分の在り方については、抜本的な見直しが求められている。

〔具体的な措置〕

(1) 俸給水準の引下げ、地域手当の支給

地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全国共通に適用される俸給表の水準を平均4.8%引下げる。

一方で、民間賃金が高い地域には、3%から最大18%（現行調整手当は最大12%）までの地域手当を支給する。

(2) 中高齢層給与の抑制（給与カーブのフラット化）

俸給表の水準を平均4.8%引き下げることとするが、中高齢層については民間の中高齢層の給与水準との均衡を考慮して更に2%程度の引下げを行う一方で、若年層については引下げを行わないことよって、給与カーブのフラット化を進めることとした。

(3) 勤務実績に基づく処遇の推進

現行の普通昇給では、ほとんどの職員が1年に1号俸昇給していることに加え、特別昇給についても持ち回りの運用になりがちであるため、普通昇給と特別昇給を勤務実績の評価に基づく昇給に統合し、勤務実績を適切に反映できるように整備を図る。

※ (1) については、経過措置がある。内容は、俸給水準の引下げについてはH18.3.31時における給料が保障され、地域手当については平成21年度までの間で段階的に引上げていくものとなっている。

※ 三重県内の国家公務員の地域手当については、鈴鹿市10%、津市・四日市市6%、桑名市・名張市・伊賀市3%、そのほかは0%となっている。

人事院勧告の具体的な措置に基本的に準ずる。

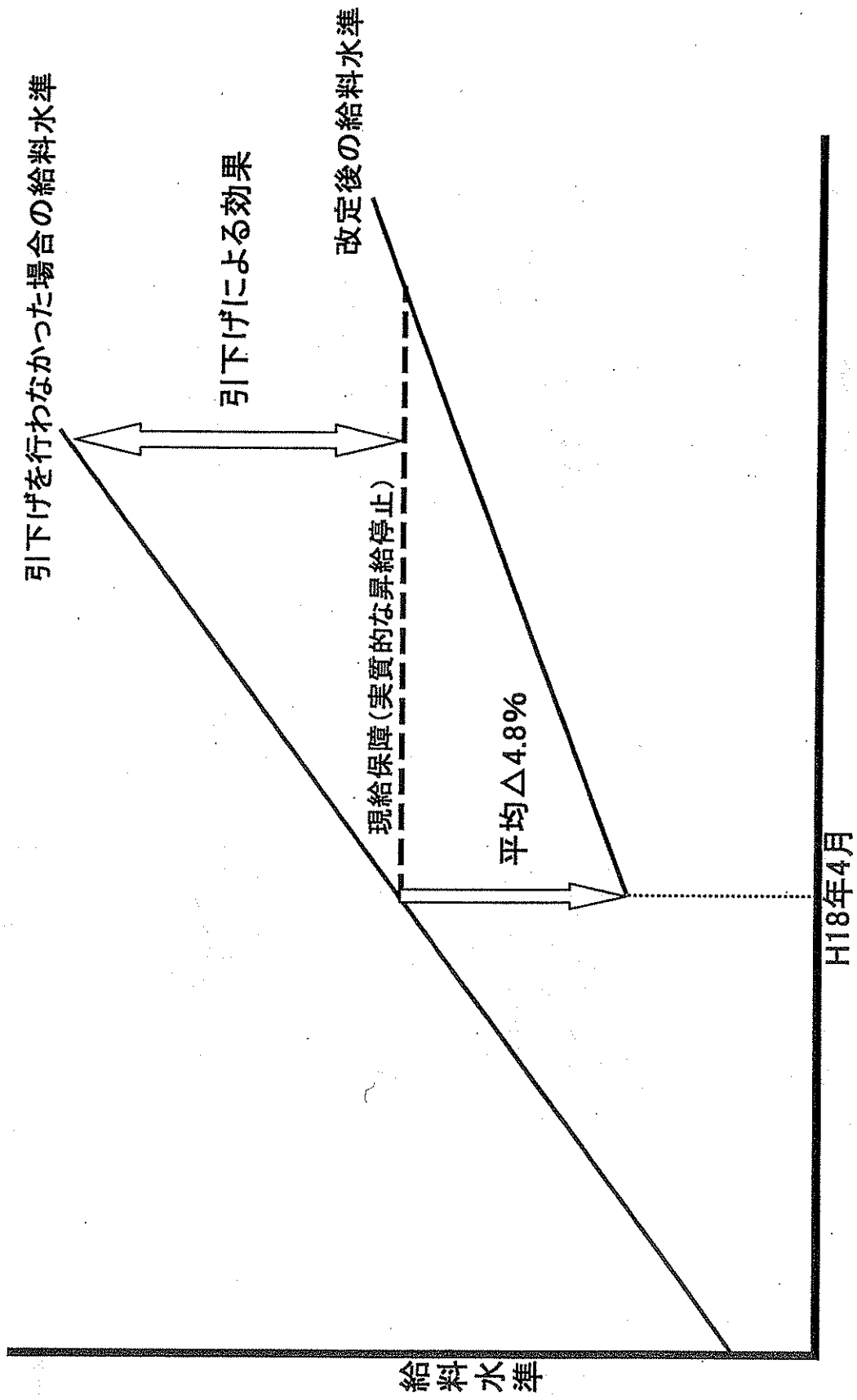
ただし、地域手当については、人事院勧告において指定された支給地域及び支給割合ではなく、本県職員の勤務実態等を考慮して算出した支給割合を基礎に県内一律4%とする。

※ 給料水準の引下げ及び地域手当については、経過措置がある。内容は、給料水準の引下げについては現給保障され、地域手当については平成21年度までの間で段階的に引上げていくものとなっている。

人事院勧告要旨  
(平成17年8月15日付け)

三重県人事委員会  
勧告要旨  
(平成17年10月14日付け)

一般職の給与構造改革にかかる経過措置（概念図）



平成33年 人事委員会勧告の概要(給付関係抜粋)

項目	三重県	国																																												
<p>(本年の給与改定)</p> <p>1 較差及び改定内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>較差(改定)額</th> <th>較差(改定)率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">較</td> <td>差</td> <td>2,750円</td> <td>0.71%</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td>0円</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改</td> <td>諸手当(地域手当等)</td> <td>2,653円</td> <td>0.68%</td> </tr> <tr> <td>はね返り分</td> <td>0円</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>2,653円</td> <td>0.68%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分	較差(改定)額	較差(改定)率	較	差	2,750円	0.71%	給料	0円	0.00%	改	諸手当(地域手当等)	2,653円	0.68%	はね返り分	0円	0.00%	計		2,653円	0.68%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>較差(改定)額</th> <th>較差(改定)率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">較</td> <td>差</td> <td>18円</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>俸給</td> <td>0円</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改</td> <td>諸手当(地域手当等)</td> <td>0円</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>はね返り分</td> <td>0円</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>0円</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分	較差(改定)額	較差(改定)率	較	差	18円	0.00%	俸給	0円	0.00%	改	諸手当(地域手当等)	0円	0.00%	はね返り分	0円	0.00%	計		0円	0.00%
区分	分	較差(改定)額	較差(改定)率																																											
較	差	2,750円	0.71%																																											
	給料	0円	0.00%																																											
改	諸手当(地域手当等)	2,653円	0.68%																																											
	はね返り分	0円	0.00%																																											
計		2,653円	0.68%																																											
区分	分	較差(改定)額	較差(改定)率																																											
較	差	18円	0.00%																																											
	俸給	0円	0.00%																																											
改	諸手当(地域手当等)	0円	0.00%																																											
	はね返り分	0円	0.00%																																											
計		0円	0.00%																																											
<p>2 改定の内容</p> <p>(1) 給料表</p> <p>(2) 諸手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当</li> <li>・期末・勤勉手当</li> </ul>	<p>据え置き</p> <p>現行県内支給率 1.0% → 改定後県内支給率 1.7%</p> <p>年間支給月数 4.45月 (据え置き)</p> <p>平成18年4月1日</p>	<p>据え置き</p> <p>改定なし</p> <p>年間支給月数 4.45月 (据え置き)</p> <p>実施しない</p>																																												
<p>(給与構造の改革)</p> <p>1 改定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当</li> <li>・広域異動手当</li> </ul>	<p>県内一律2%の支給</p> <p>新設は行わない</p>	<p>級地に応じて2%~14%の支給</p> <p>広域異動手当を新設(異動距離により、3%又は6%。ただし、19年度は2%又は4%)</p>																																												
<p>・管理職手当 (俸給の特別調整額)</p> <p>・扶養手当</p>	<p>定率制から職務の級別定額制へ移行</p> <p>据え置き (国勧告における3人目以降の扶養親族の改定(5,000円→6,000円)については、平成17年県勧告により措置済)</p>	<p>定率制から職務の級別定額制へ移行</p> <p>3人目以降の扶養親族 5,000円→6,000円</p>																																												
<p>2 実施時期等</p>	<p>平成19年4月1日</p>	<p>平成19年4月1日</p>																																												

# 特別職の報酬月額等の全国状況

H18.11調査  
単位：千円

No 都道府県	現行の三役の給料月額・議員の報酬月額											
	知事	順位	副知事	順位	出納長	順位	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
1 北海道	1,380	(9)	1,100	(8)	910	(15)	1,160	(5)	1,040	(4)	900	(9)
2 青森県	1,270	(32)	970	(37)	820	(44)	910	(40)	810	(43)	780	(30)
3 岩手県	1,240	(37)	960	(41)	810	(45)	890	(46)	800	(46)	770	(40)
4 宮城県	1,310	(20)	1,020	(22)	900	(19)	1,020	(16)	910	(17)	840	(17)
5 秋田県	1,210	(45)	930	(47)	790	(46)	910	(40)	810	(43)	780	(30)
6 山形県	1,212	(44)	933	(46)	783	(47)	867	(47)	774	(47)	746	(47)
7 福島県	1,320	(17)	1,030	(19)	890	(22)	1,010	(19)	900	(19)	830	(21)
8 茨城県	1,340	(13)	1,080	(10)	920	(12)	1,010	(19)	900	(19)	850	(13)
9 栃木県	1,340	(13)	1,080	(10)	930	(8)	1,010	(19)	920	(13)	850	(13)
10 群馬県	1,330	(16)	1,080	(10)	940	(5)	980	(25)	920	(13)	830	(21)
11 埼玉県	1,420	(4)	1,134	(4)	937	(6)	1,144	(6)	1,016	(8)	927	(7)
12 千葉県	1,390	(7)	1,110	(6)	950	(3)	1,110	(10)	970	(10)	880	(11)
13 東京都	1,585	(1)	1,292	(1)	1,165	(1)	1,292	(1)	1,165	(1)	1,037	(1)
14 神奈川県	1,450	(2)	1,160	(2)	950	(3)	1,200	(3)	1,080	(2)	970	(3)
15 新潟県	1,240	(37)	970	(37)	840	(40)	960	(32)	840	(37)	770	(40)
16 富山県	1,300	(23)	1,020	(22)	890	(22)	910	(40)	860	(30)	780	(30)
17 石川県	1,300	(23)	1,020	(22)	890	(22)	910	(40)	860	(30)	780	(30)
18 福井県	1,300	(23)	1,020	(22)	890	(22)	910	(40)	860	(30)	780	(30)
19 山梨県	1,260	(33)	970	(37)	850	(37)	920	(39)	830	(39)	780	(30)
20 長野県	1,350	(10)	1,040	(16)	910	(15)	1,040	(13)	910	(17)	850	(13)
21 岐阜県	1,340	(13)	1,060	(15)	920	(12)	1,020	(16)	920	(13)	850	(13)
22 静岡県	1,350	(10)	1,080	(10)	960	(2)	1,080	(12)	960	(12)	880	(11)
23 愛知県	1,403	(6)	1,112	(5)	921	(11)	1,209	(2)	1,064	(3)	977	(2)
24 三重県	1,290	(28)	1,020	(22)	870	(31)	1,020	(16)	900	(19)	830	(21)
25 滋賀県	1,320	(17)	1,040	(16)	900	(19)	1,040	(13)	900	(19)	840	(17)
26 京都府	1,292	(27)	1,023	(21)	902	(18)	1,120	(8)	1,030	(6)	960	(4)
27 大阪府	1,450	(2)	1,140	(3)	930	(8)	1,170	(4)	1,030	(6)	930	(5)
28 兵庫県	1,410	(5)	1,110	(6)	930	(8)	1,140	(7)	1,040	(4)	930	(5)
29 奈良県	1,224	(43)	954	(42)	825	(42)	972	(29)	850	(35)	784	(29)
30 和歌山県	1,210	(45)	950	(43)	860	(34)	950	(34)	810	(43)	770	(40)
31 鳥取県	1,246	(36)	974	(36)	821	(43)	930	(38)	811	(42)	757	(46)
32 島根県	1,280	(31)	1,000	(29)	845	(39)	960	(32)	835	(38)	770	(40)
33 岡山県	1,290	(28)	1,020	(22)	900	(19)	1,000	(22)	900	(19)	840	(17)
34 広島県	1,389	(8)	1,091	(9)	933	(7)	1,113	(9)	964	(11)	901	(8)
35 山口県	1,310	(20)	1,040	(16)	890	(22)	980	(25)	880	(25)	840	(17)
36 徳島県	1,300	(23)	990	(30)	870	(31)	950	(34)	860	(30)	810	(26)
37 香川県	1,285	(30)	980	(34)	860	(34)	940	(36)	850	(35)	800	(27)
38 愛媛県	1,320	(17)	1,010	(28)	880	(28)	970	(30)	870	(27)	820	(24)
39 高知県	1,240	(37)	950	(43)	840	(40)	910	(40)	830	(39)	780	(30)
40 福岡県	1,350	(10)	1,080	(10)	910	(15)	1,110	(10)	980	(9)	890	(10)
41 佐賀県	1,190	(47)	940	(45)	850	(37)	940	(36)	820	(41)	760	(45)
42 長崎県	1,260	(33)	990	(30)	880	(28)	990	(24)	880	(25)	800	(27)
43 熊本県	1,240	(37)	970	(37)	870	(31)	970	(30)	870	(27)	780	(30)
44 大分県	1,240	(37)	990	(30)	880	(28)	980	(25)	865	(29)	780	(30)
45 宮崎県	1,240	(37)	980	(34)	890	(22)	980	(25)	890	(24)	780	(30)
46 鹿児島県	1,310	(20)	1,030	(19)	920	(12)	1,030	(15)	920	(13)	820	(24)
47 沖縄県	1,250	(35)	990	(30)	860	(34)	1,000	(22)	860	(30)	770	(40)
平均	1,310		1,030		891		1,014		906		834	

※ 上記には、調査時点以降で改正予定の愛知県、大分県を含む。

## 議員と三役との報酬等の関係

### 1 全国状況 (H18.11.24 現在)

#### ○議長

##### ・議長と知事との関係

議長 > 知事 0 県  
議長 = 知事 0 県  
議長 < 知事 47 県 (三重県)

##### ・議長と副知事との関係

議長 > 副知事 11 県  
議長 = 副知事 13 県 (三重県)  
議長 < 副知事 23 県

#### ○副議長

##### ・副議長と副知事との関係

副議長 > 副知事 1 県  
副議長 = 副知事 0 県  
副議長 < 副知事 46 県 (三重県)

##### ・副議長と出納長との関係

副議長 > 出納長 15 県 (三重県)  
副議長 = 出納長 12 県  
副議長 < 出納長 20 県

#### ○議員

##### ・議員と出納長との関係

議員 > 出納長 3 県  
議員 = 出納長 2 県  
議員 < 出納長 42 県 (三重県)

### 2 議員と三役の報酬等の関係に変動のあった最近の事例

#### ○京都府 (H18.4.1 適用)

経緯…三役の給料のみ引下げる改正をするため

結果…副議長 < 副知事 → 副議長 > 副知事  
議員 < 出納長 → 議員 > 出納長

#### ○秋田県 (H18.7.1 適用)

経緯…三役の給料のみ引下げる改正をするため

結果…副議長 < 出納長 → 副議長 > 出納長

#### ○奈良県 (H18.4.1 適用)

経緯…議員については、一般職改定率 ( $\Delta 4.8\%$ ) ではなく、他県均衡を考慮した改定率 ( $\Delta 3.0\%$ ) により改定したため

結果…議長 = 副知事 → 議長 > 副知事

#### ○愛知県 (H18.11.8 答申 H19.1.1 適用予定)

経緯…議員については、地域手当相当分を加味した改定率 ( $\Delta 1.3\%$ ) により改定したため  
(三役の改定率  $\Delta 7.0\%$ )

結果…議員 = 出納長 → 議員 > 出納長

※本資料は、調査時点以降で改正予定の愛知県、大分県を反映したものとなっています。

# 三役の退職手当支給率の全国状況

〈退職手当額＝給料月額×在職月数×支給割合/100〉

H18.11調査

No.	都道府県	支給割合												支給時期	抑制措置
		知事				副知事				出納長					
		H17.11		H18.11		H17.11		H18.11		H17.11		H18.11			
支給割合	順位	支給割合	順位	支給割合	順位	支給割合	順位	支給割合	順位	支給割合	順位				
1	北海道	60	41	60	37	50	11	50	8	40	3	40	2	任期毎	三役：10%減額
2	青森県	80	1	80	1	50	11	50	8	35	21	35	16	任期毎	算定基礎は、給料減額後の額
3	岩手県	80	1	65	29	50	11	45	31	30	35	30	32	任期毎	
4	宮城県	80	1	80	1	50	11	50	8	30	35	30	32	任期毎	知事：現任期非支給 その他：21.11.20までの間100%減額
5	秋田県	80	1	80	1	50	11	50	8	40	3	40	2	任期毎	
6	山形県	65	36	65	29	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
7	福島県	65	36	65	29	55	8	55	7	38	20	37.5	14	任期毎	
8	茨城県	80	1	80	1	60	1	60	1	40	3	40	2	任期毎	知事、副知事の現任期に係る退職手当20%減額
9	栃木県	60	41	60	37	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
10	群馬県	80	1	80	1	50	11	50	8	40	3	40	2	最終退職時	
11	埼玉県	60	41	60	37	46	38	46	30	34	32	34	28	任期毎	
12	千葉県	80	1	80	1	60	1	60	1	40	3	40	2	任期毎	知事：50%減額 副知事：40%減額 出納長：30%減額
13	東京都	60	41	60	37	47	35	47	26	34	32	34	28	任期毎	
14	神奈川県	60	41	60	37	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
15	新潟県	70	20	70	14	48	34	48	25	33	34	33	31	任期毎	
16	富山県	65	36	65	29	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
17	石川県	65	36	65	29	47	35	47	26	30	35	30	32	任期毎	
18	福井県	70	20	70	14	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
19	山梨県	65	36	65	29	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
20	長野県	80	1	80	1	60	1	60	1	40	3	40	2	任期毎	知事：現任期非支給
21	岐阜県	70	20	70	14	50	11	50	8	30	35	30	32	任期毎	
22	静岡県	75	14	75	11	50	11	50	8	40	3	40	2	任期毎	
23	愛知県	70	20	70	14	45	39	45	31	30	35	30	32	任期毎	
24	三重県	75	14	75	11	50	11	50	8	35	21	35	16	任期毎	
25	滋賀県	70	20	70	14	50	11	50	8	35	21	35	16	任期毎	
26	京都府	80	1	70	14	60	1	50	8	55	1	35	16	任期毎	
27	大阪府	60	41	60	37	45	39	45	31	35	21	35	16	任期毎	
28	兵庫県	80	1	80	1	60	1	60	1	40	3	40	2	任期毎	三役：10%減額
29	奈良県	70	20	70	14	50	11	50	8	35	21	35	16	任期毎	
30	和歌山県	80	1	80	1	60	1	60	1	40	3	40	2	任期毎	
31	鳥取県	70	20	70	14	50	11	50	8	35	21	35	16	最終退職時	
32	島根県	70	20	60	37	50	11	43	44	35	21	30	32	任期毎	
33	岡山県	70	20	70	14	50	11	50	8	35	21	35	16	任期毎	
34	広島県	75	14	65	29	55	8	47	26	40	3	34	28	任期毎	
35	山口県	50	47	50	46	40	47	40	47	30	35	30	32	任期毎	
36	徳島県	80	1	70	14	55	8	45	31	40	3	35	16	任期毎	
37	香川県	66	35	66	28	47	35	47	26	35	21	35	16	任期毎	
38	愛媛県	70	20	60	37	50	11	45	31	40	3	35	16	任期毎	
39	高知県	70	20	60	37	50	11	43	44	35	21	30	32	任期毎	
40	福岡県	80	1	80	1	60	1	60	1	40	3	40	2	任期毎	
41	佐賀県	75	14	65	29	50	11	45	31	40	3	35	16	任期毎	
42	長崎県	75	14	75	11	50	11	50	8	30	35	30	32	任期毎	
43	熊本県	70	20	70	14	50	11	50	8	40	3	40	2	任期毎	
44	大分県	75	14	67	26	50	11	45	31	40	3	36	15	任期毎	算定基礎は、給料減額後の額
45	宮崎県	70	20	70	14	50	11	50	8	40	3	40	2	任期毎	知事：現任期50%減額
46	鹿児島県	66.6	34	66.6	27	50	11	50	8	50	2	50	1	任期毎	
47	沖縄県	70	20	50	46	50	11	42	46	35	21	30	32	任期毎	
	平均	71.0		68.6		50.4		48.9		36.1		34.9		任期毎 最終退職時	45都道府県 2県

※ 上記には、調査時点以降で改正予定の島根県、大分県を含む。



# 任期中における総収入(全国状況)

知事

H18. 11調査  
(単位:千円)

		給料			年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入	
		月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
1	北海道	1,380	9	16,560	23,163	11	92,652	11	60	48	39,744	38	132,396	19
2	青森	1,270	32	15,240	21,409	32	85,636	32	80	48	48,768	9	134,404	17
3	岩手	1,240	37	14,880	20,903	36	83,612	36	65	48	38,688	41	122,300	41
4	宮城	1,310	20	15,720	22,083	21	88,332	21	80	49	51,352	6	139,684	11
5	秋田	1,210	45	14,520	20,398	42	81,592	42	80	48	46,464	12	128,056	30
6	山形	1,212	44	14,544	20,343	44	81,372	44	65	48	37,814	43	119,186	45
7	福島	1,320	17	15,840	22,156	20	88,624	20	65	48	41,184	32	129,808	25
8	茨城	1,340	13	16,080	22,589	15	90,356	15	80	48	51,456	5	141,812	9
9	栃木	1,340	13	16,080	22,589	15	90,356	15	60	49	39,396	39	129,752	26
10	群馬	1,330	16	15,960	23,062	12	92,248	12	80	48	51,072	7	143,320	6
11	埼玉	1,420	4	17,040	23,938	4	95,752	4	60	48	40,896	34	136,648	14
12	千葉	1,390	7	16,680	24,103	3	96,412	3	80	49	54,488	1	150,900	2
13	東京	1,585	1	19,020	27,064	1	108,256	1	60	48	45,648	14	153,904	1
14	神奈川	1,450	2	17,400	23,490	7	93,960	7	60	49	42,630	25	136,590	15
15	新潟	1,240	37	14,880	20,903	36	83,612	36	70	48	41,664	28	125,276	36
16	富山	1,300	23	15,600	21,915	23	87,660	23	65	48	40,560	36	128,220	29
17	石川	1,300	23	15,600	21,915	23	87,660	23	65	49	41,405	31	129,065	27
18	福井	1,300	23	15,600	21,915	23	87,660	23	70	49	44,590	18	132,250	20
19	山梨	1,260	33	15,120	21,848	26	87,392	26	65	48	39,312	40	126,704	33
20	長野	1,350	10	16,200	22,660	14	90,640	14	80	49	52,920	3	143,560	5
21	岐阜	1,340	13	16,080	23,236	10	92,944	10	70	48	45,024	17	137,968	12
22	静岡	1,350	10	16,200	23,328	9	93,312	9	75	49	49,613	8	142,925	7
23	愛知	1,403	6	16,836	23,549	6	94,196	6	70	48	47,141	11	141,337	10
24	三重	1,290	28	15,480	22,369	17	89,476	17	75	48	46,440	13	135,916	16
25	滋賀	1,320	17	15,840	22,252	18	89,008	18	70	49	45,276	16	134,284	18
26	京都	1,292	27	15,504	21,780	28	87,120	28	70	49	44,316	19	131,436	21
27	大阪	1,450	2	17,400	25,056	2	100,224	2	60	48	41,760	27	141,984	8
28	兵庫	1,410	5	16,920	23,769	5	95,076	5	80	48	54,144	2	149,220	3
29	奈良	1,224	43	14,688	20,634	41	82,536	41	70	48	41,126	33	123,662	39
30	和歌山	1,210	45	14,520	20,398	42	81,592	42	80	49	47,432	10	129,024	28
31	鳥取	1,246	36	14,952	20,914	35	83,656	35	70	49	42,738	24	126,394	34
32	島根	1,280	31	15,360	21,578	31	86,312	31	60	49	37,632	44	123,944	38
33	岡山	1,290	28	15,480	21,746	29	86,984	29	70	48	43,344	22	130,328	23
34	広島	1,389	8	16,668	23,415	8	93,660	8	65	49	44,240	20	137,900	13
35	山口	1,310	20	15,720	22,083	21	88,332	21	50	48	31,440	46	119,772	43
36	徳島	1,300	23	15,600	21,821	27	87,284	27	70	48	43,680	21	130,964	22
37	香川	1,285	30	15,420	21,662	30	86,648	30	66	48	40,709	35	127,357	31
38	愛媛	1,320	17	15,840	22,252	18	89,008	18	60	48	38,016	42	127,024	32
39	高知	1,240	37	14,880	20,903	36	83,612	36	60	48	35,712	45	119,324	44
40	福岡	1,350	10	16,200	22,758	13	91,032	13	80	49	52,920	3	143,952	4
41	佐賀	1,190	47	14,280	19,064	47	76,256	47	75	48	42,840	23	119,096	46
42	長崎	1,260	33	15,120	21,240	33	84,960	33	75	48	45,360	15	130,320	24
43	熊本	1,240	37	14,880	20,903	36	83,612	36	70	48	41,664	28	125,276	36
44	大分	1,240	37	14,880	20,903	36	83,612	36	67	48	39,878	37	123,490	40
45	宮崎	1,240	37	14,880	19,865	46	79,460	46	70	48	41,664	28	121,124	42
46	鹿児島	1,310	20	15,720	20,986	34	83,944	34	2/3	48	41,920	26	125,864	35
47	沖縄	1,250	35	15,000	19,950	45	79,800	45	50	48	30,000	47	109,800	47

抑制措置(給料カット等)は考慮せずに計算

年収・任期(4年)収入・任期中総収入には、期末手当を含む

この資料は、調査時点以降で改定予定の愛知県、島根県、大分県を反映したのとなっています。

# 任期中における総収入(全国状況)

副知事

H18. 11調査

(単位:千円)

		給料		年収		任期(4年)収入		退職手当				任期中総収入		
		月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
1	北海道	1,100	8	13,200	18,464	10	73,856	10	50	48	26,400	10	100,256	12
2	青森	970	37	11,640	16,352	35	65,408	35	50	48	23,280	30	88,688	33
3	岩手	960	41	11,520	16,183	39	64,732	39	45	48	20,736	43	85,468	42
4	宮城	1,020	22	12,240	17,195	22	68,780	22	50	49	24,990	18	93,770	21
5	秋田	930	47	11,160	15,677	45	62,708	45	50	48	22,320	36	85,028	43
6	山形	933	46	11,196	15,660	46	62,640	46	45	48	20,153	44	82,793	47
7	福島	1,030	19	12,360	17,289	20	69,156	20	55	48	27,192	8	96,348	17
8	茨城	1,080	10	12,960	18,206	13	72,824	13	60	48	31,104	4	103,928	5
9	栃木	1,080	10	12,960	18,206	13	72,824	13	45	49	23,814	26	96,638	16
10	群馬	1,080	10	12,960	18,727	6	74,908	6	50	48	25,920	11	100,828	9
11	埼玉	1,134	4	13,608	19,116	4	76,464	4	46	48	25,039	17	101,503	7
12	千葉	1,110	6	13,320	19,247	3	76,988	3	60	49	32,634	1	109,622	2
13	東京	1,292	1	15,504	22,061	1	88,244	1	47	48	29,148	6	117,392	1
14	神奈川	1,160	2	13,920	18,792	5	75,168	5	45	49	25,578	12	100,746	10
15	新潟	970	37	11,640	16,352	35	65,408	35	48	48	22,349	35	87,757	39
16	富山	1,020	22	12,240	17,195	22	68,780	22	45	48	22,032	38	90,812	27
17	石川	1,020	22	12,240	17,195	22	68,780	22	47	49	23,491	29	92,271	23
18	福井	1,020	22	12,240	17,195	22	68,780	22	45	49	22,491	34	91,271	26
19	山梨	970	37	11,640	16,820	29	67,280	29	45	48	20,952	42	88,232	35
20	長野	1,040	16	12,480	17,456	19	69,824	19	60	49	30,576	5	100,400	11
21	岐阜	1,060	15	12,720	18,380	12	73,520	12	50	48	25,440	14	98,960	13
22	静岡	1,080	10	12,960	18,662	9	74,648	9	50	49	26,460	9	101,108	8
23	愛知	1,112	5	13,344	18,665	8	74,660	8	45	48	24,019	24	98,679	15
24	三重	1,020	22	12,240	17,687	16	70,748	16	50	48	24,480	22	95,228	19
25	滋賀	1,040	16	12,480	17,532	17	70,128	17	50	49	25,480	13	95,608	18
26	京都	1,023	21	12,276	17,245	21	68,980	21	50	49	25,064	16	94,044	20
27	大阪	1,140	3	13,680	19,699	2	78,796	2	45	48	24,624	20	103,420	6
28	兵庫	1,110	6	13,320	18,712	7	74,848	7	60	48	31,968	2	106,816	3
29	奈良	954	42	11,448	16,082	40	64,328	40	50	48	22,896	32	87,224	40
30	和歌山	950	43	11,400	16,015	41	64,060	41	60	49	27,930	7	91,990	24
31	鳥取	974	36	11,688	16,349	38	65,396	38	50	49	23,863	25	89,259	32
32	島根	1,000	29	12,000	16,858	28	67,432	28	50	49	24,500	21	91,932	25
33	岡山	1,020	22	12,240	17,195	22	68,780	22	50	48	24,480	22	93,260	22
34	広島	1,091	9	13,092	18,392	11	73,568	11	47	49	25,126	15	98,694	14
35	山口	1,040	16	12,480	17,532	17	70,128	17	40	48	19,968	45	90,096	30
36	徳島	990	30	11,880	16,617	32	66,468	32	45	48	21,384	40	87,852	38
37	香川	980	34	11,760	16,520	33	66,080	33	47	48	22,109	37	88,189	36
38	愛媛	1,010	28	12,120	17,026	27	68,104	27	45	48	21,816	39	89,920	31
39	高知	950	43	11,400	16,015	41	64,060	41	43	48	19,608	47	83,668	44
40	福岡	1,080	10	12,960	18,206	13	72,824	13	60	49	31,752	3	104,576	4
41	佐賀	940	45	11,280	15,059	47	60,236	47	50	48	22,560	33	82,796	46
42	長崎	990	30	11,880	16,689	30	66,756	30	50	48	23,760	27	90,516	29
43	熊本	970	37	11,640	16,352	35	65,408	35	50	48	23,280	30	88,688	33
44	大分	990	30	11,880	16,689	30	66,756	30	45	48	21,384	40	88,140	37
45	宮崎	980	34	11,760	15,700	44	62,800	44	50	48	23,520	28	86,320	41
46	鹿児島	1,030	19	12,360	16,501	34	66,004	34	1/2	48	24,720	19	90,724	28
47	沖縄	990	30	11,880	15,800	43	63,200	43	42	48	19,958	46	83,158	45

抑制措置(給料カット等)は考慮せずに計算

年収・任期(4年)収入・任期中総収入には、期末手当を含む

この資料は、調査時点以降で改定予定の愛知県、島根県、大分県を反映したものとなっています。

# 任期中における総収入(全国状況)

出納長

H18. 11調査  
(単位:千円)

		給料		年収		任期(4年)収入		退職手当			任期中総収入			
		月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位	支給割合	在職月数	手当額	順位	収入額	順位
1	北海道	910	15	10,920	15,274	15	61,096	15	40	48	17,472	10	78,568	11
2	青森	820	44	9,840	13,823	41	55,292	41	35	48	13,776	32	69,068	42
3	岩手	810	45	9,720	13,655	44	54,620	44	30	48	11,664	46	66,284	46
4	宮城	900	19	10,800	15,172	18	60,688	18	30	49	13,230	37	73,918	28
5	秋田	790	46	9,480	13,317	46	53,268	46	40	48	15,168	22	68,436	44
6	山形	783	47	9,396	13,143	47	52,572	47	30	48	11,275	47	63,847	47
7	福島	890	22	10,680	14,939	26	59,756	26	37.5	48	16,020	15	75,776	19
8	茨城	920	12	11,040	15,509	11	62,036	11	40	48	17,664	9	79,700	8
9	栃木	930	8	11,160	15,677	9	62,708	9	30	49	13,671	33	76,379	15
10	群馬	940	5	11,280	16,300	4	65,200	4	40	48	18,048	5	83,248	4
11	埼玉	937	6	11,244	15,795	7	63,180	7	34	48	15,292	20	78,472	12
12	千葉	950	3	11,400	16,473	3	65,892	3	40	49	18,620	4	84,512	3
13	東京	1,165	1	13,980	19,892	1	79,568	1	34	48	19,013	2	98,581	1
14	神奈川	950	3	11,400	15,390	13	61,560	13	30	49	13,965	30	75,525	20
15	新潟	840	40	10,080	14,160	38	56,640	38	33	48	13,306	34	69,946	39
16	富山	890	22	10,680	15,003	22	60,012	22	30	48	12,816	40	72,828	32
17	石川	890	22	10,680	15,003	22	60,012	22	30	49	13,083	38	73,095	29
18	福井	890	22	10,680	15,003	22	60,012	22	30	49	13,083	38	73,095	29
19	山梨	850	37	10,200	14,739	30	58,956	30	30	48	12,240	44	71,196	37
20	長野	910	15	10,920	15,274	15	61,096	15	40	49	17,836	7	78,932	10
21	岐阜	920	12	11,040	15,953	6	63,812	6	30	48	13,248	36	77,060	14
22	静岡	960	2	11,520	16,589	2	66,356	2	40	49	18,816	3	85,172	2
23	愛知	921	11	11,052	15,459	12	61,836	12	30	48	13,262	35	75,098	22
24	三重	870	31	10,440	15,086	21	60,344	21	35	48	14,616	25	74,960	23
25	滋賀	900	19	10,800	15,172	18	60,688	18	35	49	15,435	19	76,123	17
26	京都	902	18	10,824	15,205	17	60,820	17	35	49	15,469	18	76,289	16
27	大阪	930	8	11,160	16,070	5	64,280	5	35	48	15,624	16	79,904	7
28	兵庫	930	8	11,160	15,677	9	62,708	9	40	48	17,856	6	80,564	6
29	奈良	825	42	9,900	13,907	40	55,628	40	35	48	13,860	31	69,488	40
30	和歌山	860	34	10,320	14,497	34	57,988	34	40	49	16,856	12	74,844	24
31	鳥取	821	43	9,852	13,780	42	55,120	42	35	49	14,080	29	69,200	41
32	島根	845	39	10,140	14,245	37	56,980	37	35	49	14,492	27	71,472	36
33	岡山	900	19	10,800	15,172	18	60,688	18	35	48	15,120	23	75,808	18
34	広島	933	7	11,196	15,728	8	62,912	8	34	49	15,544	17	78,456	13
35	山口	890	22	10,680	15,003	22	60,012	22	30	48	12,816	40	72,828	32
36	徳島	870	31	10,440	14,603	33	58,412	33	35	48	14,616	25	73,028	31
37	香川	860	34	10,320	14,497	34	57,988	34	35	48	14,448	28	72,436	34
38	愛媛	880	28	10,560	14,835	27	59,340	27	35	48	14,784	24	74,124	26
39	高知	840	40	10,080	14,160	38	56,640	38	30	48	12,096	45	68,736	43
40	福岡	910	15	10,920	15,340	14	61,360	14	40	49	17,836	7	79,196	9
41	佐賀	850	37	10,200	13,617	45	54,468	45	40	48	16,320	14	70,788	38
42	長崎	880	28	10,560	14,835	27	59,340	27	30	48	12,672	42	72,012	35
43	熊本	870	31	10,440	14,666	32	58,664	32	40	48	16,704	13	75,368	21
44	大分	880	28	10,560	14,835	27	59,340	27	36	48	15,206	21	74,546	25
45	宮崎	890	22	10,680	14,258	36	57,032	36	40	48	17,088	11	74,120	27
46	鹿児島	920	12	11,040	14,738	31	58,952	31	1/2	48	22,080	1	81,032	5
47	沖縄	860	34	10,320	13,726	43	54,904	43	30	48	12,384	43	67,288	45

抑制措置(給料カット等)は考慮せずに計算

年収・任期(4年)収入・任期中総収入には、期末手当を含む

この資料は、調査時点以降で改定予定の愛知県、島根県、大分県を反映したのとなっています。

# 任期中における総収入(全国状況)

議長

H18. 11調査  
(単位:千円)

副議長

H18. 11調査  
(単位:千円)

		給料			年収		任期(4年)収入	
		月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位
1	北海道	1,160	5	13,920	19,471	5	77,884	5
2	青森	910	40	10,920	15,340	38	61,360	38
3	岩手	890	46	10,680	15,003	45	60,012	45
4	宮城	1,020	16	12,240	17,195	17	68,780	17
5	秋田	910	40	10,920	15,340	38	61,360	38
6	山形	867	47	10,404	14,553	47	58,212	47
7	福島	1,010	19	12,120	16,953	21	67,812	21
8	茨城	1,010	19	12,120	17,026	18	68,104	18
9	栃木	1,010	19	12,120	17,026	18	68,104	18
10	群馬	980	25	11,760	16,993	20	67,972	20
11	埼玉	1,144	6	13,728	19,285	6	77,140	6
12	千葉	1,110	10	13,320	19,247	7	76,988	7
13	東京	1,292	1	15,504	22,061	1	88,244	1
14	神奈川	1,200	3	14,400	20,808	2	83,232	2
15	新潟	960	32	11,520	16,183	30	64,732	30
16	富山	910	40	10,920	15,340	38	61,360	38
17	石川	910	40	10,920	15,340	38	61,360	38
18	福井	910	40	10,920	15,340	38	61,360	38
19	山梨	920	39	11,040	14,738	46	58,952	46
20	長野	1,040	13	12,480	17,456	16	69,824	16
21	岐阜	1,020	16	12,240	17,687	13	70,748	13
22	静岡	1,080	12	12,960	17,950	12	71,800	12
23	愛知	1,209	2	14,508	20,293	3	81,172	3
24	三重	1,020	16	12,240	17,687	13	70,748	13
25	滋賀	1,040	13	12,480	17,532	15	70,128	15
26	京都	1,120	8	13,440	18,799	9	75,196	9
27	大阪	1,170	4	14,040	20,218	4	80,872	4
28	兵庫	1,140	7	13,680	19,218	8	76,872	8
29	奈良	972	29	11,664	16,385	27	65,540	27
30	和歌山	950	34	11,400	16,015	32	64,060	32
31	鳥取	930	38	11,160	15,610	37	62,440	37
32	島根	960	32	11,520	16,183	30	64,732	30
33	岡山	1,000	22	12,000	16,858	22	67,432	22
34	広島	1,113	9	13,356	18,762	10	75,048	10
35	山口	980	25	11,760	16,520	24	66,080	24
36	徳島	950	34	11,400	15,946	34	63,784	34
37	香川	940	36	11,280	15,846	35	63,384	35
38	愛媛	970	30	11,640	16,352	28	65,408	28
39	高知	910	40	10,920	15,340	38	61,360	38
40	福岡	1,110	10	13,320	18,712	11	74,848	11
41	佐賀	940	36	11,280	15,059	44	60,236	44
42	長崎	990	24	11,880	16,689	23	66,756	23
43	熊本	970	30	11,640	16,352	28	65,408	28
44	大分	980	25	11,760	16,520	24	66,080	24
45	宮崎	980	25	11,760	15,700	36	62,800	36
46	鹿児島	1,030	15	12,360	16,501	26	66,004	26
47	沖縄	1,000	22	12,000	15,960	33	63,840	33

		給料			年収		任期(4年)収入	
		月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位
1	北海道	1,040	4	12,480	17,456	6	69,824	6
2	青森	810	43	9,720	13,655	40	54,620	40
3	岩手	800	46	9,600	13,486	44	53,944	44
4	宮城	910	17	10,920	15,340	17	61,360	17
5	秋田	810	43	9,720	13,655	40	54,620	40
6	山形	774	47	9,288	12,992	47	51,968	47
7	福島	900	19	10,800	15,107	22	60,428	22
8	茨城	900	19	10,800	15,172	19	60,688	19
9	栃木	920	13	11,040	15,509	16	62,036	16
10	群馬	920	13	11,040	15,953	13	63,812	13
11	埼玉	1,016	8	12,192	17,127	8	68,508	8
12	千葉	970	10	11,640	16,820	9	67,280	9
13	東京	1,165	1	13,980	19,892	1	79,568	1
14	神奈川	1,080	2	12,960	18,727	2	74,908	2
15	新潟	840	37	10,080	14,160	36	56,640	36
16	富山	860	30	10,320	14,497	29	57,988	29
17	石川	860	30	10,320	14,497	29	57,988	29
18	福井	860	30	10,320	14,497	29	57,988	29
19	山梨	830	39	9,960	13,297	45	53,188	45
20	長野	910	17	10,920	15,274	18	61,096	18
21	岐阜	920	13	11,040	15,953	13	63,812	13
22	静岡	960	12	11,520	15,955	12	63,820	12
23	愛知	1,064	3	12,768	17,859	3	71,436	3
24	三重	900	19	10,800	15,606	15	62,424	15
25	滋賀	900	19	10,800	15,172	19	60,688	19
26	京都	1,030	6	12,360	17,289	7	69,156	7
27	大阪	1,030	6	12,360	17,798	4	71,192	4
28	兵庫	1,040	4	12,480	17,532	5	70,128	5
29	奈良	850	35	10,200	14,329	33	57,316	33
30	和歌山	810	43	9,720	13,655	40	54,620	40
31	鳥取	811	42	9,732	13,613	43	54,452	43
32	島根	835	38	10,020	14,076	37	56,304	37
33	岡山	900	19	10,800	15,172	19	60,688	19
34	広島	964	11	11,568	16,251	11	65,004	11
35	山口	880	25	10,560	14,835	23	59,340	23
36	徳島	860	30	10,320	14,435	32	57,740	32
37	香川	850	35	10,200	14,329	33	57,316	33
38	愛媛	870	27	10,440	14,666	26	58,664	26
39	高知	830	39	9,960	13,992	38	55,968	38
40	福岡	980	9	11,760	16,520	10	66,080	10
41	佐賀	820	41	9,840	13,136	46	52,544	46
42	長崎	880	25	10,560	14,835	23	59,340	23
43	熊本	870	27	10,440	14,666	26	58,664	26
44	大分	865	29	10,380	14,582	28	58,328	28
45	宮崎	890	24	10,680	14,258	35	57,032	35
46	鹿児島	920	13	11,040	14,738	25	58,952	25
47	沖縄	860	30	10,320	13,726	39	54,904	39

抑制措置(給料カット等)は考慮せずに計算

年収・任期(4年)収入・任期中総収入には、期末手当を含む

この資料は、調査時点以降で改定予定の愛知県、島根県、大分県を反映したものとされています。

# 任期中における総収入(全国状況)

議員

H18. 11調査  
(単位:千円)

		給料		年収		任期(4年)収入		
		月額	順位	年額	収入額	順位	収入額	順位
1	北海道	900	9	10,800	15,107	10	60,428	10
2	青森	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
3	岩手	770	40	9,240	12,980	38	51,920	38
4	宮城	840	17	10,080	14,160	19	56,640	19
5	秋田	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
6	山形	746	47	8,952	12,522	43	50,088	43
7	福島	830	21	9,960	13,932	23	55,728	23
8	茨城	850	13	10,200	14,329	16	57,316	16
9	栃木	850	13	10,200	14,329	16	57,316	16
10	群馬	830	21	9,960	14,392	14	57,568	14
11	埼玉	927	7	11,124	15,627	7	62,508	7
12	千葉	880	11	10,560	15,259	8	61,036	8
13	東京	1,037	1	12,444	17,707	1	70,828	1
14	神奈川	970	3	11,640	16,820	2	67,280	2
15	新潟	770	40	9,240	12,980	38	51,920	38
16	富山	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
17	石川	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
18	福井	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
19	山梨	780	30	9,360	12,496	44	49,984	44
20	長野	850	13	10,200	14,267	18	57,068	18
21	岐阜	850	13	10,200	14,739	12	58,956	12
22	静岡	880	11	10,560	14,626	13	58,504	13
23	愛知	977	2	11,724	16,399	3	65,596	3
24	三重	830	21	9,960	14,392	14	57,568	14
25	滋賀	840	17	10,080	14,160	19	56,640	19
26	京都	960	4	11,520	16,114	4	64,456	4
27	大阪	930	5	11,160	16,070	5	64,280	5
28	兵庫	930	5	11,160	15,677	6	62,708	6
29	奈良	784	29	9,408	13,216	28	52,864	28
30	和歌山	770	40	9,240	12,980	38	51,920	38
31	鳥取	757	46	9,084	12,706	42	50,824	42
32	島根	770	40	9,240	12,980	38	51,920	38
33	岡山	840	17	10,080	14,160	19	56,640	19
34	広島	901	8	10,812	15,189	9	60,756	9
35	山口	840	17	10,080	14,160	19	56,640	19
36	徳島	810	26	9,720	13,596	25	54,384	25
37	香川	800	27	9,600	13,486	26	53,944	26
38	愛媛	820	24	9,840	13,823	24	55,292	24
39	高知	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
40	福岡	890	10	10,680	15,003	11	60,012	11
41	佐賀	760	45	9,120	12,175	47	48,700	47
42	長崎	800	27	9,600	13,486	26	53,944	26
43	熊本	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
44	大分	780	30	9,360	13,149	29	52,596	29
45	宮崎	780	30	9,360	12,496	44	49,984	44
46	鹿児島	820	24	9,840	13,136	37	52,544	37
47	沖縄	770	40	9,240	12,289	46	49,156	46

抑制措置(給料カット等)は考慮せずに計算  
 年収・任期(4年)収入・任期中総収入には、期末手当を含む  
 この資料は、調査時点以降で改定予定の愛知県、島根県、大分  
 県を反映したものとなっています。

別職報酬等の改定状況

府県	改定状況													H18審議会の設置状況等 (11月24日現在)			
	H7年度以前	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度	H18年度	設置	検討中	未定	設置せず
北海道	H4年10月																○
青森県	H5年12月														○		
3岩手県	H7年10月												4月		○		○
4宮城県		10月													○		
5秋田県	H5年4月												7月	○			
6山形県	H7年4月												4月				○
7福島県	H7年10月															○	
8茨城県	H7年4月																○
9栃木県			4月													○	
10群馬県	H6年10月													○			
11埼玉県		10月														○	
12千葉県	H5年10月													○			
13東京都		4月								4月			4月	○			
14神奈川県	H7年12月																○
15新潟県		4月	4月							4月			4月			○	
16富山県	H6年1月																○
17石川県	H6年7月																○
18福井県	H6年1月																○
19山梨県		1月															○
20長野県	H7年4月																○
21岐阜県	H6年12月																○
22静岡県		4月							1月					○			
23愛知県			7月							12月				○			
24三重県	H8年1月												4月	○			
25滋賀県		4月															○
26京都府	H8年3月												4月				○
27大阪府	H4年4月																○
28兵庫県	H4年5月																○
29奈良県				10月					1月	12月			4月				○
和歌山県		4月											7月	○			
31鳥取県	H8年1月								1月	12月							○
32島根県	H8年1月													○			
33岡山県	H7年12月												7月	○			
34広島県						1月											○
35山口県	H8年1月																○
36徳島県			4月														○
37香川県	H7年12月									4月						○	
38愛媛県		4月															○
39高知県				4月					4月	4月							○
40福岡県	H5年4月																○
41佐賀県	H7年11月												4月				○
42長崎県		10月											8月	○			
43熊本県		4月	4月										4月			○	
44大分県		4月															○
45宮崎県		10月											10月	○			
46鹿児島県		4月															○
47沖縄県	H7年11月									1月							○
団体数	27	14	5	2	0	1	0	3	4	5	0	0	14	13	2	6	26

給与構造改革に伴う特別職報酬等の改定状況 (H18.11.24現在)

一般職の平均改定率(△4.8%)に準じ改定した団体

		知事	副知事	出納長	議長	副議長	議員	改定根拠	適用日	備考
岩手県	改定前	1,300	1,000	840	930	830	800	一般職平均改定率▲4.73%で改定【1万円未満切り上げ】	H18.4.1	
	改定額	1,240	960	810	890	800	770			
	改定率	▲4.62%	▲4.00%	▲3.57%	▲4.30%	▲3.61%	▲3.75%			
秋田県	改定前	1,270	970	820	910	810	780	一般職平均改定率▲4.8%で改定【1万円未満切り上げ】	H18.7.1	
	改定額	1,210	930	790	-	-	-			
	改定率	▲4.72%	▲4.12%	▲3.66%						
奈良県	改定前	1,286	1,003	867	1,003	877	809	二役：一般職平均改定率▲4.8%で改定【千円未満切り捨て】 議会：他県均衡を考慮し、約▲3%で改定【千円未満切り捨て】	H18.4.1	任期中の現給保障有り 地域手当有り
	改定額	1,224	954	825	972	850	784			
	改定率	▲4.82%	▲4.89%	▲4.84%	▲3.09%	▲3.08%	▲3.09%			
長崎県	改定前	1,330	1,040	930	1,040	930	830	一般職平均改定率▲5.05%で改定【1万円未満四捨五入(議員のみ10万円未満四捨五入)】	H18.8.1	
	改定額	1,260	990	880	990	880	800			
	改定率	▲5.26%	▲4.81%	▲5.38%	▲4.81%	▲5.38%	▲3.61%			
大分県	改定前	1,310	1,045	930	1,035	915	825	一般職平均改定率▲4.8%及び前回改定(H8.4)以降の累積改定率▲0.5%で改定【1万の位を0か5として端数処理】	H19.4.1 (予定)	
	改定額	1,240	990	880	980	865	780			
	改定率	▲5.34%	▲5.26%	▲5.38%	▲5.31%	▲5.46%	▲5.45%			
宮崎県	改定前	1,310	1,040	940	1,040	940	820	一般職平均改定率▲4.8%及び前回改定(H8.4)以降の累積改定率▲0.3%で改定【1万円未満切り捨て(議員のみ1万円未満切り上げ)】	H18.10.1	
	改定額	1,240	980	890	980	890	780			
	改定率	▲5.34%	▲5.77%	▲5.32%	▲5.77%	▲5.32%	▲4.88%			

(単位:千円)

国特別職・一般職(幹部職員)の改定率(△6.7～7.0%)に準じ改定した団体

(単位:千円)

	知事	副知事	出納長	議長	副議長	議員	改定根拠	適用日	備考	
山形県	改定前	1,300	1,000	840	930	800	一般職(部長級職員)改定率▲6.3～6.9%を考慮し、▲6.7%で改定【千円未満切り捨て】	H18.4.1		
	改定額	1,212	933	783	867	746				
	改定率	▲6.77%	▲6.70%	▲6.79%	▲6.77%	▲6.75%				▲6.75%
新潟県	改定前	1,330	1,040	900	1,030	900	一般職(部長級職員)改定率▲6.7%に準じ改定【一万円未満四捨五入】	H18.4.1	任期中の現給保障有り	
	改定額	1,240	970	840	960	840				770
	改定率	▲6.77%	▲6.73%	▲6.67%	▲6.80%	▲6.67%				▲6.10%
愛知県	改定前	1,509	1,196	990	1,225	1,078	国特別職の取扱いに準じ三役▲7.0%、議員▲1.3% (=0.93×15/10)で改定【千円未満四捨五入】	H19.1.1 (予定)	地域手当有り	
	改定額	1,403	1,112	921	1,209	1,064				977
	改定率	▲7.02%	▲7.02%	▲6.97%	▲1.31%	▲1.30%				▲1.31%
京都府	改定前	1,390	1,100	970	1,120	1,030	国特別職改定率▲6.7%及び一般職最大改定率▲7.0%を考慮し、▲7.0%で改定【千円未満切り捨て】	H18.4.1	任期中の現給保障有り 地域手当有り	
	改定額	1,292	1,023	902	-	-				-
	改定率	▲7.05%	▲7.00%	▲7.01%						
和歌山県	改定前	1,290	1,010	860	1,010	860	一般職(幹部職員)平均改定率▲6.38%【一万円未満四捨五入】	H18.7.1	任期中の現給保障有り 地域手当有り	
	改定額	1,210	950	810	950	810				770
	改定率	▲6.20%	▲5.94%	▲5.81%	▲5.94%	▲5.81%				▲6.10%
佐賀県	改定前	1,280	1,010	910	1,010	880	一般職(幹部職員)及び国特別職改定率▲6.7～▲6.8%を考慮し、▲6.75%で改定【一万円未満四捨五入】	H18.4.1		
	改定額	1,190	940	850	940	820				760
	改定率	▲7.03%	▲6.93%	▲6.59%	▲6.93%	▲6.82%				▲6.17%
熊本県	改定前	1,340	1,050	940	1,050	940	一般職(部長級職員)改定率▲6.6%及びH19以降の累積改定率▲1.2%で改定【一万円未満切り上げ】	H18.4.1	任期中の現給保障有り	
	改定額	1,240	970	870	970	870				780
	改定率	▲7.46%	▲7.62%	▲7.45%	▲7.62%	▲7.45%				▲7.14%



### 三役の退職手当支給割合の改定状況

H18.11.24調査

		知事	副知事	出納長	適用日	備考
岩手県	改定前	0.80	0.50	0.30	H18.4.1	
	改定額	0.65	0.45	0.30		
	減	▲0.15	▲0.05	—		
京都府	改定前	0.80	0.60	0.55	H18.4.1	
	改定額	0.70	0.50	0.35		
	減	▲0.10	▲0.10	▲0.20		
島根県	改定前	0.70	0.50	0.35	H19.1.1(予定)	12月議会上程
	改定額	0.60	0.43	0.30		
	減	▲0.10	▲0.07	▲0.05		
広島県	改定前	0.75	0.55	0.40	H17.10.11	
	改定額	0.65	0.47	0.34		
	減	▲0.10	▲0.08	▲0.06		
徳島県	改定前	0.80	0.55	0.40	H18.7.18	
	改定額	0.70	0.45	0.35		
	減	▲0.10	▲0.10	▲0.05		
愛媛県	改定前	0.70	0.50	0.40	H18.7.21	
	改定額	0.60	0.43	0.30		
	減	▲0.10	▲0.07	▲0.10		
高知県	改定前	0.70	0.50	0.35	H18.4.1	
	改定額	0.60	0.43	0.30		
	減	▲0.10	▲0.07	▲0.05		
佐賀県	改定前	0.75	0.50	0.40	H19.4.1	
	改定額	0.65	0.45	0.35		
	減	▲0.10	▲0.05	▲0.05		
大分県	改定前	0.75	0.50	0.40	H19.4.1(予定)	12月議会上程
	改定額	0.67	0.45	0.36		
	減	▲0.08	▲0.05	▲0.04		
沖縄県	改定前	0.70	0.50	0.35	H18.10.1	
	改定額	0.50	0.42	0.30		
	減	▲0.20	▲0.08	▲0.05		
上記団体における平均	改定前	0.75	0.52	0.39		
	改定額	0.63	0.45	0.33		
	減	▲0.11	▲0.07	▲0.07		

※ 上記には、H19.1以降に改正予定の島根県、大分県を含む。

# 国の特別職の俸給月額等の改定経過

給料月額等の単位：千円

年度 適用 年月日	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(※1)
総理大臣	1,835 2.40%	1,892 3.11%	1,985 4.92%	2,114 6.50%	2,167 2.51%	2,208 1.89%	2,234 1.18%	2,254 0.90%	2,265 0.49%	2,288 1.02%	2,304 0.70%	→	→	→	2,255 △2.13%	2,227 △1.24%	→	2,220 △0.31%	2,071 △6.71%
国務大臣	1,338 2.37%	1,379 3.06%	1,447 4.93%	1,541 6.50%	1,581 2.60%	1,611 1.90%	1,630 1.18%	1,645 0.92%	1,653 0.49%	1,670 1.03%	1,682 0.72%	→	→	→	1,646 △2.14%	1,626 △1.22%	→	1,621 △0.31%	1,512 △6.72%
大臣政務官	1,091 2.44%	1,125 3.12%	1,180 4.89%	1,257 6.53%	1,292 2.78%	1,317 1.93%	1,332 1.14%	1,343 0.83%	1,349 0.45%	1,364 1.11%	1,375 0.81%	→	→	→	1,345 △2.18%	1,328 △1.26%	→	1,324 △0.30%	1,235 △6.72%
衆参議長	1,835 2.40%	1,892 3.11%	1,985 4.92%	2,114 6.50%	2,167 2.51%	2,208 1.89%	2,234 1.18%	2,254 0.90%	2,265 0.49%	2,288 1.02%	2,304 0.70%	→	→	→	2,255 △2.13%	2,227 △1.24%	→	2,220 △0.31%	2,182 △1.71%
衆参副議長	1,338 2.37%	1,379 3.06%	1,447 4.93%	1,541 6.50%	1,581 2.60%	1,611 1.90%	1,630 1.18%	1,645 0.92%	1,653 0.49%	1,670 1.03%	1,682 0.72%	→	→	→	1,646 △2.14%	1,626 △1.22%	→	1,621 △0.31%	1,593 △1.73%
衆参議員	1,091 2.44%	1,125 3.12%	1,180 4.89%	1,257 6.53%	1,292 2.78%	1,317 1.93%	1,332 1.14%	1,343 0.83%	1,349 0.45%	1,364 1.11%	1,375 0.81%	→	→	→	1,345 △2.18%	1,328 △1.26%	→	1,324 △0.30%	1,301 △1.74%
国の一般職 の給与改定	2.35%	3.11%	3.67%	3.71%	2.87%	1.92%	1.18%	0.90%	0.95%	1.02%	0.76%	0.28%	0.12%	0.08%	△2.03%	△1.07%	△0.05%	△0.36%	(※2)

※1 平成18年度からの国の特別職等の俸給月額等の改定については、特別職及び一般職は経過措置があり現給保障される。国会議員については、経過措置を設けず、改定額での支給となる。  
 ※2 平成18年度の国の一般職の給与改定については、給与構造改革による俸給の引下げ(平均4.8%)、調整手当(3%~12%)に替えて地域手当(3%~18%)を支給することとなる。

県内各市の特別職の報酬月額等の状況

平成18年11月24日現在

	報酬等						退職手当				H18年度審議会 開催状況	
	市町村長	助役	収入役	議長	副議長	議員	市町村長	助役	収入役	計算方式		支給方法
津市	1,130,000	870,000	740,000	670,000	610,000	550,000	55/100	35/100	25/100	在職月数方式	任期毎	審議会開催しない
四日市市	1,099,000	902,000	792,000	691,000	629,000	589,000	50/100	40/100	30/100	在職月数方式	任期毎	審議会設置未定
伊勢市	1,013,000	785,000	683,000	567,000	509,000	451,000	450/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	審議会設置未定
松阪市	1,013,000	786,000	683,000	570,000	509,000	450,000	37.5/100	23.5/100	21/100	在職月数方式	任期毎	審議会設置 (19年1月～2月頃) 予定
桑名市	1,028,000	781,000	672,000	590,000	510,000	460,000	450/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	審議会設置未定
鈴鹿市	1,058,000	816,000	707,000	613,000	539,000	485,000	450/100	315/100	243/100	在職年数方式	任期毎	審議会設置未定
名張市	930,000	709,000	629,000	583,000	502,000	460,000	500/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	審議会設置未定
尾鷲市	900,000	712,000	653,000	425,000	353,000	321,000	450/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	審議会開催について検討中
亀山市	995,000	745,000	690,000	495,000	420,000	390,000	450/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	11/24開催
鳥羽市	890,000	688,000	615,000	445,000	377,000	337,000	450/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	審議会開催しない
熊野市	900,000	700,000	630,000	440,000	370,000	340,000	37.5/100	23.5/100	21/100	在職月数方式	任期毎	11/14審議会答申済み (報酬等据え置き)
いなべ市	950,000	750,000	680,000	495,000	420,000	390,000	500/100	300/100	270/100	在職年数方式	任期毎	審議会設置未定
志摩市	996,000	772,000	684,000	495,000	420,000	390,000	500/100	300/100	270/100	在職年数方式	任期毎	審議会開催しない
伊賀市	973,000	754,000	668,000	530,000	467,000	423,000	450/100	280/100	250/100	在職年数方式	任期毎	審議会設置 (12月～1月頃) 予定

その他の特別職の報酬月額等の改定経過

(単位：円)

適用年月日	S63.4.1	H2.4.1	H4.4.1	H6.4.1	H8.4.1	H18.4.1
教育委員会	委員長	200,000	215,000	225,000	230,000	227,000
	委員	160,000	184,000	194,000	199,000	196,000
選挙管理委員会	委員長	160,000	184,000	194,000	199,000	196,000
	委員	140,000	161,000	170,000	175,000	172,000
人事委員会	常勤委員	560,000範囲内	590,000範囲内	634,000範囲内	678,000範囲内	668,000範囲内
	非常勤委員長	160,000	169,000	184,000	199,000	196,000
	非常勤委員	140,000	148,000	170,000	175,000	172,000
公安委員会	委員長	170,000	179,000	202,000	217,000	214,000
	委員	145,000	153,000	174,000	187,000	184,000
労働委員会	会長	160,000	169,000	184,000	199,000	196,000
	公益委員	145,000	153,000	166,000	180,000	177,000
監査委員	労使委員	140,000	148,000	161,000	175,000	172,000
	知識常勤	560,000範囲内	590,000範囲内	634,000範囲内	678,000範囲内	668,000範囲内
	経験非常勤	190,000	200,000	215,000	230,000	227,000
	議会選出	140,000	148,000	161,000	175,000	172,000
海区漁業調整委員会	会長	145,000	145,000	145,000	145,000	120,000
	委員	125,000	125,000	125,000	125,000	105,000
内水面漁場管理委員会	会長	60,000	63,000	68,000	72,000	65,000
	委員	50,000	53,000	57,000	61,000	55,000
収用委員会	会長	65,000	69,000	74,000	89,000	88,000
	委員	55,000	58,000	62,000	75,000	74,000
附属機関	委員	日額 6,500	日額 6,900	日額 20,000範囲内	日額 21,500範囲内	日額 21,200範囲内
公営企業管理者		620,000範囲内	654,000範囲内	703,000範囲内	752,000範囲内 ※1	815,000範囲内

※1 公営企業管理者については、H11.4.1から病院事業庁長が加わることに伴い、限度額が827,000範囲内に改正されている。

※2 附属機関は、環境審議会、男女共同参画審議会など

## 第 5 主な財政指標の状況

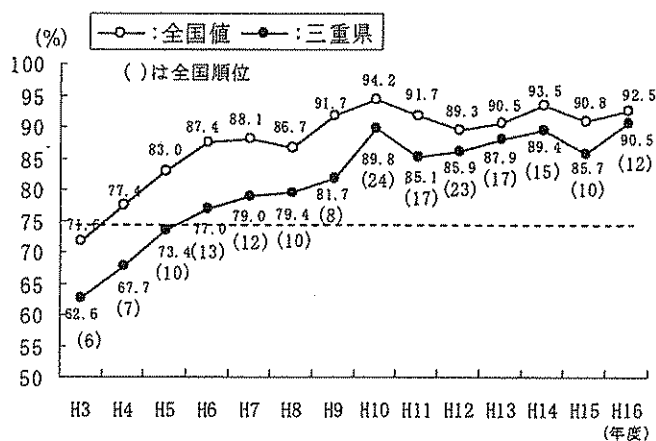
### 財政指標の推移（普通会計決算ベース）

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければなりません。財政分析において財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、第 20 図に主な財政指標項目の推移を示しました。

なお、財政指標関連項目の状況については資料 20 に示したとおりです。

第 20 図 主な財政指標の推移

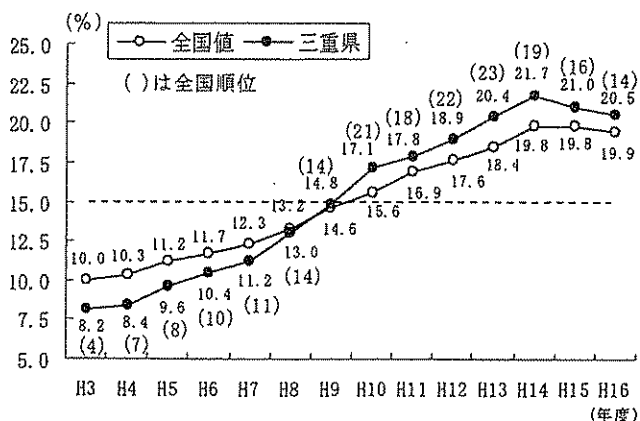
[第 20-1 図] 経常収支比率



経常収支比率は平成 4 年度以降ほぼ一貫して上昇し続けています。これは毎年経常的に収入される地方税があまり伸びていないのに対し、人件費の上昇や公債費負担の増加等により毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源の伸び率が大きいことによるものです。

一般的には 75%程度が妥当とされており、三重県は平成 6 年度以降、75%を上回っているとともに、全国値に対しては低い値で推移しているものの、よく似た変動傾向で推移しています。

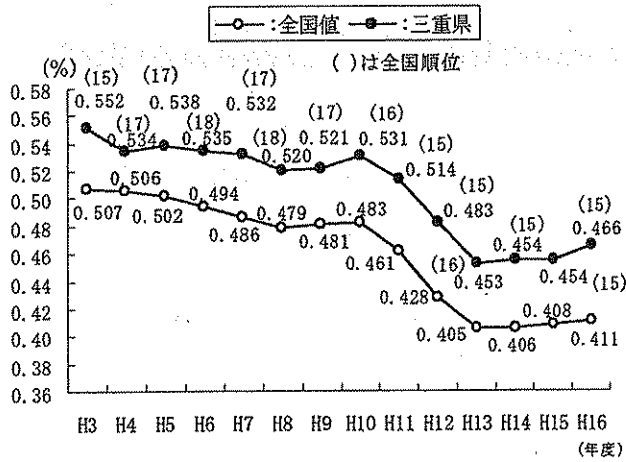
[第 20-2 図] 公債費負担比率



県債の元利償還金等の公債費負担比率は、平成 4 年度以降一貫して上昇し続けてきましたが、平成 15 年度からは減少傾向となっています。これまでの上昇は、毎年度増加し続けた公債費に充当される一般財源の伸び率が大きいのに対し、一般財源の伸び率が低迷していることによるものです。

一般的には 15%が警戒ラインとされており、三重県も近年、15%を越えた水準で推移しているとともに、全国値とよく似た変動傾向となっています。また、全国の自治体の財政状況は、本県と同様に厳しい状況にあると推定されます。

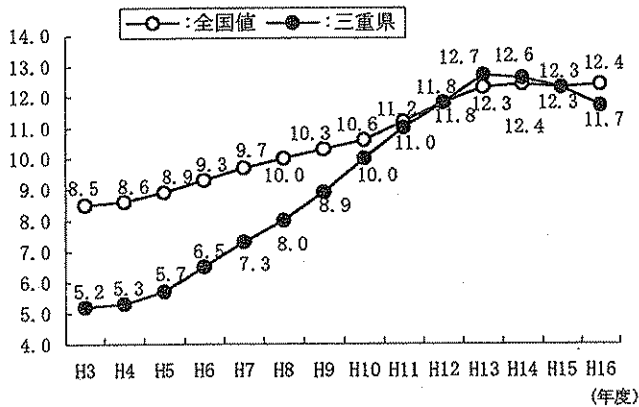
[第20-3図] 財政力指数 (3ヶ年平均)



財政力指数は財政力を判断する理論上の指数であり、三重県は平成2年度の0.56をピークに、その後全国値と同様に下方に推移し、平成16年度で0.466となっています。

また、全国状況を見ると、第19表のとおり、本県はCグループに属しています。

[第20-4図] 起債制限比率



起債制限比率は平成4年度以降上昇し続けています。これは、公債費の伸び率が大きく、年々財政を圧迫してきていることを示しています。

一般的には20%を越えると一部の県債の発行が制限されることとなっており、三重県、全国値とも、10%を越えた水準で推移しています。

## 財政力指数からみた本県の位置

第19表 財政力指数（平成14年度～平成16年度）

（単位：円）

	財政力指数	所 属 団 体	団体数	人口1人あたりの額			
				16年度		15年度	
				地方税	一般財源	地方税	一般財源
B <sub>1</sub>	0.700～1.000	愛知県、神奈川県	2	109,961	126,733	104,814	122,638
B <sub>2</sub>	0.500～0.700	大阪府、静岡県、千葉県、埼玉県、茨城県、福岡県	6	92,314	136,893	88,127	134,322
C	0.400～0.500	栃木県、群馬県、京都府、宮城県、兵庫県、三重県、広島県、滋賀県、岐阜県、岡山県	10	(103,031) 89,338	(191,651) 171,672	(98,223) 85,595	(197,084) 173,607
D	0.300～0.400	長野県、石川県、福島県、香川県、新潟県、北海道、富山県、山口県、奈良県、福井県、愛媛県、山梨県、熊本県	13	85,879	212,138	82,458	213,820
E	0.300未満	徳島県、佐賀県、山形県、大分県、青森県、鹿児島県、岩手県、和歌山県、沖縄県、宮崎県、秋田県、長崎県、鳥取県、高知県、島根県	15	72,284	244,010	70,896	249,709
F	1.05962	東京都	1	261,992	264,319	243,620	244,292

- (注) 1. グループの編成は、14年度～16年度までの財政力指数（基準財政収入額／基準財政需要額）の平均値が0.700～1.000をB<sub>1</sub>、0.500～0.700をB<sub>2</sub>、0.400～0.500をC、0.300～0.400をD、0.300未満をEとして区分したものである。
2. 東京都は、他の都道府県と行政権能、規模等著しく異なるので、Fグループとした。
3. 表示のグループは、16年度の区分である。
4. 人口1人あたりの額は、各グループの平均値で、( )内の数字は本県分を示したものである。
5. 一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税及び交通安全対策特別交付金とした。  
(出典参考)  
「平成16年度都道府県決算状況調」による「平成16年度都道府県財政指数表」(総務省)

### 一口メモ

- 普通会計 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なることを踏まえて、財政比較や統一的な掌握のために地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計に含まれない特別会計を合算したものです。
- 経常収支比率（財政構造の弾力性を判断する指標）  
財政構造が弾力的か否か、財政の健全性が保持されているか否かの判断基準であり、歳出のうち、収入の増減に係わりなく支出を迫られる、経常的に支出されなければならない経費の占める割合を指します。一般的に、人件費や物件費等の経常経費の割合が大きく、また、それらの財源に国庫支出金、地方債といった臨時的収入が充てられる状態では財政構造が硬直化しており、柔軟な財政活動は期待できません。一般的には75%程度が妥当とされています。
- 財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指標）  
財政力を判断する、理論上の指数であり、交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めます。この指数が大きいくほど財源に余裕があるとされており、1を超える自治体には普通交付税は交付されません。財政力指数は、1に近いか1を越えるほど財源に余裕があるものとされています。
- 公債費負担比率（地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標）  
一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合をいうもので、これがどの程度一般財源の用途の自由度を制約するかを示すものです。この比率は、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。
- 起債制限比率（地方債の許可制限に係る指標）  
地方債の元利償還金に充当された一般財源のうち交付税措置される経費等を除外して算出される割合で、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の1つです。  
一般的には、20%を越えると一部の起債が制限されます。

資料20 主な財政指標の推移（普通会計決算）

[ ] 内は全国順位

		経常収支比率 (%)	公債費負担比率 (%)	財政力指数 (3年平均財政力指数)	起債制限比率 (%)
H2	県	62.5[5位]	8.7[8位]	0.56020[15位]	5.7
	全国	70.7	10.0	0.50491	8.8
3	県	62.6[6位]	8.2[4位]	0.55276[15位]	5.2
	全国	71.6	10.0	0.50786	8.5
4	県	67.7[7位]	8.4[7位]	0.53491[17位]	5.3
	全国	77.4	10.3	0.50690	8.6
5	県	73.4[10位]	9.6[8位]	0.53894[17位]	5.7
	全国	83.0	11.2	0.50228	8.9
6	県	77.0[13位]	10.4[10位]	0.53552[18位]	6.5
	全国	87.4	11.7	0.49423	9.3
7	県	79.0[12位]	11.2[11位]	0.53205[17位]	7.3
	全国	88.1	12.3	0.48645	9.7
8	県	79.4[10位]	13.0[14位]	0.52095[18位]	8.0
	全国	86.7	13.2	0.47933	10.0
9	県	81.7[8位]	14.8[14位]	0.52196[17位]	8.9
	全国	91.7	14.6	0.48128	10.3
10	県	89.8[24位]	17.1[21位]	0.53106[16位]	10.0
	全国	94.2	15.6	0.48338	10.6
11	県	85.1[17位]	17.8[18位]	0.51412[15位]	11.0
	全国	91.7	16.9	0.46116	11.2
12	県	85.9[23位]	18.9[22位]	0.48317[15位]	11.8
	全国	89.3	17.6	0.42853	11.8
13	県	87.9[17位]	20.4[23位]	0.45316[16位]	12.7
	全国	90.5	18.4	0.40501	12.3
14	県	89.4[15位]	21.7[19位]	0.45446[15位]	12.6
	全国	93.5	19.8	0.40573	12.4
15	県	85.7[10位]	21.0[16位]	0.45440[15位]	12.3
	全国	90.8	19.8	0.40786	12.3
16	県	90.5[12位]	20.5[14位]	0.46578[15位]	11.7
	全国	92.5	19.9	0.41125	12.4

※ 全国の比率は「地方財政の状況」より



# 全国、三重県及び津市の消費者物価指数の状況

平成12年を100とした各年の指数

	全 国		三 重 県		津 市	
	指 数	対前年比	指 数	対前年比	指 数	対前年比
平成3年	95.1	3.0	93.3	2.7	—	—
平成4年	96.7	1.6	94.4	1.1	—	—
平成5年	98.0	1.3	95.4	1.0	—	—
平成6年	98.6	0.6	97.0	1.6	—	—
平成7年	98.5	-0.1	98.5	1.5	98.0	—
平成8年	98.6	0.1	98.6	0.1	98.5	—
平成9年	100.4	1.8	100.2	1.6	100.6	2.1
平成10年	101.0	-0.1	100.9	1.6	101.2	0.6
平成11年	100.7	-0.3	100.9	0.0	101.2	0
平成12年	100.0	-0.7	100.0	-0.9	100.0	-1.2
平成13年	99.3	-0.7	99.6	-0.4	99.2	-0.8
平成14年	98.4	-0.9	98.6	-1.0	98.4	-0.8
平成15年	98.1	-0.3	98.6	0	98.3	-0.1
平成16年	98.1	0	98.8	0.2	98.5	0.2
平成17年	98.0	-0.1	98.7	-0.1	98.4	-0.1
平成18年	98.9	0.9	100.0	0.3	99.4	1.0

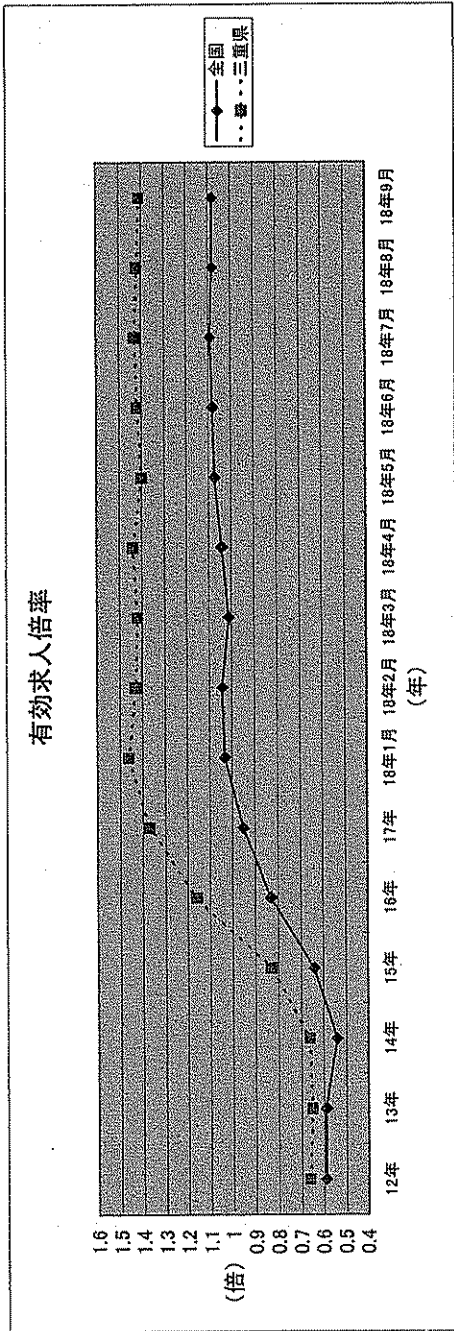
※ 平成18年の数値は、同年9月の指数であり、対前年比は平成17年9月の指数との対比である。

※ 津市の指数の平成7年基準以前のものについては、調査項目の変動等を考慮して算出されていない。

# 有効求人倍率と完全失業者の状況

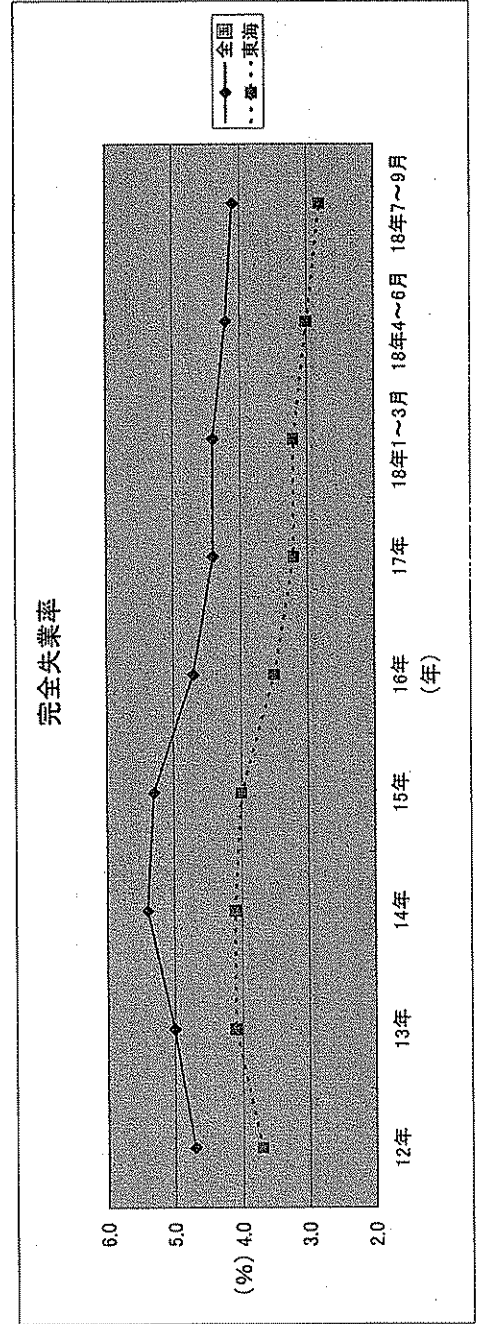
(1) 有効求人倍率(厚生労働省「職業安定業務統計」)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年1月	18年2月	18年3月	18年4月	18年5月	18年6月	18年7月	18年8月	18年9月
全国	0.59	0.59	0.54	0.64	0.83	0.95	1.03	1.04	1.01	1.04	1.07	1.08	1.09	1.08	1.08
三重県	0.66	0.65	0.66	0.83	1.16	1.37	1.46	1.43	1.42	1.44	1.40	1.42	1.43	1.42	1.41



(2) 完全失業者(総務省「労働力調査」)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年1~3月	18年4~6月	18年7~9月
全国	4.7	5.0	5.4	5.3	4.7	4.4	4.4	4.2	4.1
東海	3.7	4.1	4.1	4.0	3.5	3.2	3.2	3.0	2.8





平成 17 年 12 月 26 日

三重県知事 野 呂 昭 彦 様

 三重県特別職報酬等審議会  
 会 長 井 上 正

 知事、副知事及び出納長の給料の額並びに県議会議長、副議長  
 及び議員の報酬の額に関する答申

 平成 17 年 12 月 6 日付け総務第 04-203 号により貴職から諮問があった特別職の  
 報酬等の額について、次のとおり答申します。

## 記

## 1 特別職の報酬等

 知事、副知事及び出納長の給料の月額は次のとおり改定し、県議会議長、副  
 議長及び議員の報酬の月額は、現行の額を据え置くことが適当である。

知 事	1, 290, 000	円
副知事	1, 020, 000	円
出納長	870, 000	円

## 2 実施時期

平成 18 年 4 月 1 日から改定することが適当である。

## 3 考え方

 当審議会は、平成 17 年 12 月 6 日、知事から特別職の報酬等の額について諮  
 問を受け、慎重に審議を重ねてきた。

 審議に当たっては、全国からみた三重県の位置づけや社会経済情勢、特別職  
 の職務と職責の度合い、一般職の給与改定状況などを総合的に勘案し、多角的  
 な視点から検討を行った。

 全国から見た三重県の位置づけとして、人口、世帯数、面積、経済規模など主  
 要な指標について確認したところ、全国のほぼ中位に位置している状況であっ  
 た。当審議会で審議すべき特別職の報酬等の額については概ね全国の中位では  
 あるが、いずれの職においても全国平均額よりやや低い額となっており、また、  
 本年の消費者物価指数については、前回審議した平成 14 年とほぼ均衡している  
 状況にあった。

以上のような全国の様況等を勘案し、報酬等の額を据え置くべきという意見もあったが、前回の答申以降、一般職の給与は毎年引き下げられており、知事、副知事及び出納長については、職員を指揮監督するなど、一般職の給与改定率との均衡を最も重視すべき立場にあると考え、前回の答申以降の一般職の累積給与改定率であるマイナス 1.44%に相当する金額を引き下げることが適当であると判断した。

また、県議会議長、副議長及び議員については、これまで知事等と同方向での改定を行ってきており、厳しい財政状況等を勘案すると今回もその考え方を踏襲すべきという意見もあった一方、近年、議員という職のあり方について、地方制度調査会等で様々な議論が行われているなか、必ずしも知事等と同一の改定を行わなければならないものでもないとの意見もあった。

以上の状況を総合的に勘案し、県議会議長、副議長及び議員については、今回は据え置くことが適当であると判断した。

#### 4 附帯意見

特別職の報酬等の額は、社会経済情勢の変化や他の都道府県の動向等とともに、一般職の給与改定の状況を踏まえ、総合的に勘案したうえで決定すべきものである。

本年は、人事委員会から平成 18 年度からの一般職の給与構造について、給料表の構造見直し、地域手当の導入等について勧告がなされているところである。

したがって、一般職の給与構造の見直し動向、その他の諸情勢の変化に留意し、今後、早期に審議会を開催し審議することが適当である。

また、定期的に審議会を開催することも検討されたい。

三重県特別職報酬等審議会

会 長 井 上 正

会長代理 中 川 千恵子

委 員 川 村 則 之

委 員 千 田 喜久治

委 員 田 部 眞樹子

委 員 枋 木 謙 作

委 員 成 田 美 代

委 員 疋 田 敬 志


委 員 安 田 千 代

委 員 吉 田 一 喜



平成 14 年 12 月 26 日

三重県知事 北川 正恭 様

三重県特別職報酬等審議会  
会長 佐合 允之 

知事、副知事及び出納長の給料の額並びに県議会議長、副議長  
及び議員の報酬の額に関する答申

平成 14 年 12 月 9 日付け総務第 04-252 号により貴職から諮問があった特別職の  
報酬等の額について、次のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等

特別職の報酬等の月額は、現行の額を据え置くことが適当である。

2 考え方

今回は、特別職の報酬等の額が平成 8 年 1 月に改定されて以来、7 年が経過  
しようとしていることや、本年の一般職の給与改定が初めてマイナスとなるな  
ど、これまでの審議会とは大きく異なる状況にあった。

このため、本審議会は、諮問を受けて以来、社会経済情勢や一般職職員の給  
与改定状況及び他の都道府県の状況など諸般の事情を考察し、慎重に審議を重  
ねてきたところである。

この中で、特別職の報酬等が現行の額となった平成 8 年 1 月以降の一般職職  
員の給与改定率をみると、本年のマイナス分も含め、累積でプラス 1.06%とな  
っているが、現下の社会経済情勢等を踏まえると、これを基準とした改定は適  
当ではない。

また、厳しい民間状況を反映し、一般職職員の給与改定が本年初めてマイナ  
スとなったところであるが、今回は、特別職の報酬等の額が 7 年間据え置きで  
あったことも総合的に考える必要があり、単年度の状況だけで判断することは  
適当ではない。仮に、その間に一般職職員の給与改定率を基準に特別職の報酬  
等の額を考えると、一定のプラスもあり得たところである。さらに、本年の消  
費者物価指数は、平成 8 年とほぼ同じ状況にある。

以上のような状況に加え、他の都道府県の動向等も踏まえ、総合的に勘案し  
た結果、特別職の報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当であ  
ると判断したものである。

なお、平成8年1月以降の7年間の一般職の累積改定率（1.06%）との格差は、今回の審議の中で、整理されたものとして取り扱うべきであるとする。

### 3 審議会の開催時期

特別職の報酬等については、今後は、社会経済情勢の変化や一般職職員の給与改定の状況及び他の都道府県の動向などに即応できるよう、これらの状況を踏まえ審議会を開催し、審議することが適当である。



三重県特別職報酬等審議会

会 長	佐 合 允 之
会長代理	藤 井 賢 三
委 員	石 川 賢 司
委 員	小 池 静 一
委 員	千 田 喜久治
委 員	田 部 眞樹子
委 員	寺 本 喜 宥
委 員	中 川 千恵子
委 員	永 野 元 康
委 員	村 田 温 子



## 知事及び副知事の給与条則の月額及び期末手当の割合

平成23年7月20日現在

都道府県	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)	給与月額《単位：千円》		適用年月日	期末手当の割合			備考	
			知事	副知事		6月	12月	3月		
北海道	83,456	5,507	1,380 ( 1,250 )	1,100 ( 1,000 )	4.10.1 ( 2.10.1 )	140	155	-	有	45
	9,644	1,373	1,270 ( 1,210 )	970 ( 920 )	5.12.1 ( 3.10.1 )	140	155	-	有	45
	15,278	1,331	1,240 ( 1,300 )	960 ( 1,000 )	18.4.1 ( 7.10.1 )	140	155	-	有	45
	11,636	1,086	1,210 ( 1,270 )	930 ( 970 )	18.7.1 ( 5.4.1 )	137.5	155	-	有	45
	6,862	2,348	1,310 ( 1,330 )	1,020 ( 1,030 )	18.4.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	45
北海道東北	6,652	1,169	1,212 ( 1,300 )	933 ( 1,000 )	18.4.1 ( 7.4.1 )	137.5	147.5	-	有	45
	13,782	2,029	1,320 ( 1,290 )	1,030 ( 1,000 )	7.10.1 ( 6.4.1 )	140	150	-	有	45
	2,102	13,162	1,494 ( 1,511 )	1,219 ( 1,233 )	23.4.1 ( 22.4.1 )	140	155	-	有	45
	2,415	9,050	1,450 ( 1,360 )	1,160 ( 1,110 )	7.12.1 ( 3.12.1 )	122.5	137.5	-	有	40
	5,081	6,217	1,390 ( 1,250 )	1,110 ( 1,000 )	5.10.1 ( 3.10.1 )	190	205	-	有	20
関東	6,095	2,969	1,340 ( 1,240 )	1,080 ( 970 )	7.4.1 ( 4.7.1 )	140	155	-	有	45
	6,408	2,007	1,290 ( 1,340 )	1,010 ( 1,080 )	19.4.1 ( 9.4.1 )	140	155	-	有	45
	3,767	7,195	1,420 ( 1,440 )	1,134 ( 1,150 )	18.4.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	45
	6,362	2,008	1,310 ( 1,330 )	1,060 ( 1,080 )	22.4.1 ( 6.10.1 )	140	155	-	有	45
	4,201	863	1,250 ( 1,260 )	960 ( 970 )	22.12.1 ( 9.1.1 )	140	155	-	有	45
東海	13,104	2,153	1,282 ( 1,350 )	988 ( 1,040 )	20.4.1 ( 7.4.1 )	135	150	-	有	45
	10,363	2,375	1,240 ( 1,330 )	970 ( 1,040 )	18.4.1 ( 16.4.1 )	140	155	-	有	45
	5,116	7,408	1,403 ( 1,509 )	1,112 ( 1,196 )	19.1.1 ( 15.12.1 )	140	155	-	有	45
	5,761	1,855	1,280 ( 1,290 )	1,010 ( 1,020 )	19.4.1 ( 18.4.1 )	187.5	202.5	-	有	20
	7,255	3,765	1,298 ( 1,310 )	1,060 ( 1,070 )	21.12.1 ( 19.4.1 )	140	155	-	有	45
海北陸	9,768	2,081	1,340 ( 1,200 )	1,060 ( 950 )	6.12.1 ( 3.12.1 )	187.5	202.5	-	有	20
	2,045	1,093	1,300 ( 1,170 )	1,020 ( 920 )	6.1.1 ( 3.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,185	1,170	1,300 ( 1,170 )	1,020 ( 940 )	6.7.1 ( 3.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,189	806	1,300 ( 1,170 )	1,020 ( 920 )	6.1.1 ( 3.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,613	2,637	1,292 ( 1,390 )	1,023 ( 1,100 )	18.4.1 ( 8.3.1 )	140	155	-	有	45
近畿	1,898	8,863	1,450 ( 1,270 )	1,140 ( 1,000 )	4.4.1 ( 63.4.1 )	185	200	-	有	20
	8,396	5,589	1,410 ( 1,250 )	1,110 ( 980 )	4.5.1 ( 63.12.1 )	140	155	-	有	45
	3,691	1,400	1,218 ( 1,220 )	950 ( 951 )	22.12.1 ( 21.12.1 )	140	155	-	有	45
	4,726	1,001	1,210 ( 1,290 )	950 ( 1,010 )	18.7.1 ( 8.4.1 )	140	155	-	有	45
	3,766	1,410	1,320 ( 1,210 )	1,040 ( 950 )	8.4.1 ( 4.1.1 )	140	155	-	有	45
中国	8,479	2,861	1,389 ( 1,344 )	1,091 ( 1,056 )	13.1.1 ( 8.1.1 )	125	135	35	有	45
	7,009	1,945	1,290 ( 1,310 )	1,020 ( 1,040 )	18.7.1 ( 7.12.1 )	140	155	-	有	45
	3,507	588	1,207 ( 1,244 )	900 ( 928 )	22.1.1 ( 21.4.1 )	131	140	-	有	45
	6,707	716	1,280 ( 1,230 )	1,000 ( 960 )	8.1.1 ( 5.1.1 )	140	150	-	有	45
	6,113	1,451	1,290 ( 1,310 )	1,020 ( 1,040 )	20.4.1 ( 8.1.1 )	140	155	-	有	45
四国	1,862	996	1,285 ( 1,300 )	980 ( 990 )	16.4.1 ( 7.12.1 )	140	155	-	有	45
	4,146	786	1,300 ( 1,260 )	990 ( 960 )	9.4.1 ( 5.12.1 )	140	155	-	有	45
	7,105	765	1,220 ( 1,240 )	940 ( 950 )	22.4.1 ( 18.4.1 )	140	155	-	有	45
	5,678	1,431	1,320 ( 1,200 )	1,010 ( 920 )	8.4.1 ( 4.4.1 )	140	155	-	有	45
	4,845	5,073	1,350 ( 1,210 )	1,080 ( 960 )	5.4.1 ( 2.4.1 )	140	155	-	有	45
九州	5,099	1,196	1,240 ( 1,310 )	990 ( 1,045 )	19.4.1 ( 8.4.1 )	140	155	-	有	45
	2,439	850	1,190 ( 1,280 )	940 ( 1,010 )	18.4.1 ( 7.11.1 )	140	155	-	有	20
	4,105	1,427	1,260 ( 1,330 )	990 ( 1,040 )	18.8.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	45
	6,794	1,135	1,240 ( 1,310 )	980 ( 1,040 )	18.10.1 ( 8.10.1 )	140	155	-	有	20
	7,267	1,817	1,240 ( 1,340 )	970 ( 1,050 )	18.4.1 ( 9.4.1 )	140	155	-	有	45
九州	9,044	1,706	1,240 ( 1,310 )	970 ( 1,030 )	23.8.1 ( 8.4.1 )	140	155	-	有	20
	2,276	1,393	1,240 ( 1,250 )	980 ( 990 )	20.4.1 ( 17.1.1 )	140	155	-	有	20
	7,768	2,725	1300.21 ( 1289.11 )	1021.28 ( 1,013 )						

(注) 1 本表の( )内は、改定前の給与月額及び議決、適用年月日である。  
2 (青 森)「給与月額」欄に掲げる知事1270千円及び副知事970千円は、給与条則に定める上限額である。  
3 (栃 木)「議決年月日」及び「適用年月日」欄の上段は副知事、下段は知事である。



## 知事及び副知事の給与の実支給額等

都道府県	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)	給与の実支給月額 《単位：円》		給与減額の 場合の条例 改正態様		左の内容が 「率」の場合の 減額率(%)		減額終了 年月日	備考
			知事	副知事	主体 内容	知事 副知事				
北海道	83,456	5,507	1,035,000	880,000	附則	率	25	20	24.3.31	期末手当は知事25%、副知事20%減額
青森	9,644	1,373	1,016,000	873,000	本則	率	20	10	24.3.31	実支給額は、給与条例に定める上限額の範囲内で知事が定めた額
岩手	15,278	1,331	1,054,000	864,000	附則	率	15	10	24.3.31	
秋田	11,636	1,086	968,000	790,500	附則	率	20	15	25.4.30	・期末手当は知事20%、副知事15%の減額
宮城	6,862	2,348	1,244,500	979,200	特例	率	5	4	25.3.31	本則の給与月額も減額改正
山形	6,652	1,169	909,000	788,400	特例	率	25	15.5	25.3.31	・減額分100円未満切り捨て
福島	13,782	2,029	1,056,000	875,500	特例	率	20	15	25.3.31	
東京	2,102	13,162	1,344,600	1,219,000	特例	率	10	-	24.3.31	・知事のみ特別条例により減額 ・期末手当は知事のみ減額(10%相当分の0.29月を減額 2.95月→2.66月)
神奈川	2,415	9,050	1,450,000	1,160,000	-	-	-	-	-	
千葉	5,081	6,217	1,390,000	1,110,000	-	-	-	-	-	
茨城	6,095	2,969	1,072,000	918,000	特例	率	20	15	24.3.31	期末手当は知事20%、副知事15%減額
栃木	6,408	2,007	1,032,000	858,500	特例	率	20	15	24.12.8	
埼玉	3,767	7,195	1,420,000	1,134,000	本則	-	-	-	-	知事のみ特別条例により期末手当20%減額 但し、H21.4.1～H23.8.30の間の期末手当は、知事30%、副知事10%の減額
群馬	6,362	2,008	1,179,000	954,000	特例	率	10	10	24.3.31	
山梨	4,201	863	1,100,000	873,600	特例	率	12	9	23.9.30	
長野	13,104	2,153	1,282,000	988,000	本則	-	-	-	-	
新潟	10,363	2,375	1,240,000	970,000	本則	-	-	-	-	
愛知	5,116	7,408	982,100	889,600	特例	率	30	20	24.3.31	・H23.8.1より給与の減額率を変更 ・期末手当は知事20%、副知事10%減額
三重	5,761	1,855	896,000	858,500	特例	率	30	15	※	・知事は、期末手当は50%減額、退職金不支給 ※知事は任期終了まで、副知事は25.3.31まで
静岡	7,255	3,765	1,298,000	1,060,000	本則	-	-	-	-	
岐阜	9,768	2,081	938,000	848,000	特例	率	30	20	24.3.31	
富山	2,045	1,093	1,105,000	918,000	特例	率	15	10	24.3.31	
石川	4,185	1,170	1,235,000	969,000	特例	率	5	5	24.3.31	
福井	4,189	806	1,170,000	918,000	附則	率	10	10	23.4.22	
京都	4,613	2,637	1,162,800	971,850	特例	率	10	5	24.3.31	・期末手当は知事10%、副知事5%減額
大阪	1,898	8,863	1,015,000	912,000	特例	率	30	20	26.3.31	期末手当は知事30%、副知事15%減額
兵庫	8,396	5,589	1,128,000	943,500	附則	率	20	15	24.3.31	期末手当は知事10%、副知事7%減額、加算率45%→15%
奈良	3,691	1,400	1,096,200	902,500	特例	率	10	5	24.3.31	
和歌山	4,726	1,001	1,137,400	893,000	特例	率	6	6	24.3.31	
滋賀	3,766	1,410	1,056,000	936,000	特例	率	20	10	27.3.31	期末手当は基礎額(加算額)を知事30%、副知事25%減額
広島	8,479	2,861	1,250,100	1,009,175	特例	率	10	7.5	26.3.31	
岡山	7,009	1,945	903,000	816,000	特例	率	30	20	25.3.31	・期末手当は知事30%、副知事20%減額
鳥取	3,507	588	1,207,000	900,000	本則	-	-	-	-	
島根	6,707	716	960,000	800,000	特例	率	25	20	24.3.31	
山口	6,113	1,451	1,032,000	918,000	特例	率	20	10	24.3.31	
香川	1,862	996	1,028,000	833,000	特例	率	20	15	24.3.31	
徳島	4,146	786	975,000	811,800	附則	率	25	18	※	※平成24年3月分まで
高知	7,105	765	976,000	874,200	特例	率	20	7	24.3.31	知事は任期終了(H23.12.6)まで減額
愛媛	5,678	1,431	990,000	858,500	特例	率	25	15	24.3.31	期末手当は減額後の給与月額が基礎
福岡	4,845	5,073	1,350,000	1,080,000	-	-	-	-	-	
大分	5,099	1,196	1,231,320	983,070	附則	率	0.7	0.7	当分の間	
佐賀	2,439	850	1,190,000	940,000	本則	-	-	-	-	
長崎	4,105	1,427	1,260,000	990,000	本則	-	-	-	-	
宮崎	6,794	1,135	992,000	882,000	特例	率	20	10	27.1.31	
熊本	7,267	1,817	868,000	824,500	特例	率	30	15	24.3.31	期末手当は知事10%、副知事5%減額
鹿児島	9,044	1,706	930,000	824,500	特例	率	25	15	24.3.31	※23.8.1からの本則改正に伴い、実支給月額 知事982,500円 → 930,000円、副知事 875,500円 → 824,500円となる
沖縄	2,276	1,393	1,116,000	911,400	特例	率	10	7	24.3.31	
平均	7,768	2,725	1,112,128	925,783						

・「給与減額の場合の条例改正態様」欄の「附則」という標記は、給与条例の附則の改正により給与月額を減額しているという意であり、「特例」という標記は、給与の特例条例を制定し給与月額を減額しているという意である。



## 政務調査費制度について

地方自治法の一部改正（平成12年5月30日公布 平成13年4月1日施行）

政務調査費の交付に関する規定が整備された。

改正内容（抜すい）

第百条第十一項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

- 1 三重県政務調査費の交付に関する条例制定（平成13年3月27日公布 平成13年4月1日施行）

地方自治法第100条第12項及び第13項（現第14項及び第15項）の規定に基づき、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めた。

主な内容

政務調査費の額

会派分 1月当たり15万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額

議員分 1月当たり18万円

会派の届出

会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、議長に届を提出

政務調査費の使途

調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等の項目を別表で規定

収支報告書

領収書等証拠書類添付の規定なし

政務調査費の返還

政務調査費の収入総額が同支出総額を超えた場合は、超えた額を返還

収支報告書の閲覧

規定なし

2 政務調査費の交付に関する条例の一部改正（平成 19 年 3 月 20 日公布 平成 19 年 5 月 1 日施行）

政務調査費に係る支出の額が 1 件 1 万円以上のものに係る領収書その他の証拠書類を添付して、収支報告書を閲覧に供することを定めた。

主な改正

政務調査費の用途

別表に定める用途項目ごとに議長が別に定める用途基準に従い支出

収支報告書

1 件 1 万円以上の支出に係る領収書等ほか議長が別に定める書類を添付

収支報告書の閲覧

議長が別に定める方法により閲覧

必要な措置（附則）

施行後 2 年を目途として必要な検討を加え、必要な措置を講ずる

3 政務調査費の交付に関する条例施行規程制定（平成 19 年 4 月 27 日公布 平成 19 年 5 月 1 日施行）

収支報告書の閲覧等に必要な事項を定めた。

主な内容

諸様式の整備

会派結成届、請求書等の様式を規定

収支報告書に添付すべき証拠書類等

領収書、旅費に係る支出計算書等添付すべき書類を規定

収支報告書の閲覧

閲覧開始日、閲覧場所、閲覧方法等を規定

支出基準

用途項目ごとに旅費、需用費等支出科目及び内容を規定

4 政務調査費の運用に係るガイドライン作成（平成 20 年 3 月 25 日代表者会議了承 平成 20 年度分政務調査費から適用）

各会派の経理責任者等代表者で協議のうえ、全国都道府県議会議長会資料をもとに用途基準や按分の考え方について、統一的な考え方を整理した。



5 政務調査費の交付に関する条例の一部改正（平成 20 年 3 月 31 日交付 平成 20 年 4 月 1 日施行）

政務調査費の支出に係る金額について、領収書添付が必要な下限額（1 件 1 万円以上）を廃止し、原則すべての支出に係る領収書を収支報告書に添付することを定めた。

主な改正

収支報告書に添付が必要な証拠書類  
1 件 1 万円以上と限定する部分を削除

6 政務調査費ガイドラインの策定（平成 21 年 3 月 19 日代表者会議了承 平成 20 年度分政務調査費に適用）

より具体的な使途基準について検討し、前後泊の基準、食糧費・備品の取扱い等を明確化した。

7 政務調査費の交付に関する条例の一部改正（平成 21 年 3 月 25 日交付 平成 21 年 4 月 1 日施行）

期間を定めて、特例的に政務調査費の交付金額を変更（会派分と議員分との合計額の 10%相当額を減額）して交付することを附則で定めた。

主な改正

期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 29 日までに交付する政務調査費  
変更する交付対象

会派分

交付金額

議員 1 人 1 月当たり 15 万円のところ 11 万 7 千円

8 政務調査費ガイドラインの改正（平成 21 年 4 月 21 日代表者会議了承）

海外政務調査について、海外政務調査計画書に予定金額を記載すること、帰国後に公開の報告会を実施することを定めた。

議会機能の充実強化を求める緊急要請（平成 22 年 1 月 21 日全議総会決定）

地方議会議員の責務を明確化したうえで、政務調査費制度を見直すことを求める要請文を決定した。

緊急要請文（抜すい）

議会機能の充実強化及び地方議会議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等に加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするよう法律改正を行うこと。

9 政務調査費の交付に関する条例の一部改正（平成 23 年 6 月 30 日交付 平成 23 年 7 月 1 日施行）

期間を定めて、特例的に政務調査費の交付金額を変更（会派分と議員分との合計額の 20%相当額を減額）して交付することを附則で定めた。

主な改正

期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに交付する政務調査費

変更する交付対象

会派分

交付金額

議員 1 人 1 月当たり 15 万円のところ 8 万 4 千円

政務調査費に関する調

平成23年7月20日現在

都道府県	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)	交付対象		条例本則の交付金額(単位:円)		実交付金額(単位:円)		備考
			会派議員 及び議員	議員	会派 【議員1人当たり月額】	議員 【1人当たり月額】	会派 【議員1人 当たり月 額】	議員 【1人当 たり月 額】	
北海道	83,456	5,507	○		100,000 ( - )	430,000 ( - )	100,000	380,000	附則で減額(議決H23.7.8、期間H23.8.1~H24.3.31)
青森	9,644	1,373	○		- ( 310,000 )	310,000 ( - )	-	310,000	条例改正(議決H20.3.21、適用H20.4.1)
岩手	15,278	1,331	○		- ( - )	310,000 ( - )	-	310,000	
秋田	11,636	1,086	○		60,000 ( - )	250,000 ( - )	60,000	250,000	
宮城	6,862	2,348	○		350,000 ( - )	- ( - )	350,000	-	
山形	6,652	1,169	○		30,000 ( 310,000 )	280,000 ( - )	30,000	280,000	条例改正(議決H20.3.18、適用H20.4.1)
福島	13,782	2,029	○		350,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	附則で減額(議決H23.3.14、期間H23.4.1~H25.3.31)
東京	2,102	13,162	○		600,000 ( - )	- ( - )	600,000	-	
神奈川	2,415	9,050	※○※○※○	※○※○	530,000 ( - )	※ ( - )	530,000	※	※月額53万円の交付対象を各会派ごとに選択、「会派及び議員」を選択する場合は各会派ごとに決める
千葉	5,081	6,217	○		50,000 ( - )	350,000 ( - )	50,000	350,000	
茨城	6,095	2,969	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	
栃木	6,408	2,007	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	条例改正(適用H22.4.1)により、収支報告書の修正等及び収支報告書等の写しの交付について
埼玉	3,767	7,195	○		500,000 ( - )	- ( - )	500,000	-	
群馬	6,362	2,008	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	
山梨	4,201	863	○		50,000 ( - )	230,000 ( - )	50,000	230,000	
長野	13,104	2,153	○		310,000 ( - )	- ( - )	290,000	-	附則で減額(議決H15.3.24、期間H15.5.1~H24.3.31)
新潟	10,363	2,375	○		66,000 ( - )	264,000 ( - )	66,000	264,000	
愛知	5,116	7,408	※○※○※○	※○※○	500,000 ( 500,000 )	※ ( - )	500,000	※	H23.5.1から交付対象が「会派及び議員」、会派は、議員一人当たり月額50万円を、会派に配分する額及びその所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。(議決H23.3.18)
三重	5,761	1,855	○		150,000 ( - )	180,000 ( - )	84,000	180,000	附則で減額(議決H23.6.28、期間H23.7.1~H24.6.30、会派分、議員分合計の20%相当額を会派分から減額)
静岡	7,255	3,765	○		450,000 ( - )	- ( - )	450,000	-	
岐阜	9,768	2,081	○		- ( - )	330,000 ( - )	-	330,000	
富山	2,045	1,093	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	
石川	4,185	1,170	※○※○※○	※○※○	300,000 ( 300,000 )	※ ( - )	300,000	※	※条例改正(議決H21.3.19、適用H21.4.1)、月額30万円の交付対象を各会派ごとに選択、「会派及び議員」を選択する場合は各会派ごとに決める
福井	4,189	806	○		300,000 ( 100,000 )	※ ( 200,000 )	300,000	※	※条例改正(議決H22.3.17、適用H22.4.1)、月額30万円の交付対象は各会派ごとに決める
京都	4,613	2,637	○		100,000 ( - )	400,000 ( - )	100,000	400,000	
大阪	1,898	8,863	※○※○※○	※○※○	590,000 ( 100,000 )	※ ( 490,000 )	501,500	※	※条例改正(議決H21.3.23、適用H21.4.1)、月額59万円の交付対象は各会派ごとに決める
兵庫	8,396	5,589	※○※○※○	※○※○	500,000 ( 200,000 )	※ ( 300,000 )	500,000	※	※特例条例により月額15%減額(議決H20.7.22、期間H20.8.1~H24.3.31)
奈良	3,691	1,400	○		20,000 ( 50,000 )	280,000 ( 250,000 )	20,000	280,000	※条例改正(議決H20.3.24、適用H20.4.1)
和歌山	4,726	1,001	○		30,000 ( 60,000 )	270,000 ( 240,000 )	30,000	270,000	※条例改正(議決H19.3.7、適用H19.4.1)
滋賀	3,766	1,410	※○※○※○	※○※○	300,000 ( 100,000 )	※ ( 200,000 )	300,000	※	※条例改正(議決H20.9.16、適用H21.4.1)、月額30万円の交付対象は各会派ごとに決める、無所属議員は月額20万円
広島	8,479	2,861	○		350,000 ( - )	- ( - )	350,000	-	
岡山	7,009	1,945	○		- ( - )	350,000 ( - )	-	350,000	
鳥取	3,507	588	○		- ( - )	250,000 ( - )	-	250,000	
島根	6,707	716	○		30,000 ( - )	270,000 ( - )	30,000	270,000	
山口	6,113	1,451	○		- ( - )	350,000 ( - )	-	350,000	
香川	1,862	996	○		- ( 300,000 )	300,000 ( - )	-	300,000	条例改正(議決H20.3.19、適用H20.4.1)
徳島	4,146	786	○		- ( 100,000 )	200,000 ( 150,000 )	-	200,000	条例改正(議決H22.3.19、適用H22.4.1)
高知	7,105	765	○		140,000 ( - )	140,000 ( - )	140,000	140,000	
愛媛	5,678	1,431	○		- ( 330,000 )	330,000 ( - )	-	330,000	条例改正(議決H20.3.14、適用H20.4.1)
福岡	4,845	5,073	○		500,000 ( - )	- ( - )	500,000	-	
大分	5,099	1,196	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	
佐賀	2,439	850	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	
長崎	4,105	1,427	○		40,000 ( - )	260,000 ( - )	40,000	260,000	
宮崎	6,794	1,135	○		100,000 ( 300,000 )	200,000 ( - )	100,000	200,000	条例改正(議決H19.12.21、適用H20.4.1)
熊本	7,267	1,817	※○※○※○	※○※○	300,000 ( - )	※ ( 300,000 )	300,000	※	※条例改正(議決H21.3.23、適用H21.4.1)、月額30万円の交付対象を各会派ごとに選択、「会派及び議員」を選択する場合は各会派ごとに決める
鹿児島	9,044	1,706	○		300,000 ( - )	- ( - )	300,000	-	
沖縄	2,276	1,393	○		100,000 ( 150,000 )	150,000 ( 100,000 )	100,000	150,000	条例改正(議決H17.3.29、適用H17.4.1)
平均	7,768	2,725	19	9					

(注) 1. 条例本則の「交付金額」の括弧内は、改定前の額である。  
2. ※は合計に含まず。

